
第 3 章 災害応急対策計画

第1節 災害直前活動

風水害については、災害発生の危険性のある程度は予測することが可能であり、被害を軽減するためには、気象警報・注意報等の住民に対する伝達、迅速な避難誘導等や災害の未然防止活動など、災害発生直前の活動が極めて重要である。特に、要配慮者が迅速に避難できるよう対策を行うことが必要である。

1 警報等の住民に対する伝達活動

気象警報・注意報等を迅速かつ適切に伝達することは、災害発生直前に適切な行動をし、人的、物的被害を回避するためにも重要である。

- (1) 村は、各機関から受けた気象警報・注意報等及び指示事項を速やかに周知徹底する。また、テレビ・ラジオ放送等により常に最新の気象状況把握に努める。
- (2) 住民から災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けたときは、その旨を速やかに関係機関に伝達する。

2 異常現象発見時の通報

- (1) 災害が発生又は拡大するおそれがある以下のような異常な現象を発見した住民は、村又は警察官に、速やかにその情報を通報する。

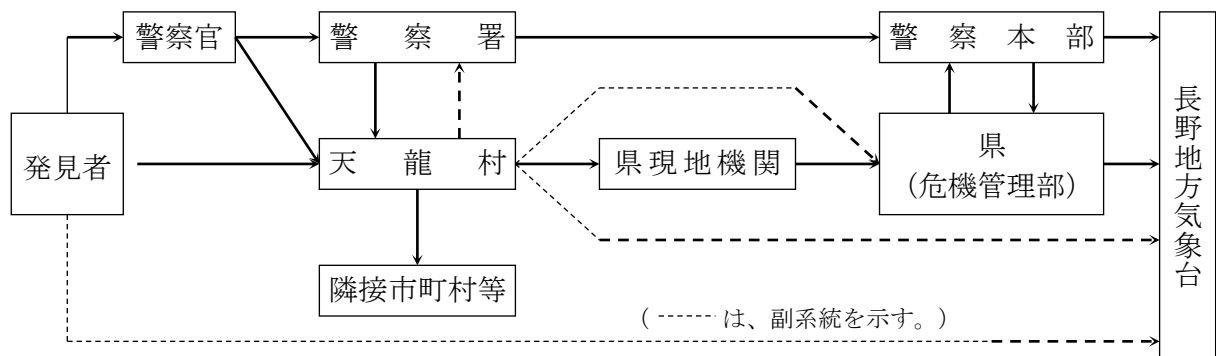
ア 気象関係

強い突風、竜巻、強い降雹、激しい雷と大雨等の気象現象

イ 水象関係

河川の水位の異常な上昇

- (2) 通報を受けた村又は警察官は、次の通報系統により、それぞれ関係機関に通報するとともに、できるだけその現象を確認し、事態の把握に努める。



3 住民の避難誘導対策

風水害により、住民の生命、身体に危険が生じるおそれのある場合には、村が定める災害避難情報等の判断基準に準じて避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行うなど、適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。

また、浸水想定区域内や土砂災害危険箇所等の要配慮者関連施設に対しては迅速かつ適切な

避難誘導に努める。

- (1) 村は、風水害の発生のおそれがある場合には河川管理者、消防団等と連携を図りながら気象情報等に十分注意し、浸水地域や土砂災害危険箇所の警戒活動を行い、危険がある場合は、住民に対して避難のための避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行い、避難誘導活動を実施する。

特に、避難行動要支援者については避難準備情報の伝達を行うなどの、避難支援計画に沿った避難支援を行う。

当日及び前日までの降水量等の気象状況等から、災害発生の危険性があると判断した場合は、時間帯や利用者数等を総合的に判断し、要配慮者利用施設に対して連絡・通報を行うものとする。また、必要に応じて、自主防災組織・住民等の協力を得て避難誘導活動を実施する。

- (2) 村は、災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じ指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し、住民に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難所とする。
- (3) 住民に対する避難準備情報、避難指示、避難勧告の伝達に当たっては、防災行政無線、CATV、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア（インターネットなどで情報交換を行うメディア）、ワンセグ放送（携帯電話などでも受信できる地上デジタル放送）等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ的確な伝達に努める。
- (4) 情報の伝達、誘導避難の実施に当たっては、高齢者、身体障害者その他歩行が困難な者等から優先的に行う等、避難行動要支援者に対して配慮するよう努める。
- (5) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の所在、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の所在等、避難に資する必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布、ホームページでの掲載など必要な措置をとるものとする。
- (6) 避難指示、避難勧告を解除する場合には、十分に安全性の確認に努める。

4 災害の未然防止対策

村は、災害発生のおそれがある場合は、事前に適切な災害未然防止活動を行い、被害の発生の防止に努める。

- (1) 水防活動

水防計画に基づき、河川等の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所について、応急対策として水防活動を実施する。

- (2) 河川管理施設、農業用排水施設等

洪水、豪雨の発生が予想される場合には、ダム、せき、水門、ポンプ場等の適切な操作を行う。

その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ必要な事項を警察署等に通報するとともに、住民に対して周知する。

(3) 道 路

降水量等に応じて、パトロール、事前規制等の必要な措置を実施する。

別紙 1

警報等の種類及び発表基準

1 気象業務法に基づく警報等

気象業務法に基づき、一般の警戒又は注意を促すために発表する気象、地象及び水象についての警報、注意報並びに情報をいう。

【気象庁における特別警報の発表基準】

現象の種類	基 準
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合 （参考 雨に関する天龍村の 50 年に一度の値 48 時間降水量：417mm 3 時間降水量：129mm 土壌雨量指数：272 土壌雨量指数の警報基準：175（平成 25 年 7 月時点の値）
暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 （参考 50 年に一度の積雪深と既往最深積雪深（飯田） 50 年に一度の積雪深：41cm 既往最深積雪深：81cm

〔注〕 発表に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断をする。

（平成 24 年 11 月 27 日 現在）
 （発表官署 長野地方気象台）

天龍村	府県予報区		長野県	
	一次細分区域		南部	
	市町村等をまとめた地域		下伊那地域	
警 報	大雨	（浸水害）	雨量基準	1 時間雨量 70 mm
		（土砂災害）	土壌雨量指数基準	175
	洪水		雨量基準	1 時間雨量 70 mm
			流域雨量指数基準	天龍川流域＝74、遠山川流域＝33
			複合基準	—

	暴風	平均風速	17m/ s
	暴風雪	平均風速	17m/ s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 20 cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
注意報	大雨	雨量基準	1 時間雨量 40 mm
		土壌雨量指数基準	140
	洪水	雨量基準	1 時間雨量 40 mm
		流域雨量指数基準	天龍川流域＝59、遠山川流域＝26
		複合基準	－
	強風	平均風速	13m/ s
	風雪	平均風速	13m/ s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10 cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪	1 積雪地域の日平均気温が 10℃以上 2 積雪地域の日平均気温が 6℃以上で日降水量が 20 mm 以上	
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度 20%で実効湿度 55%※	
	なだれ	1 表層なだれ：積雪が 50 cm以上あって、降雪の深さ 20 cm以上で風速 10m/ s 以上、又は積雪が 70 cm以上あって、降雪の深さ 30 cm以上 2 全層なだれ：積雪が 70 cm以上あって、最高気温が平年より 5℃以上高い、又は日降水量が 15 mm以上	
	低温	夏期：平均気温が平年より 4℃以上低く、かつ最低気温 15℃以下（高冷地で 13℃以下）が 2 日以上続く場合 冬期：最低気温－11℃以下（高冷地で－17℃以下）	
	霜	早霜・晩霜期に最低気温 2℃以下	

	着氷	著しい着氷が予想される場合
	着雪	著しい着雪が予想される場合
記録的短時間大雨情報	1 時間雨量	100 mm

※ 湿度は飯田特別地域気象観測所の値。

〈参考〉

土壌雨量指数	土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5 km四方の領域ごとに算出する。
流域雨量指数	流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5 km四方の領域ごとに算出する。

2 水防法に基づく警報等

(1) 洪水予報

水防法に基づき、重要河川で国土交通大臣又は知事が定めた河川について、区間を決めてその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

種 類	洪水予報の標題	発 表 基 準
洪 水 警 報	はん濫発生情報	洪水予報区間内ではん濫が発生したとき。
	はん濫危険情報	基準地点の水位がはん濫危険水位に達したとき。
	はん濫警戒情報	基準地点の水位が一定時間後にはん濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。
洪 水 注意報	はん濫注意情報	基準地点の水位がはん濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。

(2) 避難判断水位到達情報

水防法に基づき、重要河川についてその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

区 分	発 表 基 準
避難判断水位到達情報	はん濫注意水位を超える水位で、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位に達したとき。

(3) 水防警報

水防法に基づき、水防活動のために発する警報をいう。

区 分	発 表 基 準
水 防 警 報	水位がはん濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあり、水防活動の必要なとき。

3 消防法に基づく警報等

(1) 火災気象通報

消防法に基づき、気象状況が火災の予防上危険であるとき長野地方気象台長が長野県知事に行う通報で、知事は直ちに市町村長に通報する。

区 分	発 表 基 準
火 災 気 象 通 報	気象の状況が次のいずれか一つの条件を満たしたときとする。 1 実効湿度が 55%以下で、最小湿度が 20%以下になる見込みのとき。 2 実効湿度が 60%以下、最小湿度が 40%以下で、最大風速が 7 m/s を超える見込みのとき。 3 平均風速 10m/s 以上の風が 1 時間以上連続して吹く見込みのとき（降雨、降雪のときには通報しないことがある。）。

(2) 火災警報

消防法に基づき、村長が火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めたとき、一般に火の使用を制限し警戒を促すために発表する警報をいう。

区 分	発 表 基 準
火 災 警 報	前項 2 または 3 の発表基準に準ずる。

4 その他の情報

(1) 土砂災害警戒情報

長野県と長野地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する情報をいう。

区 分	発 表 基 準
土 砂 災 害 警 戒 情 報	2 時間先までの予測雨量から求めた 60 分積算雨量と土壌雨量指数の関数曲線値が、土砂災害発生危険基準線を超えると予測した場合。

(2) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表時に、現在の降雨がその地域にとって災害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量であることを知らせるために、地域を名指しして発表する気象情報をいう。

区 分	発 表 基 準
記 録 的 短 時 間 大 雨 情 報	県内で数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を、観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）した場合。 具体的には、1 時間雨量 100 mm 以上の場合。

(3) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト（積乱雲などから爆発的に吹き降ろす気流と、

これが地表に衝突して吹き出す破壊的な気流）等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報をいう。

区 分	発 表 基 準
竜巻注意情報	雷注意報が発表されている状況下において、竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに発表する。この情報の有効時間は、発表から1時間である。

(4) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報

気象情報の種類としては、台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報などがある。また、対象とする予報区により全般、地方、府県気象情報がある。

区 分	発 表 基 準
全般気象情報、 関東甲信地方 気象情報、長野 県気象情報	気象の予報等について、警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

5 警報等の発表及び解除

警報等を発表及び解除する機関は、次のとおりとする。

なお、注意報及び警報はその種類にかかわらず、新たな注意報又は警報の発表が行われたときには、自動的に切り替えられるものとする。

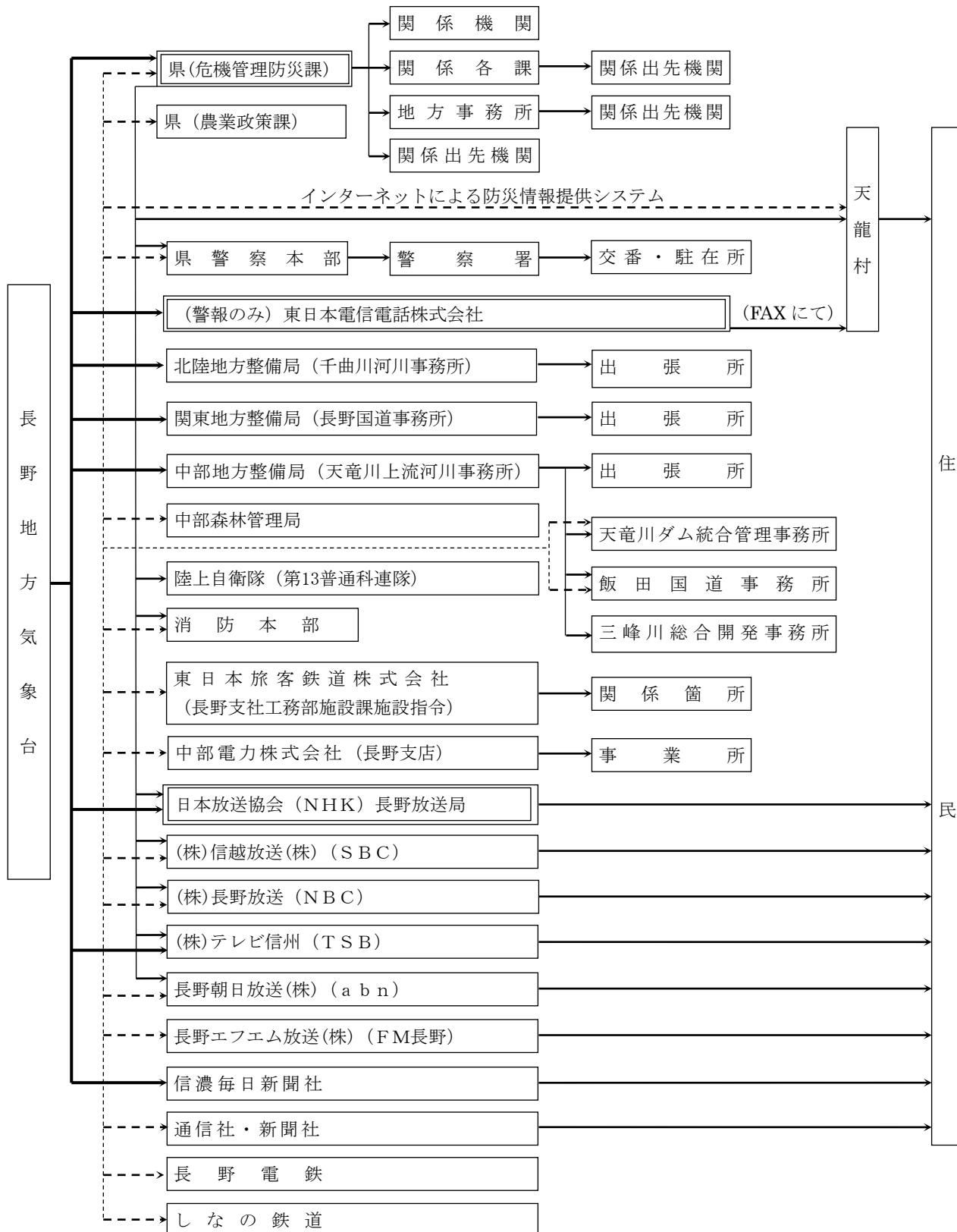
警報等の種類	発表機関名	対 象 区 域
気象注意報 気象警報	長野地方気象台	市町村ごと
水防警報	飯田建設事務所	知事が指定した河川（「県の指定河川」という。）
火災気象通報	長野地方気象台	市町村ごと
火災警報	市町村長	各市町村域
避難判断水位到達情報	天竜川上流河川事務所 飯田建設事務所	知事が指定した河川
土砂災害警戒情報	長野地方気象台 建設部砂防課	共同 県全域あるいは一部
記録的短時間大雨情報	長野地方気象台	県全域あるいは一部
竜巻注意情報	長野地方気象台	県全域あるいは一部
全般気象情報、 関東甲信地方気象情報、 長野県気象情報	気象庁、 気象庁、 長野地方気象台	全国、関東甲信地方、長野県

別紙 2

警報等伝達系統図

1 注意報・警報及び情報

(1) 系統図



注1 長野地方気象台から各防災関係機関等への伝達は、防災情報提供装置による。また、警報発表時には東日本電信電話会社又は西日本電信電話会社に対し、オンラインにより伝達する。

注2 県（危機管理防災課）から各機関への伝達は県防災行政無線ファックスによる。

注3 その他の伝達は、ファックス、音声、映像その他の方法による。

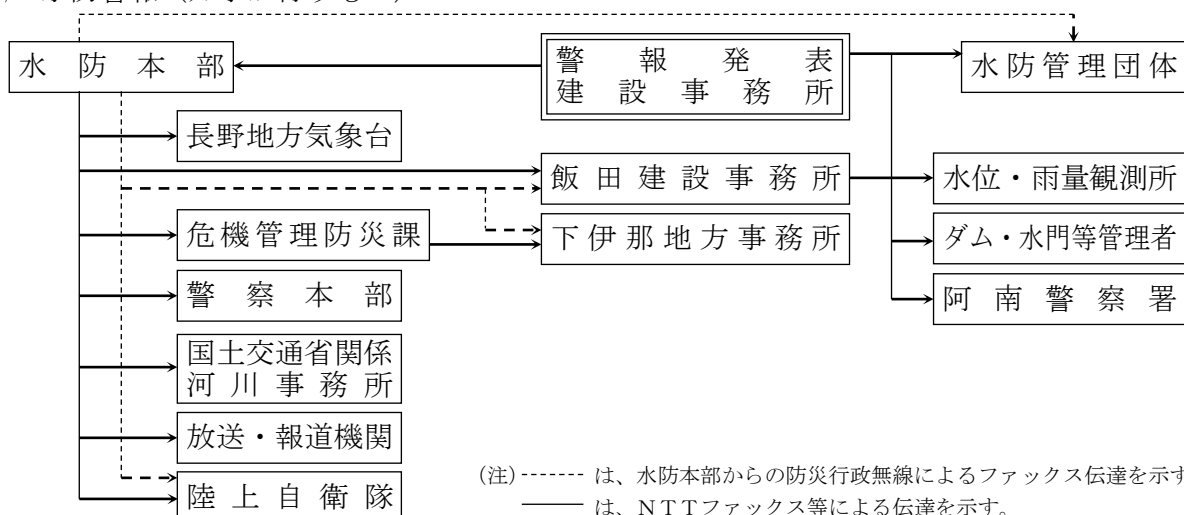
注4 は、法令により、長野地方気象台から警報事項を受領する機関

(2) 警報・注意報の対象地域の区分

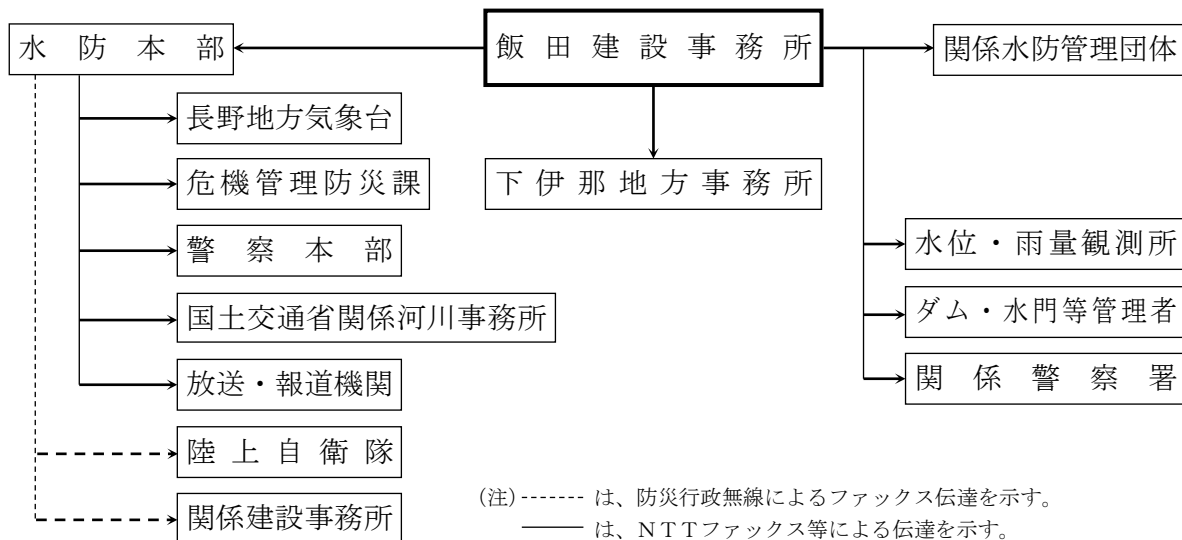
細分区域名		対 象 地 域
北 部	中野飯山地域	中野市、飯山市、下高井郡及び下水内郡
	長野地域	長野市、須坂市、千曲市、埴科郡、上高井郡及び上水内郡
	大北地域	大町市及び北安曇郡
中 部	上田地域	上田市、東御市及び小県郡
	佐久地域	小諸市、佐久市、南佐久郡及び北佐久郡
	松本地域	松本市（乗鞍上高地地域の区域を除く。）、塩尻市（木曽地域の区域を除く。）、安曇野市及び東筑摩郡
	乗鞍上高地地域	松本市（安曇及び奈川に限る。）
	諏訪地域	岡谷市、諏訪市、茅野市及び諏訪郡
南 部	上伊那地域	伊那市、駒ヶ根市及び上伊那郡
	木曽地域	塩尻市（奈良井、木曽平沢及び贅川に限る。）及び木曽郡
	下伊那地域	飯田市及び下伊那郡

2 水防警報等

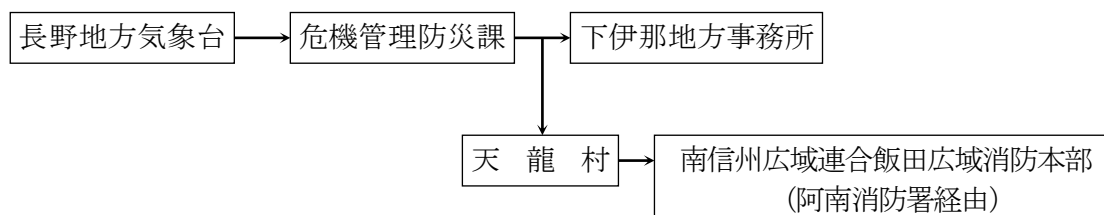
(1) 水防警報（知事が行うもの）



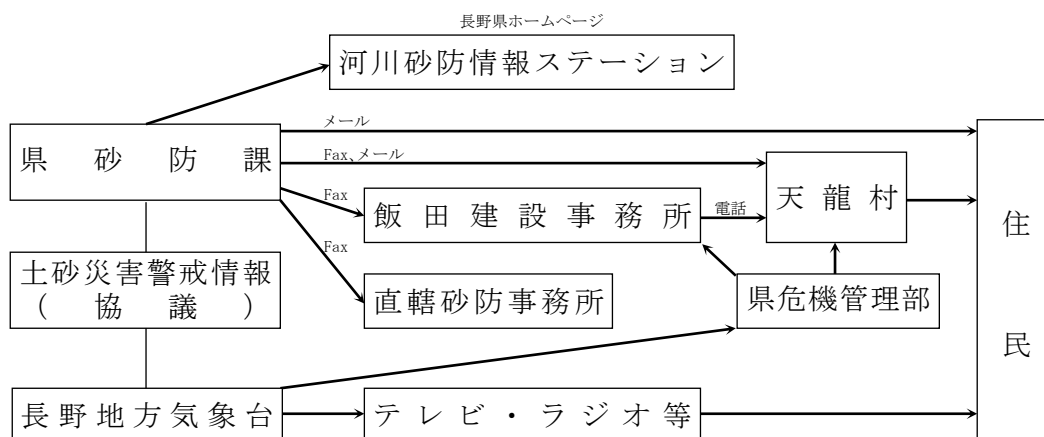
(2) 水位情報の通知（知事が行うもの）



3 火災気象通報



4 土砂災害警戒情報



第2節 災害情報の収集・連絡活動

災害が発生した場合、村は各防災関係機関及び地区住民と連携し直ちに災害時における被害状況調査体制をとり、迅速・的確な被害状況の調査を行うものとする。

1 報告の種別

(1) 概況速報

災害が発生したとき、災害対策本部を設置したとき、又はその他異常と思われる事態（大量の119番通報等）が発生したときは直ちにその概況を報告する。

(2) 被害中間報告

被害状況を収集し逐次報告するとともに、先に報告した事項に変更があった場合はその都度変更の報告をする。

(3) 被害確定報告

同一の災害に対する被害調査が終了し、被害が確定したときに報告する。

2 被害状況等の調査と調査責任機関

被害状況の調査は、地区担当職員による各地区の状況確認に併せ、次表に掲げる機関が関係機関及び団体の協力を得て実施する。調査に当たっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努めるものとする。

村は、被害が甚大である等、村単独では被害調査の実施が困難なときは、次表に掲げる県現地機関等に協力を求める。

また、村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

村は、特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録や外国籍住民登録の有無にかかわらず、村の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

調査事項	調査機関	協力機関
概況速報	村（総務課）	下伊那地方事務所
人的及び住家の被害	村（総務課）	下伊那地方事務所
避難準備情報・避難勧告・指示等避難状況	村（総務課）	下伊那地方事務所
社会福祉施設被害	施設経営者	下伊那地方事務所
農・畜・養蚕・水産業被害	村（振興課）	下伊那地方事務所 下伊那農業改良普及センター 飯田家畜保健衛生所 飯田食肉衛生検査所

		みなみ信州農協 飯伊森林組合
農地・農業用施設被害	村（振興課）	下伊那地方事務所
林業関係被害	村（振興課） 下伊那地方事務所 南信森林管理署	飯伊森林組合
公共土木施設被害	村（建設課） 飯田建設事務所 下伊那南部建設事 務所 地方整備局関係機関	
土砂災害等による被害	村（建設課） 飯田建設事務所 下伊那南部建設事 務所	
都市施設被害（公共下水道等）	村（建設課）	飯田建設事務所
水道施設被害	村（建設課）	下伊那地方事務所
廃棄物処理施設被害	村（住民課）	下伊那地方事務所
感染症関係被害	村（住民課）	飯田保健福祉事務所
医療施設関係被害（国保診療施設を除く。）	施設管理者	飯田保健福祉事務所
商工関係被害	村（振興課）	下伊那地方事務所 天龍村商工会
観光施設被害	村（振興課）	下伊那地方事務所
教育関係被害	村（教育委員会）	南信教育事務所
村有財産被害	村（総務課）	
公益事業関係被害	鉄道・通信・電力・ ガス等関係機関	下伊那地方事務所
警察調査被害	阿南警察署	村（総務課）
火災即報	飯田広域消防本部	
危険物等の事故による被害	村（総務課）	消防団、飯田広域消防本部
水害等情報	水防関係機関	

3 被害状況等報告内容の基準

この計画における被害の程度区分の判定は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか次表のとおりとする。

項 目	認 定 基 準
死 者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認した者、又は遺体を確認することができないが、死亡したことが確実な者とする。
行 方 不 明 者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
重 傷 者 軽 傷 者	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のある者のうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みの者とする。
住 家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。
非 住 家	住家以外の建物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に常時人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
住 家 全 壊 (全焼、全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全体が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住 家 半 壊 (半 焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
一 部 損 壊	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床 上 浸 水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。

床 下 浸 水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
罹 災 世 帯	災害により全壊・半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
罹 災 者	罹災世帯の構成員とする。

4 災害情報の収集・連絡系統

(1) 報告様式

被害状況等の部門別及び被害種別の報告様式は、資料 11 のとおりとする。

(2) 連絡系統

村が収集した被害状況等の連絡系統は、本節末「別記 災害情報連絡系統図」にしたがって行うこととする。これらのうち、緊急を要する等の場合は、村は直接県関係課に報告し、その後において下伊那地方事務所等の機関に報告する。

(3) 被害報告等

村の実施事項は、次のとおりである。

ア あらかじめ定められた情報収集連絡体制をとり、村が調査機関として定められている事項については被害状況等を調査のうえ、定められた様式及び連絡系統により県現地機関等に報告する。

イ 村における体制のみでは、円滑な情報収集連絡の実施が困難であると認められる場合は下伊那地方事務所長に応援を求める。

ウ 県庁舎の被災、通信の途絶等により、県との情報連絡がとれない場合は、国（総務省消防庁）に直接被害情報等の連絡を行う。

この場合の対象となる災害は、次のとおりとする。

(ア) 県において災害対策本部を設置した災害

(イ) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、特に報告の必要があると認められる程度の災害

(ウ) (ア)又は(イ)に定める災害になるおそれのある災害

なお、県との情報連絡が可能となった時点で、直ちに通常のルートに戻るものとする。

(4) 気象庁・長野地方気象台が発表・伝達する地震情報

ア 緊急地震速報（警報・予報）

緊急地震速報は、地震の発生直後に震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる地震動の警報及び予報である。

(7) 緊急地震速報（警報）

最大震度 5 弱以上の揺れが推定されたときに、震度 4 以上の揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。

(4) 緊急地震速報（予報）

最大震度 3 以上又はマグニチュード 3.5 以上等と推定されたときに発表されるもの。

イ 震度速報

震度 3 以上の大きな揺れを伴う地震が発生したことを知らせる情報。

地震発生後約 1 分半で、震度 3 以上を観測した地域名と地震の揺れの発現時刻を発表する。一般にはラジオ・テレビを通じて発表する。

ウ 地震情報

地震発生後、新たなデータが入るにしたがって、順次、次のような情報を発表する。

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	○震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	○震度 3 以上	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
震源・震度に関する情報	○次のいずれかを満たした場合 ・震度 3 以上 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	・地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上の市町村名を発表 ・震度 5 弱以上と考えられる地域・市町村で、震度を入手していない場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	○震度 1 以上	・震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 ・震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表
遠地地震に関する情報	○国外で発生した地震について次のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発現時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）をおおむね 30 分以内に発表

その他の情報	○顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	○震度 5 弱以上	観測した各地の震度データを基に、1 km 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表

5 通信手段の確保

村及び各防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を速やかに行うものとする。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、携帯電話、トランシーバー等の移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。

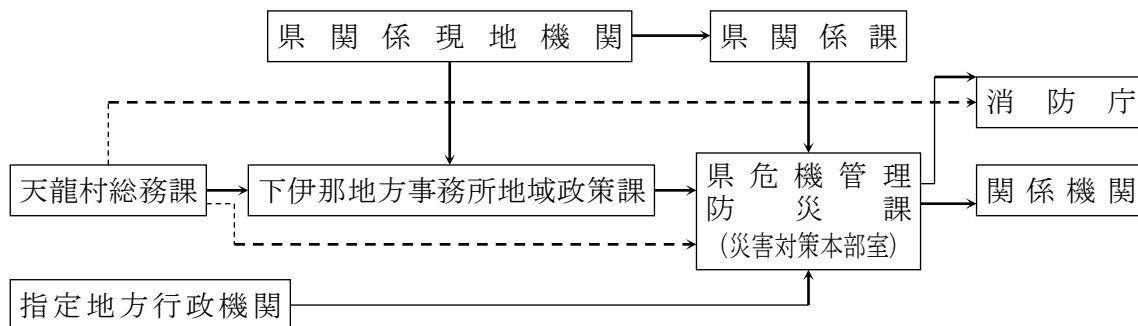
村が保有又は協定を締結している無線通信施設等は下表のとおりである。

主な無線通信施設等一覧

種 別	設置場所・連絡番号及び周波数等
□県防災行政無線（衛星系） 4 7 2 - ○ ○	□総務課 8 - 1 3 7 □住民課 8 - 1 2 5 □建設課 8 - 2 3 5 □振興課 8 - 2 2 2 □教育委員会 8 - 5 0 0 □出納室 8 - 1 3 5 □総務課・宿直 7 9 □F A X 7 6
□村防災行政無線	□基地局 □（移動系）車載型 13 台 □ 携帯型 2 台 □（固定系）屋外子局 23 台 □戸別受信機 各世帯
□消防無線 県内波 （152.81 MHz）	□基地局 2 台 □車載型 10 台 □携帯型 15 台
□防災相互通信用無線	□466.775MHz
□衛星携帯電話	□役場 090-7405-8117 □南支所 080-8760-4739

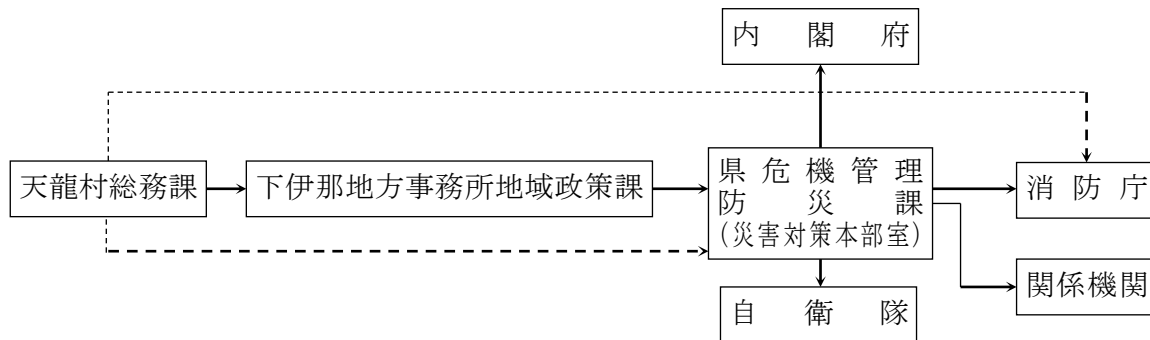
別記 災害情報連絡系統図

(1) 概況速報（様式第1号）



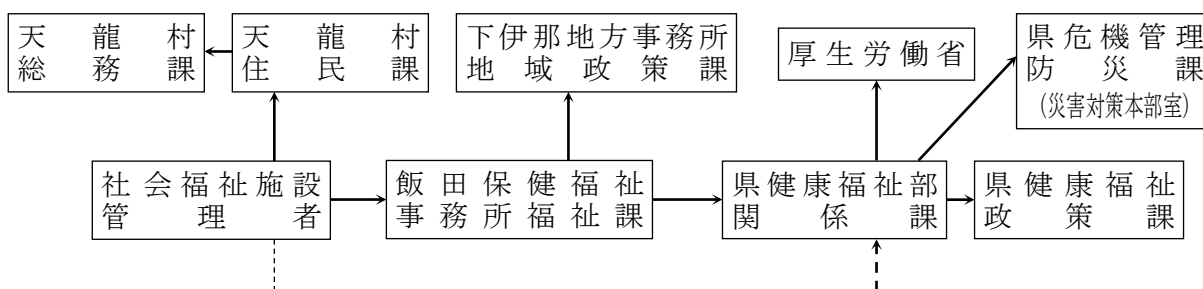
(2) 人的及び住家の被害状況報告（様式第2号）

避難準備情報・避難勧告・避難指示等 避難状況報告（様式第2-1号）



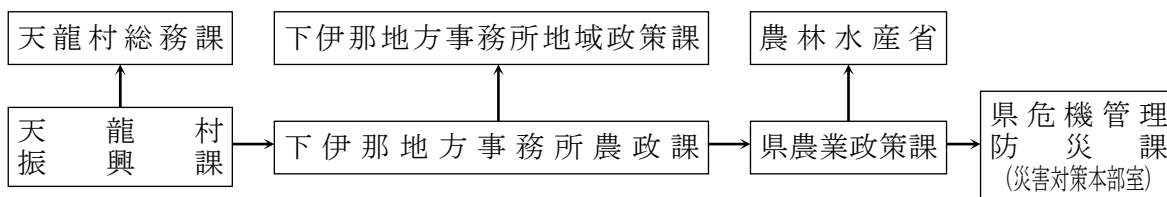
※ 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国籍住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国籍住民のうち、旅行者など外国籍住民登録の対象外の者は外務省）又は県危機管理防災課（災害対策本部）にも連絡する。

(3) 社会福祉施設被害状況報告（様式第3号）

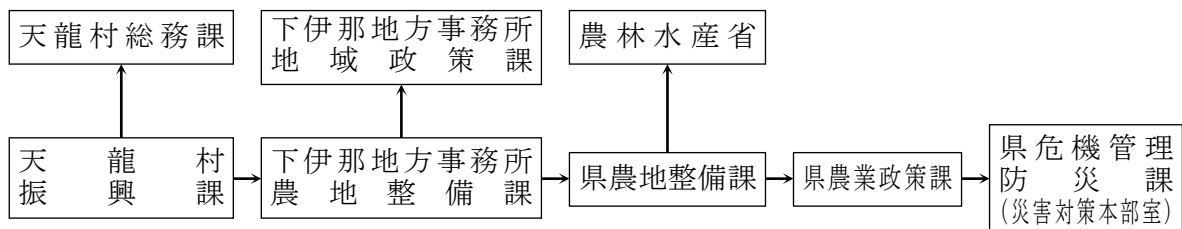


(4) 農業関係被害状況報告（様式第5号）

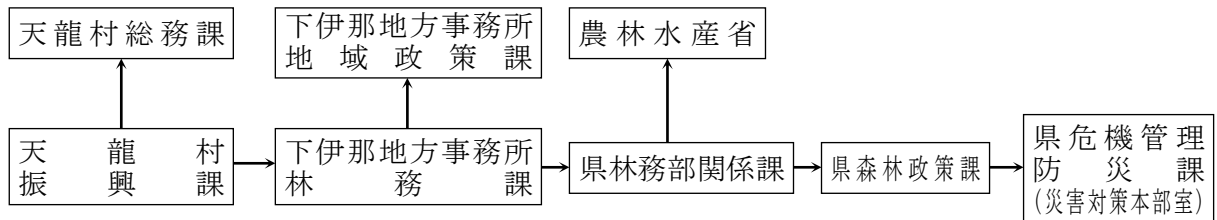
ア 農・畜・養蚕・水産業被害状況報告



イ 農地・農業用施設被害状況報告

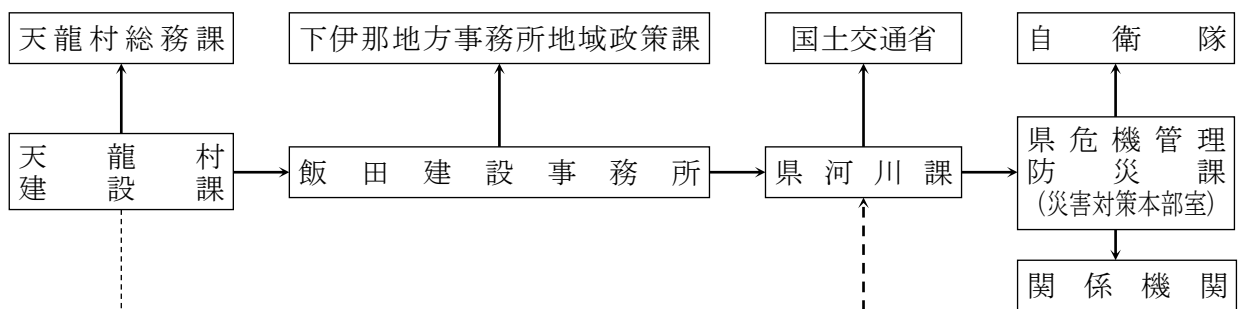


(5) 林業関係被害状況報告（様式第6号）

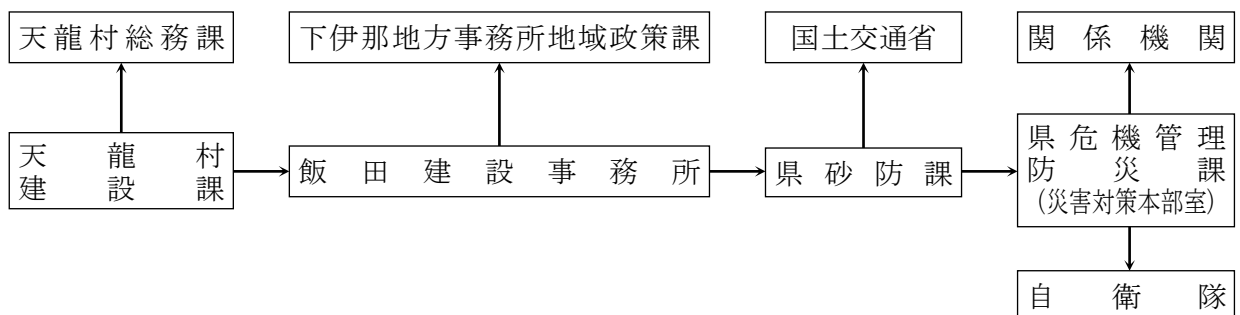


(6) 土木関係被害状況報告（様式第7号）

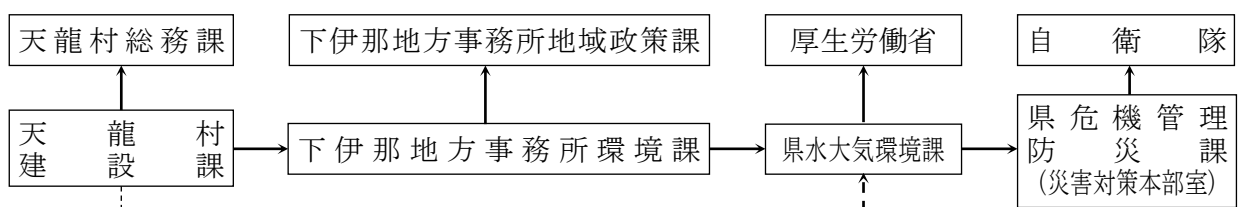
ア 公共土木施設被害状況報告等



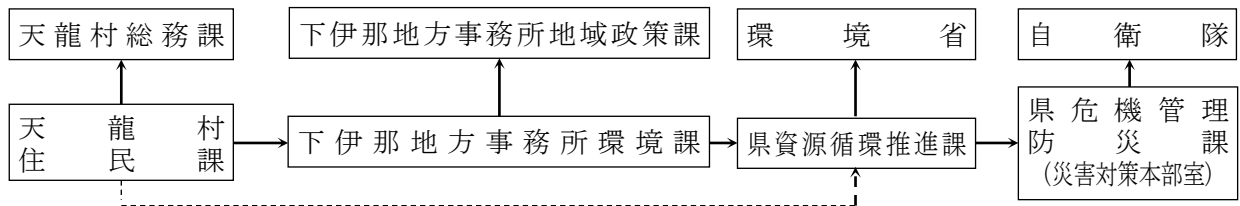
イ 土砂災害等による被害報告



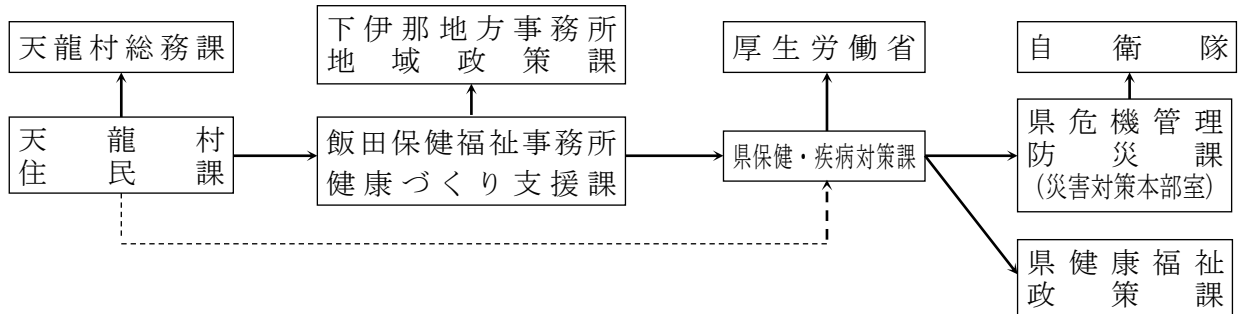
(7) 水道施設被害状況報告（様式第9号）



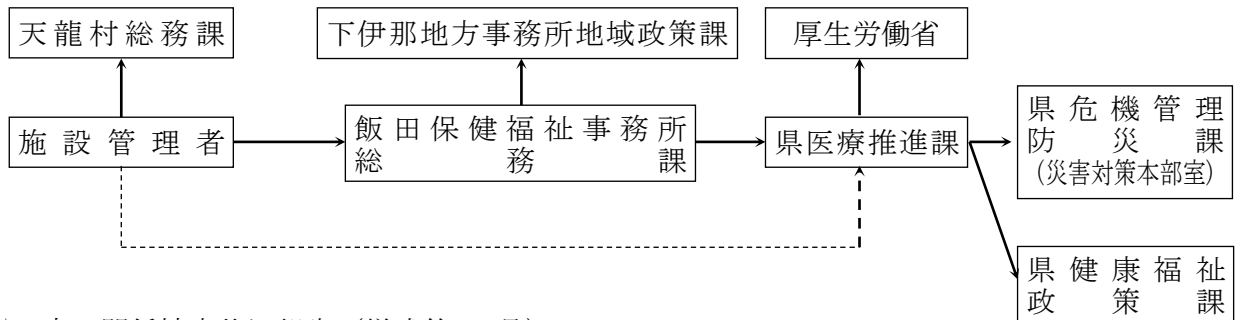
(8) 廃棄物処理施設被害状況報告（様式第10号）



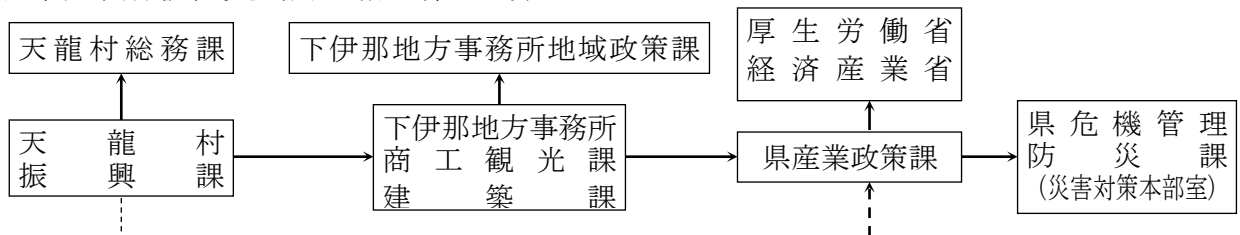
(9) 感染症関係報告（様式第11号）



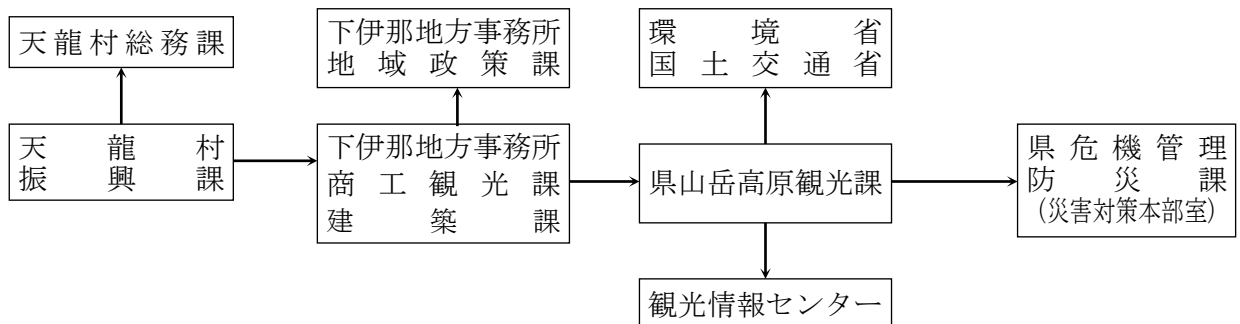
(10) 医療施設関係被害状況報告（様式第12号）



(11) 商工関係被害状況報告（様式第13号）

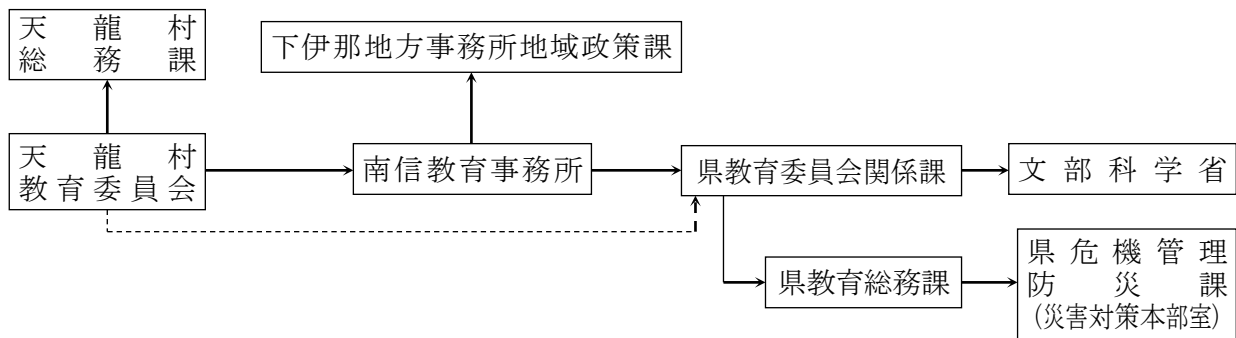


(12) 観光施設被害状況報告（様式第14号）

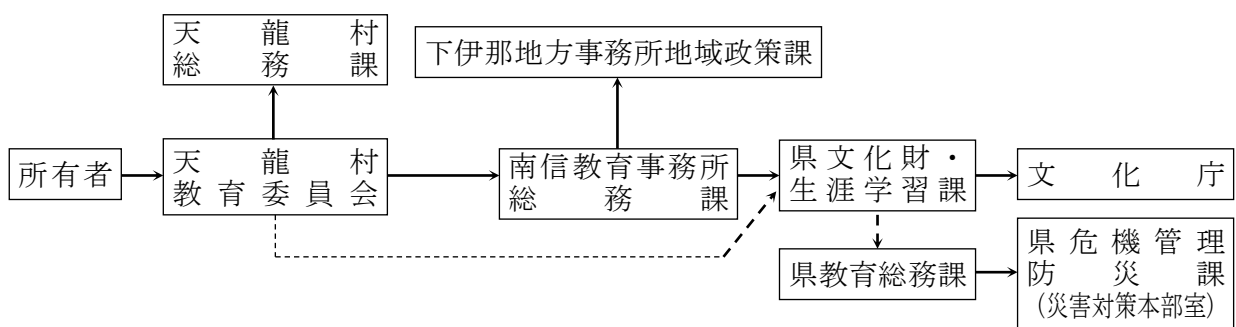


(13) 教育関係被害状況報告（様式第 15 号）

ア 村施設



イ 文化財

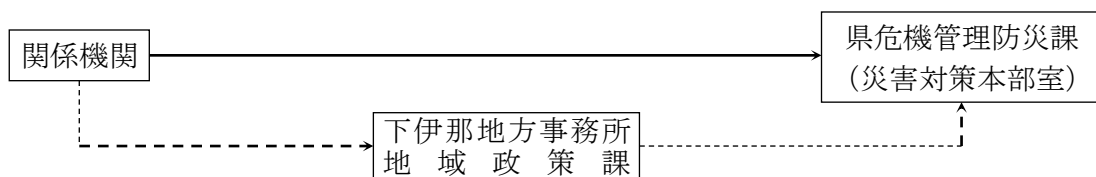


(14) 村有財産（様式第 17 号）



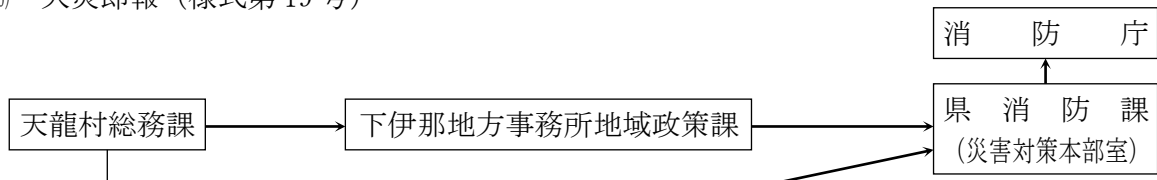
（注）：他の報告系統に含まれない施設についてのみあげること。

(15) 公益事業関係被害

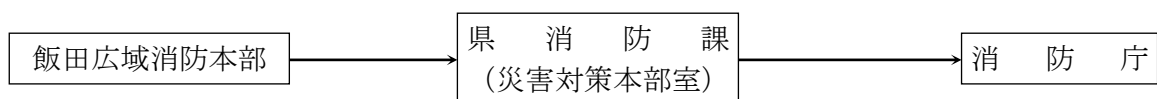


（注）：破線は地方事務所への連絡系統が確立されている公益事業機関からの報告の場合

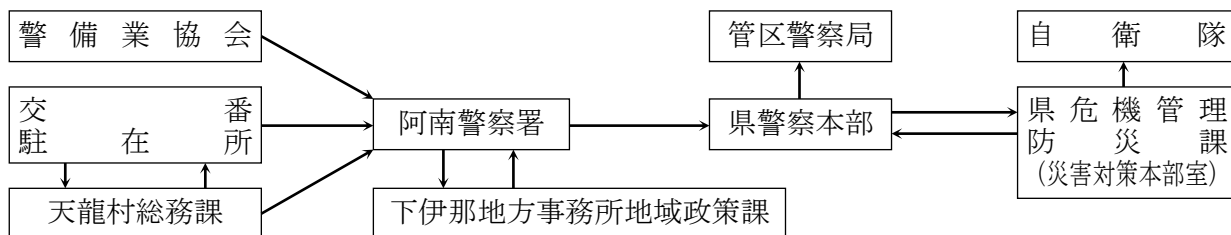
(16) 火災即報（様式第 19 号）



(17) 火災等即報（危険物に係る事故）（様式第 19 号の 2）

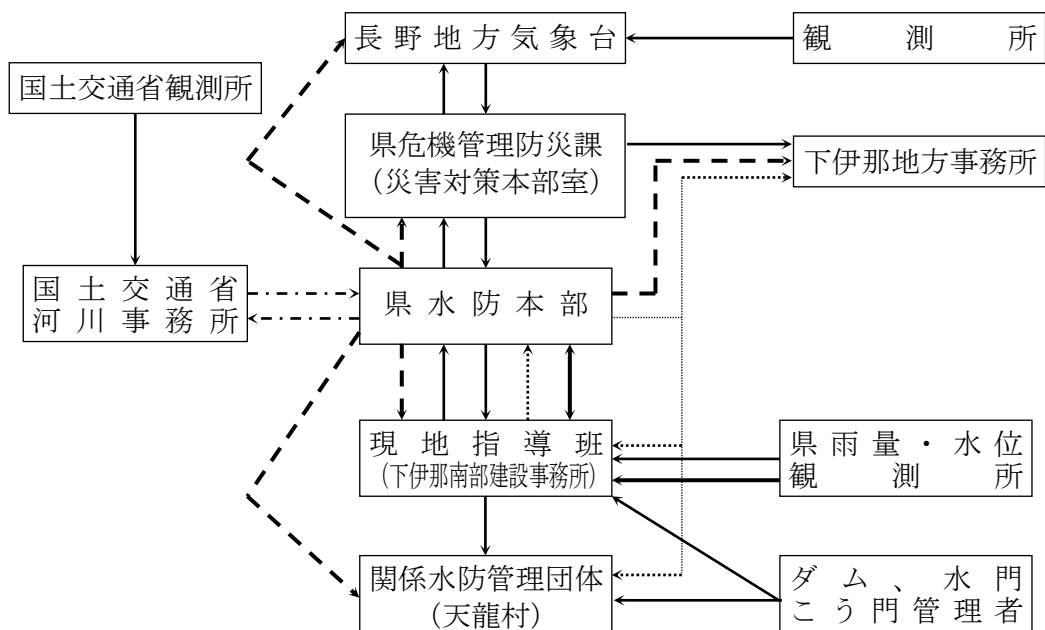


(18) 警察調査被害状況報告



(19) 水防情報

雨量・水位の通報



- はN T Tファックス等による伝達を示す。
- はファックスによる伝達を示す。
- は長野県水防情報システムを示す。
- 統一河川情報システムを示す。
- - - - は長野県H P「長野県河川水位情報」による補助的伝達系統である。

第3節 非常参集職員の活動

村は、村内に災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、法令及び防災計画の定めるところによってその活動体制に万全を期すとともに、防災関係機関の協力を得て、その組織及び機能のすべてを挙げて災害応急対策活動を実施する。

1 職員の配備体制

(1) 配備体制・配備基準

災害応急対策活動が速やかに実施されるよう、次の区分に基づき、活動体制を確立する。
ただし、東海地震に関する配備体制については、第5章参照のこと。

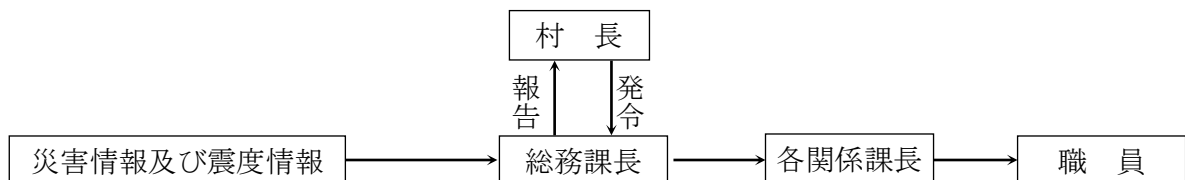
種 別	発 令 基 準	配 備 要 員	活 動 内 容
事前配備	(1) 台風、大雨等で災害発生のおそれがある場合で総務課長が必要と判断したとき。	○宿日直者の増員 各課ローテーションによる。	(1) 気象情報及び地震情報の収集・伝達 (2) 職員配備の連絡
第1配備 緊急警戒体制 災害警戒本部設置 《集合場所》 役 場	(1) 震度4の地震が発生したとき。 (2) 以下の場合で総務課長が必要と認めたとき。 ① 小規模な災害が発生したとき。 ② 災害が発生するおそれがあるとき。 ③ 各警報が発表されたとき。 (3) 土砂災害警戒情報が発表されたとき (4) その他、村長が必要と認めたとき。	○3班体制で警報ごと交代する。 ○参集できない場合は、同じ課内で交代等し人員数は確保する。	(1) 気象情報及び地震情報の収集・伝達 (2) 災害警戒本部の設置 (3) 被害状況の把握 (4) その他必要な応急対策の実施 (5) 情報連絡体制の確立
第2配備 災害緊急体制 災害対策本部設置 《集合場所》 役 場 ^(※)	(1) 震度5弱以上の地震が発生したとき。 (2) 大規模災害が発生したとき。 (3) 大規模災害が発生するおそれのあるとき。 (4) その他、村長が必要と認めたとき。	全 職 員	(1) 各事務分掌に基づく応急活動 (2) 災害対策本部の設置

(※) 1 南支所管内居住職員が役場へ参集できない場合は状況に応じ南支所へ参集。道路状況で参集できない場合は自宅待機。

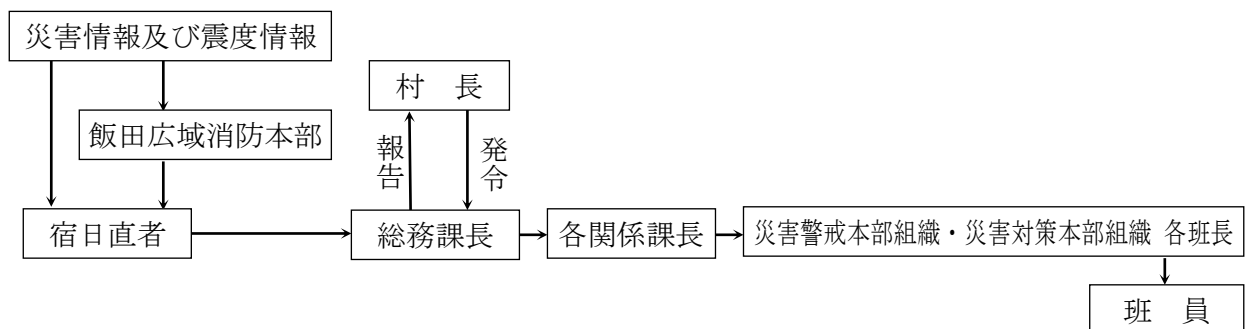
※地震が発生したときの人の体感や屋内外の状況等を例示した震度階級関連解説表については、資料10－1を参照のこと。

(2) 配備指示の伝達系統

ア 勤務時間内



イ 勤務時間外



(3) 自主登庁

災害の発生により、電話等通信連絡が不通になっていることも予想されるため、職員は、状況判断により、自ら進んで登庁し、指示・命令を受ける。

(4) 交通途絶時の動員方法

交通途絶により登庁できない職員は、最寄りの出先機関又は避難所に参集し、上司にその旨を報告して指示を受ける。

(5) 参集時の留意事項

ア 参集途上において火災の発生及び人身事故等に遭遇した場合の措置方法

住民に協力を求め、消火、救急・救助活動を行う。ただし、現場に消防職員・消防団員がいるときは、その活動を引き継ぎ、庁舎へ直行する。

イ 服装及び携行品

服装及び携行品については、次のとおり留意する。

服 装	・ 応急活動ができる服装（作業服等）、運動靴又は長靴、帽子又はヘルメット、手袋
携 行 品	・ 筆記具 ・ 携帯ライト ・ 携帯ラジオ ・ タオル ・ 飲料水、食料 ・ 応急医薬品等 ・ マスク ・ 風呂敷類

2 天龍村災害警戒本部の設置

(1) 災害警戒本部の設置基準

原則として第1配備体制が発令されたときは、情報の収集、伝達、警戒、必要な応急活動を行うために災害警戒本部を設置する。

この他に、以下に示すア～オの局面が発生し、関係課長から総務課長に設置の要請があった場合には、災害警戒本部を設置するか、同様の組織を編成し、情報収集等に当たるものとする。なお、総務課長が不在または連絡が取れない場合は、①建設課長、②振興課長、③住民課長、④出納室長の順で連絡し、連絡が取れた課長職に判断を仰ぐ。

ア ①連続降雨量が200mmに達しなお降り続く恐れのあるとき、②連続降雨量が100mmに達しかつ時雨量が30mmを超えたとき、③村役場周辺の積雪量が12時間で10cmに達しなお降雪が続く恐れのあるとき。また、早木戸川（川島、月畑橋付近）における水位が1.5mを超えた際には状況を確認し、必要に応じて災害警戒本部を設置する。

イ 近隣市町村で災害が発生し、「長野県市町村災害時相互応援協定書」（資料9-1）に基づく連絡調整活動等を行う必要があるとき。

ウ 三遠南信地域で災害が発生し、「三遠南信災害時相互応援協定」（資料9-4）に基づく連絡調整活動等を行う必要があるとき。

エ その他の広域応援要請を受けたとき。

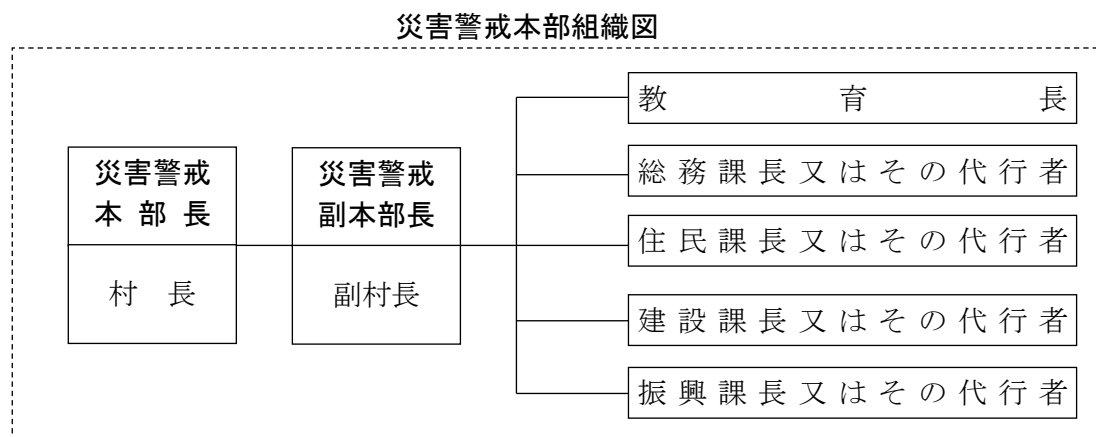
オ 国内で激甚災害が発生し、交通網、物流等が寸断され住民の生活への影響が予測されるとき。

(2) 災害警戒本部の設置場所

災害警戒本部は、村役場総務課内に置く。

(3) 災害警戒本部の組織及び運営

ア 「災害警戒本部は、本部長を村長とし、以下のとおり組織する。本部長不在の場合は副村長、教育長の順で任務を代行し、3者がいずれも不在のときは(1)災害警戒本部の設置基準によるものとする。



イ 配備要員は3班体制で臨み、警報ごと交代する。ただし、参集できない場合は、同じ課内で交代等し人員数は確保する。

(4) 災害警戒本部の廃止

総務課長は、被害情報収集、必要な応急活動の結果災害の拡大が認められないと判断したとき、災害警戒本部を解散するものとする。

3 天龍村災害対策本部の設置

村に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、総合的な災害対策を遂行するため必要があると認めるとき、村長は天龍村災害対策本部条例（資料 8－2）に基づき、天龍村災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

(1) 設置基準

- ア 村域に大規模な災害が発生した場合及び大規模な災害が発生するおそれがあるとき
- イ 天龍村に震度 5 弱以上の地震が発生したとき（第 2 配備指令発令時）
- ウ 災害応急対策を実施するため、特に本部の設置を必要とするとき

(2) 本部設置決定権者

- ア 本部設置の決定は、村長が行うものとする。
- イ 村長不在のときは、副村長、教育長の順で代行する。
- ウ 三者がいずれも不在のときは、上席職員で決定するものとする。

(3) 設置場所

- ア 本部は、原則として村役場会議室に設置する。ただし、庁舎が被災し機能を確保することができないときには、本部長の指示により代替地に設ける。
- イ 本部が設置されたときは、役場正面玄関に天龍村災害対策本部の標識を掲げ、あわせて本部員室の設置場所を明示するものとする。

(4) 本部廃止基準

村長は、下記に掲げる項目から災害応急対策がおおむね完了したと認められるときは、本部を解散する。

- ア 災害救助法による応急救助が完了したとき
- イ 公的避難所の廃止、仮設住宅の整備の完了等当面の日常生活の場が確保されたとき
- ウ 災害援護資金等、各種の公的資金制度等による被災者支援が講じられたとき
- エ 被害数値がおおむね確定したとき
- オ その他災害応急対策から災害復旧対策に移行と判断できるとき

(5) 本部設置及び廃止の通知

- ア 本部を設置又は廃止した場合には、総務課長が直ちにその旨を以下の表により通報・通知する。
- イ 本部は、必要に応じて関係機関に対し、本部設置の通知とあわせて、本部連絡員（関係機関連絡員）の派遣を要請する。

本部の設置及び廃止の通知方法

通 知 先	通 知 の 方 法
庁 内 各 課	職員一斉配信メール 庁内放送 電話等
県 知 事	県防災無線 電話等
阿 南 警 察 署 長	県防災無線 電話等
阿 南 消 防 署 長	消防無線 電話等
その他防災関係機関	電話等
住 民	防災行政無線 広報車 C A T V等
報 道 機 関	電話又は文書等
隣 接 市 町 村 長	県防災無線 電話等

4 本部の組織及び運営

(1) 天龍村災害対策本部の組織

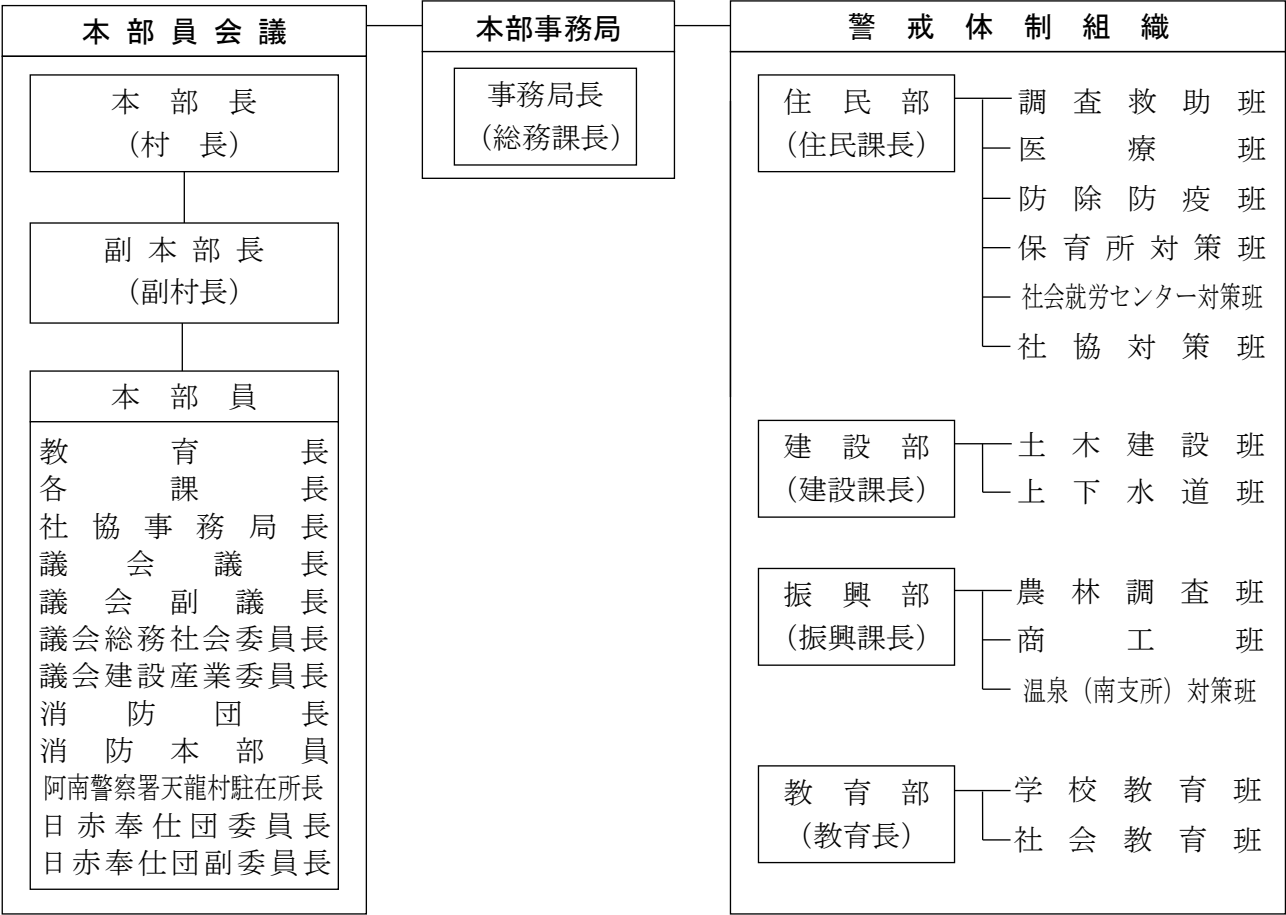
本部の組織は、天龍村災害対策設置条例の定めるところによるが、特に大規模地震時には、災害の局面及び災害応急活動の進捗にあわせ、機動的に対応する必要があることから、「一般災害体制」と「緊急活動体制」の二つに区分する。

(2) 一般災害体制

大規模地震等、全村的災害を除くものに対応するため、本来の行政組織を主体にし、機能別に編成する体制である。

なお、風水害等が全村的に拡大し、住民の生命、安全にかかわる活動を強力に行う必要があると本部長が認めたときは、緊急活動体制に移行することができる。

図 1 災害対策本部一般災害体制組織図



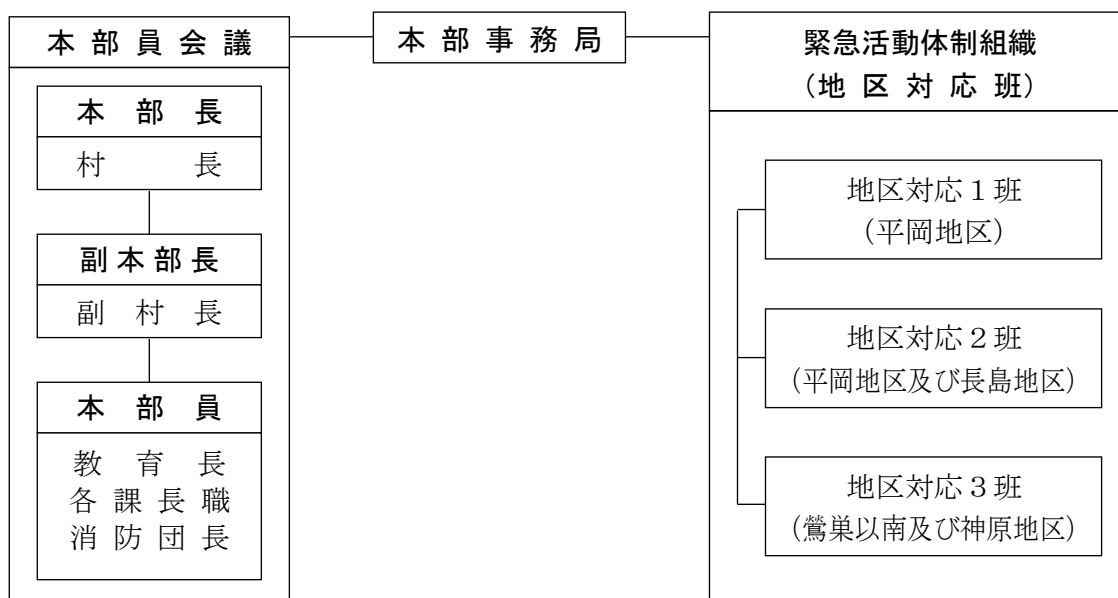
警戒体制組織	平常業務時の組織	
本部事務局	総務課	出納室
調査救助班	住民課	住民福祉係
医療班	住民課	国保環境衛生係、健康支援係
防除防疫班	住民課	国保環境衛生係
保育所対策班	住民課	保育所、住民福祉係
社会就労センター対策班	住民課	社会就労センター、住民福祉係
社協対策班	社協事務局	養護天龍荘、特養天龍荘
土木建設班	建設課	建設係、国土調査係
上下水道班	建設課	上下水道係
農林調査班	振興課	農林係

商 工 班	振興課 商工観光係
温泉（南支所）対策班	おきよめの湯、南支所、（振興課商工観光係）
社会教育班	教育委員会
学校教育班	教育委員会

(3) 緊急活動体制

地震等全村的な大規模な災害に対しては、災害活動の緊急性を考慮した緊急活動体制を敷くとともに、災害発生直後から居住地区を基本に応急活動を行う地区対応班を組織し、住民と連携して住民の生命と安全確保に重点をおいた活動を展開することとする。

図2 災害対策本部緊急活動体制組織図



ア 設置基準

震度5弱以上の地震が発生したとき、避難、人命救助、火災処理、給水等、住民の生命、安全にかかわる重点活動を実施するために発足する体制とする。

イ 体制の移行について

発災直後の重点活動が終了若しくは、軌道にのった時点で本部長の指示により、段階的に一般災害体制に移行する。

ウ 地区対応班について

(ア) 本部長は、災害発生時の初動活動体制を強化するため、発災直後の地区対応に当たる職員を派遣する。

(イ) 地区対応班となる職員は、あらかじめ村長から指名された者とする。

(ウ) 地区対応班は、本部の指示があるまで、班長の指示に従い、各地区内において消防団及び自主防災組織と連携して住民の救護及び避難対応に当たるものとする。

- a 災害情報の収集、受理及び住民への伝達に関する活動
- b 被害情報の収集及び本部への報告に関する活動
- c 負傷者の救出・救護に関する活動
- d 消火・水防活動等、被害拡大の防御に関する活動
- e 避難誘導等、住民の安全確保に関する活動
- f 避難所の早期開設及び管理運営に関する活動

(エ) 地区対応班員の任務は、以下によりわかるものとする。

- a 地区対応班の活動体制が確立して災害活動が軌道に乗り、本部が一般体制に移行した場合
- b 本部長から一般体制の活動に戻るよう指示があった場合
- c その他本部長が必要と認めた場合

エ 組織の編成

この体制で設置される各課の班編制については、職員が揃わないことも予想されるので、地区対応班の任務を最大限果たしうよう要員の弾力的運用を図るものとする。

(4) 職務・権限

ア 本部長

村長を本部長とする。

本部長は、本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

イ 副本部長

副村長を副本部長とする。

副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。

ウ 本部員

本部員は、教育長及び各課長職以上に当たる者をもって充てる。

本部員は、所属の各班を指揮監督する。

エ 部及び班

本部に部及び班を置く。部及び班の名称及び事務分掌は、別表（後掲）のとおりとする。

オ 職員の服装

本部長、副本部長、本部員、班員は、災害応急活動に従事するときは、原則的にそれぞれ所定の腕章を着用するものとする。

(5) 本部員会議

本部の最高意思決定機関として、本部員会議を設置する。

ア 会議の運営

(7) 本部員会議は、本部長、副本部長、本部員全員をもって構成する。

(4) 本部員会議は、本部員以上の権限を持つ2名の参集をもって会議を開催することができる。

イ 協議事項

本部員会議の協議事項は、本部長若しくは本部員の提議によるが、おおむね次のとおり

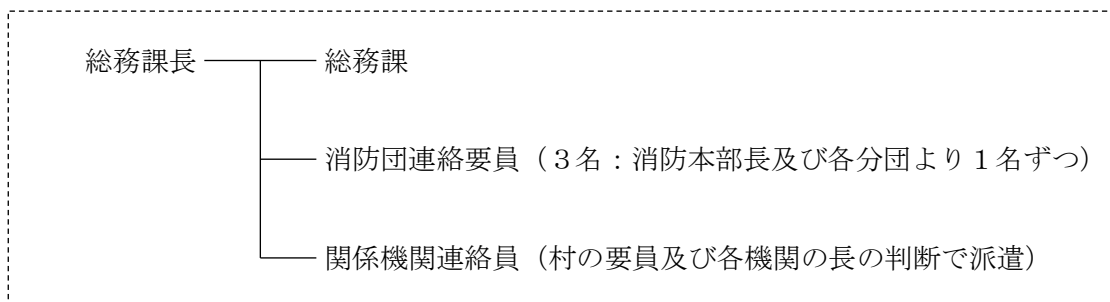
とする。

- (7) 本部の配備体制及び解除の決定に関する事
- (4) 重要な災害情報の収集及び伝達に関する事
- (7) 避難の勧告又は指示に関する事
- (エ) 避難所の開設及び閉鎖に関する事
- (カ) 自衛隊、県及び他の市町村への応援派遣要請に関する事
- (カ) 災害対策経費の処理に関する事
- (キ) 災害救助法の適用に関する事
- (ク) その他災害対策の需要事項に関する事

(6) 本部事務局

本部長は、本部の設置と同時に本部運営及び応急対策活動円滑を行うため、本部事務局を総務課内に設置する。

ア 本部事務局の組織



イ 総務課の任務

- (7) 本部事務局の統括
- (4) 本部員会議の庶務
- (7) 情報収集・伝達
 - a 電話、駆け込み、県防災無線、防災無線、アマチュア無線からの情報受信、受理
 - b 入手情報の集約、区分、整理、揭示・地図への記入
 - c 同報無線、CATV、車両等による住民への広報
 - d 県への速報等の報告
 - e マスコミ、関係機関への情報提供、発信

ウ 消防団連絡要員の任務

- (7) 消防無線による情報収集と総務課への報告

エ 関係機関連絡員の任務

本部からの要請又は各機関の長の判断により、本部連絡員を派遣する。派遣の際は、連絡用無線機等を可能な限り携行し、所属機関との連絡に当たる。

(7) 現地災害対策本部

土石流、地すべり、崖崩れ、大火災など局地的な大災害が発生し、本部長が必要と認めたときは、災害現地に現地災害対策本部（以下「現地本部」）を設置することができる。

ア 組織及び運営

(7) 現地本部長

- a 現地本部長は、本部長が指名した者をもってこれに当たる。
- b 現地本部長は、現地本部員を指揮監督する。

(4) 現地本部員

現地本部の運営は、本部長が指名した者で構成する現地本部員が当たる。

イ 所掌事務

- (7) 応急対策の実施及び現地での応急対策活動に係る関係機関との連絡・調整
- (4) 本部に被災実態の把握と応急対策の実施状況の報告
- (7) その他、本部長の特命事務

(8) 地区連絡所の設置

本部長は、地震等全村的な大規模な災害に対して、地区対応班を設置したときは、情報の収集及び災害応急活動を円滑に実施するため、防災活動拠点として地区連絡所を設置することができる。

ア 設置基準

- (7) 緊急活動体制が発令されたときは、地区連絡所を開設する。
- (4) 警戒本部からの指令があった場合は指令のあった地区連絡所を設置する。

イ 地区対応班の担当区域と設置場所は、以下のように定めておく。

(7) 1班 地区連絡所 天龍保育所

担当区域	為栗、折立、清水、西原、東原、余野、中央、北、本町
消防団	第1分団

(4) 2班 地区連絡所 天龍村役場

担当区域	岡本、長野町、長野、南上、南中、南下、栄町、松島、 長沼、長島宇連
消防団	第1分団

(7) 3班 地区連絡所 役場南支所（鶯巣以南については天龍村役場）

担当区域	鶯巣、十久保、下山、中井侍、途中上平、福島、倉の平、 坂部、中組、戸口、大久那、合戸、鶯巣宇連、向方、 峠山、大河内、梨畑、見遠
消防団	第2分団

(9) 本部の運営上必要な資機材等の確保

本部事務局は、本部が設置されたときは、本部の運営上必要な次の措置を速やかに講ずるものとする。

ア 本部開設に必要な資機材等の準備

- (7) 防災行政無線等、通信手段の確保
- (4) 災害対策図板（各種被害想定図含む。）の設置
- (7) 被害状況図板・黒板等の設置

- (エ) 住宅地図等その他地図類の確保
- (オ) 災害対応用臨時電話、ファックスの確保
- (カ) パソコン、コピー機等OA機器の確保
- (キ) 携帯ラジオ・テレビの確保
- (ク) 土木建築業者名簿その他名簿類の確保
- (ケ) 災害処理票その他の書式類の確保
- (コ) ハンドマイク・懐中電灯・その他の必要資機材の確保
- (サ) 非常用発電設備の確保

別表 天龍村災害対策本部組織及び事務分掌

(○は部長)

部	班	分 掌 事 務
本部事務局 ○総務課長		1 応援職員の受入れ、配置 2 役場庁舎の安全確保 3 庁舎機器（パソコン、電話、電気等）の使用可否確認、確保 4 防災行政無線の管理・運営 5 人的、住居等の被災状況及び電気・通信・ガス・交通機関（鉄道、バス）等状況確認 6 住民に対する広報、広聴活動 7 住民に対する避難勧告、指示の伝達 8 関係機関（国、県、飯田広域消防、阿南警察署、自衛隊、他市町村等）との連絡調整 9 災害対策車両の確保 10 報道機関への対応 11 仮設電話の設置、管理 12 村有財産の安全措置 13 罹災証明書等の発行準備 14 災害対策の支払い、必要物品の出納 15 災害対策経費の集約 16 土地建物等の使用・収用等の損失補償 17 災害対策予算の編成
住民部 ○住民課長	調査救助班	1 部の庶務及び部内の調整 2 食料品、生活必需品の確保、供給（商工班と連携） 3 避難所の開設、運営 4 救援物資の受理 5 社会就労センターの入所者、保育所園児の安否確認、安全確保

		6 ボランティアの受入れ、支援等 7 国、県等との連絡調整
	医療班	1 救護所の開設・運営 2 医師会及び天龍村診療所、新野診療所、阿南病院等医療機関との連絡調整 3 住民への保健指導、健康相談 4 保険・医療情報の提供
	防除防疫班	1 廃棄物（し尿、ごみ）の収集、整理の準備 2 仮設トイレの設置、管理の準備 3 防疫対策 4 保健所等関係機関との連絡調整
	保育所対策班	1 園児の安全確保 2 所管施設の安全確認及び安全確保 3 所管の防災応急対策 4 避難所の開設・運営 5 食料品、生活必需品の供給 6 避難勧告・指示の伝達、避難時の誘導
	社会就労センター対策班	1 施設作業員の安全確保 2 所管施設の安全確保 3 所管の防災応急対策
	社協対策班	1 施設入所者の安全確保 2 所管施設の安全確保 3 所管の防災応急対策
建設部 ○建設課長	土木建設班	1 部の庶務及び部内の調整 2 国、県等関係機関との連絡調整 3 資材・機器の調達 4 河川、道路、がけ地等災害危険区域の警戒及び安全措置 5 道路障害物の排除、道路交通の確保 6 公営住宅の安全措置 7 所管施設の安全措置
	上下水道班	1 部の庶務及び部内の調整 2 上水道施設の安全措置 3 下水道施設の安全措置 4 飲料水に関する住民への広報
振興部 ○振興課長	農林調査班	1 部の庶務及び部内の調整 2 農務所管の防災応急対策

		3 農家、林家、国、県、農協・森林組合等関係団体との連絡調整 4 林務関係の防災応急対策
	商工班	1 食料品、生活必需品の調達、供給（調査救助班と連絡と連携） 2 商工業、観光施設（龍泉閣・和知野川キャンプ場・大河内森林公園キャンプ場）、所管の防災応急対策実施促進及び確認 3 観光客、観光施設（龍泉閣・おきよめの湯・和知野川キャンプ場・大河内森林公園キャンプ場）利用客、各イベント参加者の動向把握 4 商工会、観光協会、J R 等関係機関との連絡調整
	温泉（南支所）対策班	1 施設利用者（客）の安全確保 2 施設の安全確保及び安全措置 3 おきよめの湯利用客、各イベント参加者の動向把握 4 所管の防災応急対策
教育部 ○教育長	社会教育班	1 部の庶務及び部内の調整 2 部の防災応急対策 3 教育施設（小中学校・なんでも館・福島文化センター及びどんぐり向方学園）の安全措置 4 村民体育館、村民グラウンドの安全措置 5 教員住宅、文化財の安全措置 6 避難所の開設、運営の協力 7 県等との連絡調整
	学校教育班	1 児童生徒の安全確保 2 学校教職員及びその家族の状況把握 3 避難所の開設、運営の協力 4 食料品、生活必需品の供給 5 避難勧告・指示の伝達、避難時の誘導

第4節 広域相互応援活動

村は、災害発生時において、その規模及び被害状況等から村単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合は、法令及び応援協定に基づき、関係機関の協力を得て、迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。

なお、村が被災した場合は、災害発生直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、応援要請に当たっては、受入れ体制に不備がないよう十分配慮する。また、他市町村が被災し、村が応援を要請されたときは、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等に基づき、代表市町村との連携により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断することとする。

1 村長が行う応援要請（消防以外に関する応援要請）

(1) 他市町村に対する応援要請

村長は、大規模災害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から、自己のもつ人員、物資、資機材等のみではこれに対処できない、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、他市町村に応援を要請することがより効果的であるなど必要があると認められる場合は、「長野県市町村災害時相互応援協定書」（資料9-1）に基づき、速やかにブロックの代表市町村の長等に対して応援を要請し、その旨を知事に連絡する。

応援を要請する際は、次の事項を明確にしておく。

ア 応援を求める理由及び災害の状況

イ 応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間等

ウ 応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等

エ その他必要な事項

参 考（長野県市町村災害時相互応援協定）

※ 要請を受けたブロックの代表市町村（代表市町村が被災した場合は、あらかじめ決められたブロック内の他の市町村）は、被災市町村に先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断するものとする。

※ 震度6強以上の地震が観測された市町村へは、自動的にブロックの代表市町村が先遣隊を派遣するものとする。

※ 被災した市町村は、先遣隊に対し、必要な情報を提供するものとする。

(2) 県に対する応援要請等

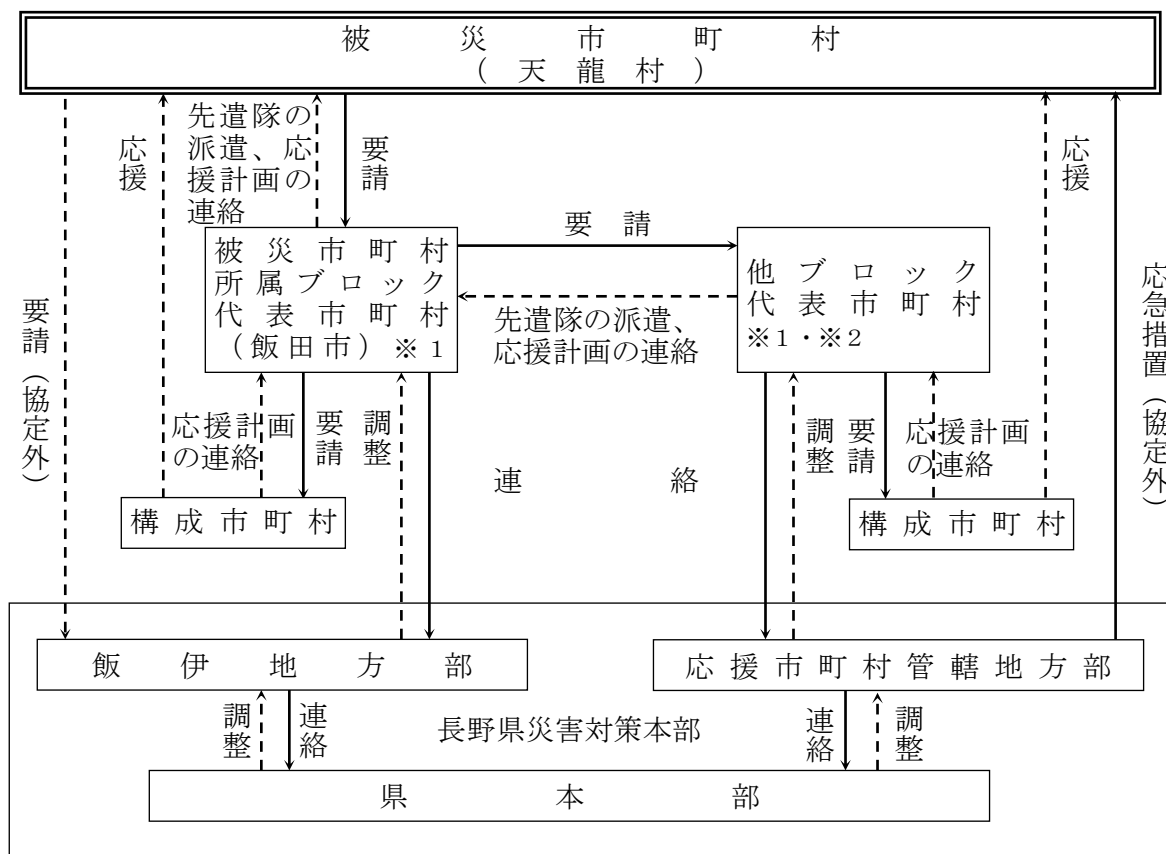
村長等は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事等に対し、前項に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第68条の規定に基づき、応援を求め、又は応急措置の実施を要請する。

(3) 指定地方行政機関等に対する職員の派遣要請等

村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第 29 条及び第 30 条の規定により、職員の派遣の要請、又はあつせんを求める。

長野県市町村災害時相互応援協定連絡調整系統

(常備消防分を除く)



※1 第2順位以降の代表市町村をあらかじめ所属ブロック内で指定。

※2 応援ブロック、応援を受けるブロックの組み合わせをあらかじめ定める。

※ 代表市町村及び構成市町村は資料9-1参照

2 消防に関する応援要請

(1) 県内市町村に対する応援要請

村長は、大規模災害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から自己のもつ消防力のみではこれに対処できない、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、県内の他市町村等に応援を要請することがより効果的であるなど必要があると認められる場合は、「長野県消防相互応援協定書」(資料9-3)に基づき、速やかに他の市町村等の長に対し、応援を要請するものとし、その旨知事に連絡する。

(2) 他都道府県への応援要請

村長は、(1)の場合における相互応援協定に基づく県内の他市町村からの応援を受けても十分に対処できないと認められるときは、次に掲げる消防組織法第44条の規定による他都道府県からの消防の応援を知事に要請する。

ア 緊急消防援助隊

イ 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要項」に基づくヘリコプターの応援

ウ その他、他都道府県からの消防の応援

3 その他の相互応援協定等

村長は、第2章第5節「広域相互応援計画」に掲げた協定等に基づき、応援要請又は応援活動を行う。

4 県に対する応援要請等

村長等は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事等に対し、災害対策基本法第68条の規定に基づき、応援を求め、又は応急措置の実施を要請する。

5 指定地方行政機関に対する職員の派遣要請等

村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第29条及び第30条の規定により、職員の派遣の要請、又はあつせんを求める。

6 受入れ体制の整備

村は、円滑な受入れ体制の整備のため、あらかじめ応急対応業務に必要な物資、人員等について、本計画、避難所運営マニュアル、業務継続計画等に規定し、不足が見込まれる場合は、協定等、他からの応援により確保する方法を検討しておく。

また、応援を受けた場合の配置、指揮命令系統等、応援活動に必要な基本的事項の整備をする。

7 経費の負担

(1) 国から村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他都道府県、他市区町村から村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、所定の方法による（災害対策基本法施行令第18条）。

(2) 前項以外の応援に要した経費は、法令その他に特別の定めがある場合を除き、事前に締結された相互応援協定に定められた方法によるものとする。

8 応援体制の整備

(1) 情報収集及び応援体制の整備

村（以下「応援側」という。）は、大規模災害等の発生を覚知したときは、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災地方公共団体等（以下「要請側」という。）から要請を受けた場合は、直ちに出勤する。

(2) 指揮

応援側は、要請側の指揮のもとで、緊密な連携を図りながら、応援活動を実施する。

(3) 自給自足

応援側は、要請側の負担とならないよう、自給自足の応援体制及び応援期間が長期に及ぶ場合も想定した職員等の交替について留意する。

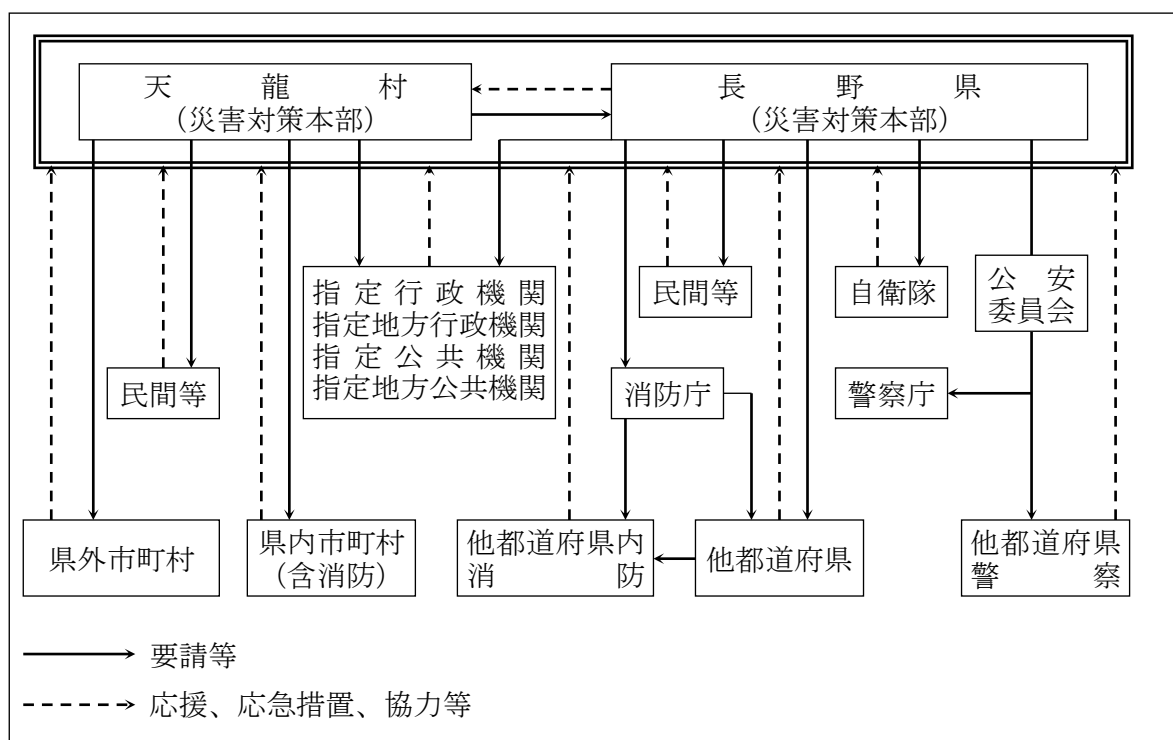
(4) 自主的活動

応援側は、通信の途絶により要請がなく、かつ、連絡ができない場合において、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行う。

9 他の都道府県等への応援

村は、県及び他の市町村と連携して、他の都道府県等へ応援を行う場合は一体となって効率的かつ迅速な応援ができるよう、体制の整備を図る。

広域相互応援体制



第5節 ヘリコプターの運用計画

災害時には陸上の道路交通の寸断も予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策について、村は県の協力を得て、ヘリコプターを広域的かつ機動的に活用する。

1 出動手続の実施

- (1) 村長は、災害応急活動上必要があると認めたときは、県危機管理部に対し、県消防防災ヘリコプターの出動要請をする。緊急を要する場合は、口頭で要請し、文書が必要な場合は後刻提出する。
- (2) 要請をした場合は、下伊那地方事務所及び飯田広域消防本部に対し、その旨報告するとともに、協力を要請する。
- (3) ヘリコプターの出動要請に当たっては、可能な限り、次の事項を明らかにして要請する。
 - ア 災害の状況と活動の具体的内容（物資の量、輸送人員、傷病の程度、距離等）
 - イ 活動に必要な資機材等
 - ウ ヘリポート及び給油体制
 - エ 要請者、連絡責任者及び連絡方法
 - オ 資機材等の準備状況
 - カ 気象状況
 - キ ヘリコプターの誘導方法
 - ク 他のヘリコプターの活動状況
 - ケ その他必要な事項
- (4) 出動要請があった場合、県では、県消防防災ヘリコプターがまず対応するが、災害の規模、活動の内容等により、必要に応じて次のヘリコプターを選定し、関係機関に要請することがある。

種 類	機 種	定員	救助 ホイスト	消火装置	物資吊下	ヘリテレ
消防防災ヘリコプター	ベル 412EP	15	○	○	○	
県警ヘリコプター	ユーロコプター AS365N3	13	○		○	○
	アグスタ AW139	17	○		○	○
広域航空消防応援ヘリコプター	各 種	各種	○	○	○	○
自衛隊ヘリコプター	各 種	各種	○	○	○	
ドクターヘリ		6				

2 ヘリポートの開設

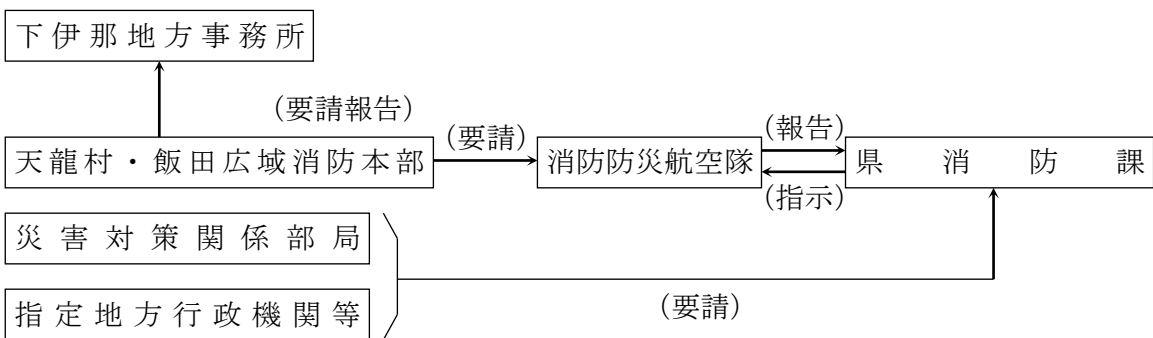
村内ヘリポート指定地（資料6-1・6-2参照）の中から、効果的な活動が可能な場所を選定する。選定に当たっては、できるだけ避難場所等との共用を避け、ヘリコプター誘導員等の係員を配置するなど、運航上の安全に配慮する。

3 ヘリコプター要請手続要領

各種ヘリコプターの出動を要請する場合の具体的な手続きは、次のとおりである。

(1) 消防防災ヘリコプター

災害時の救助、緊急物資の輸送、災害応急対策要員の搬送や、重度傷病者の救急搬送、林野火災の空中消火等に、幅広く迅速に対応する。

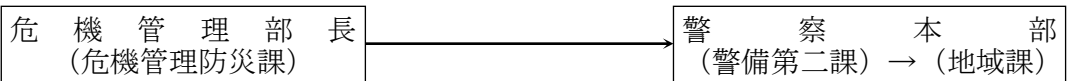


※ 連絡用無線 消防県内共通波 152.81MHz

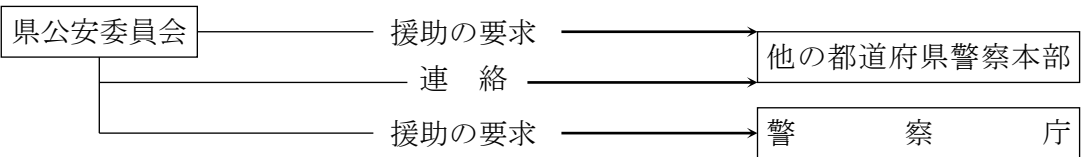
呼出名称「しょうぼうながのけんあるぷす1（いち）」

(2) 県警ヘリコプター

災害応急対策を実施するに当たり、消防防災ヘリコプターが使用できない場合又は対応できない場合には、県警ヘリコプターの出動を要請する。

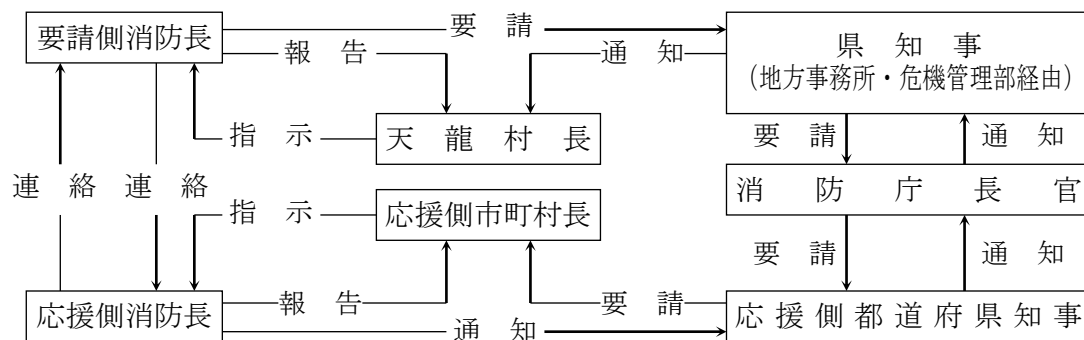


また、県公安委員会は、必要に応じて、警察庁又は他の都道府県警察に対し、援助の要請を行う。



(3) 広域航空消防応援ヘリコプター

広域航空消防応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき応援要請する。



〔参考〕

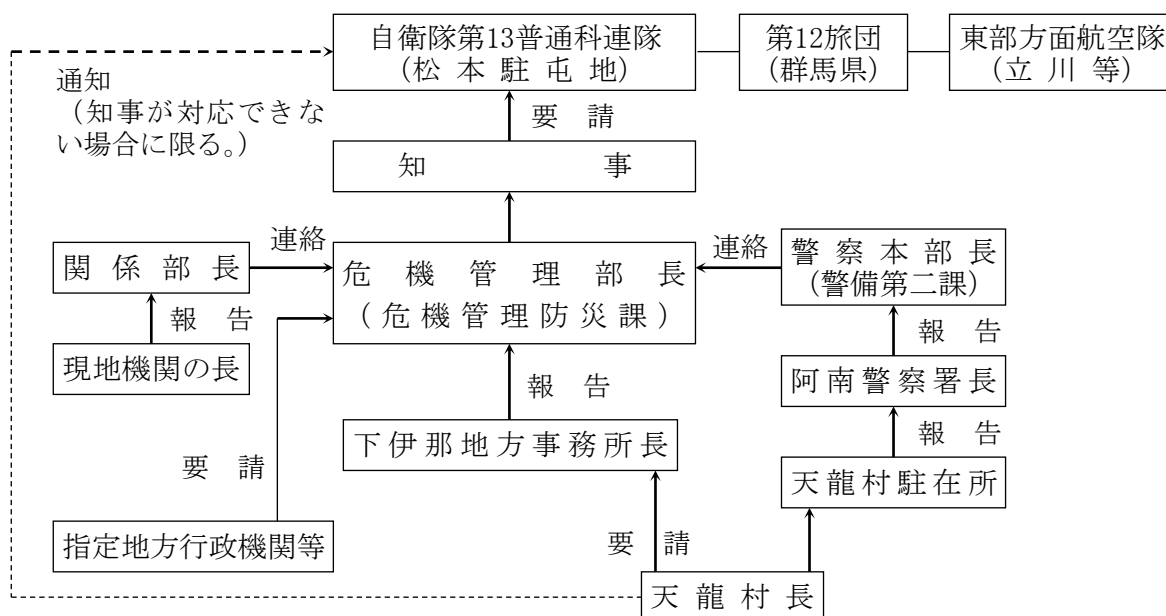
ア 大規模災害又は特殊災害が起きた場合に、原則として第一次的に応援出動する航空部隊を第一次航空部隊とし、長野県に災害発生した場合の第一次航空部隊は次のとおり。

群馬県	東京消防庁	新潟県	山梨県	岐阜県
-----	-------	-----	-----	-----

イ 第1出動航空部隊のほか、大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合に速やかに応援出動の準備を行う航空部隊を出動準備航空部隊とし、長野県に発生した場合の出動準備航空部隊は次のとおり。

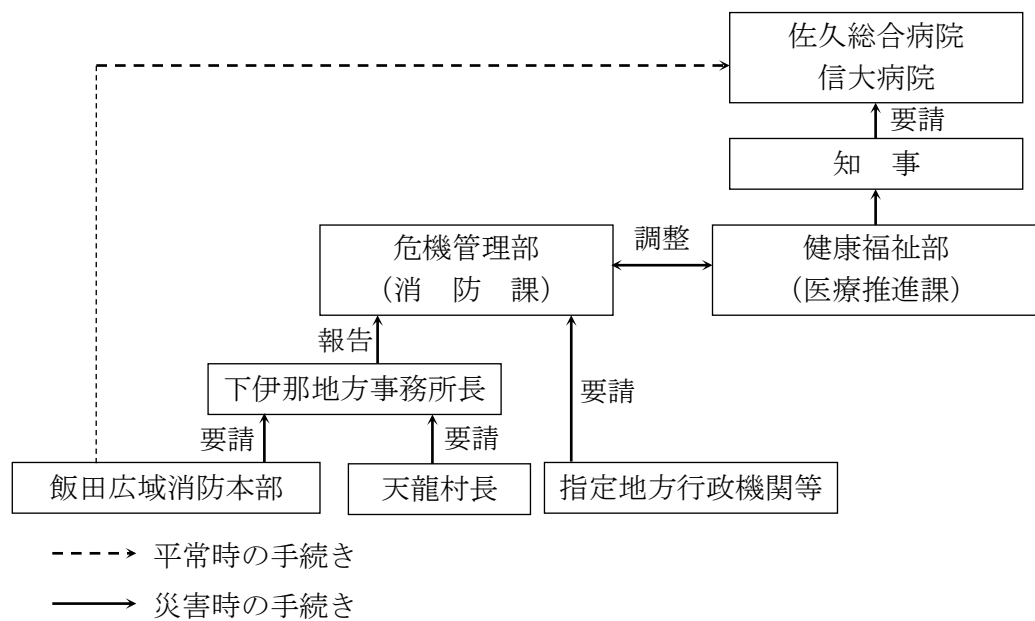
栃木県	茨城県	埼玉県	千葉市	横浜市	川崎市	富山県	石川県
福井県	静岡県	静岡市	浜松市	愛知県	名古屋市	三重県	大阪市

(4) 自衛隊ヘリコプター



(5) ドクターヘリ

重度救急患者の搬送が必要な場合は、危機管理部と健康福祉部が調整のうえ、長野県厚生連佐久総合病院又は国立大学法人信州大学医学部附属病院ヘドクターヘリの出動を要請する。



第6節 自衛隊の災害派遣

大規模災害が発生したときには、村及び県並びに関係機関だけの力では、救助に必要な人員、設備等を確保することが困難な場合が予想される。このような場合には、村は、人命又は財産の保護のため、災害対策基本法第68条の2により、県知事に対して、自衛隊法第83条に基づく自衛隊の派遣要請をするよう求め、適切な救助活動を行う。

また、緊急時に円滑な派遣が行われるよう、防災訓練等を通じ、自衛隊との連携の強化に努める。

1 派遣要請

(1) 派遣要請の要件

ア 公共性

公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。

イ 緊急性

差し迫った必要性があること。

ウ 非代替性

自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと。

(2) 派遣要請の範囲

村長は、次の要請範囲内において、自衛隊の派遣を必要とする場合は、(3)により要請を求める。

ア 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段による偵察

イ 避難の援助

避難者の誘導、輸送等

ウ 遭難者等の搜索、救助

死者、行方不明者、負傷者の搜索、救助（ただし、緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施する。）

エ 水防活動

護岸等の決壊に対する土^ど嚢^{のう}の作成、積込み及び運搬

オ 消防活動

利用可能な消防車、防火器具による消防機関への協力

カ 道路又は水路等交通路上の障害物の排除

施設の損壊又は障害物がある場合の啓開除去等（ただし、放置すれば人命、財産の保護に影響があると考えられる場合）

キ 応急医療、防疫、病虫害防除等の支援

大規模な感染症等の発生に伴う応急防疫等（薬剤等は、村が準備）

ク 人員及び物資の緊急輸送

緊急を要し、他に適当な手段がない場合、緊急患者、医師、その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。）

ケ 炊飯及び給水支援

緊急を要し、他に適当な手段がない場合

コ 救援物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和 33 年総理府令第 1 号）による。

サ 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去

(3) 派遣要請手続・系統（後掲参照）

ア 村長は、自衛隊の災害派遣を求めようとするときは、文書又は口頭をもって下伊那地方事務所長若しくは阿南警察署長を通じ知事に派遣を求める。

イ 村長は、アにより口頭をもって要求をしたときは、事後において速やかに下伊那地方事務所を通じ文書による要請処理をする。

ウ 村長は、アの要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を第 13 普通科連隊長に通知する。また、この通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知する。

(4) 派遣要請事項

要請に当たっては、次の事項を明らかにする。

ア 災害の状況及び派遣を要請する事由

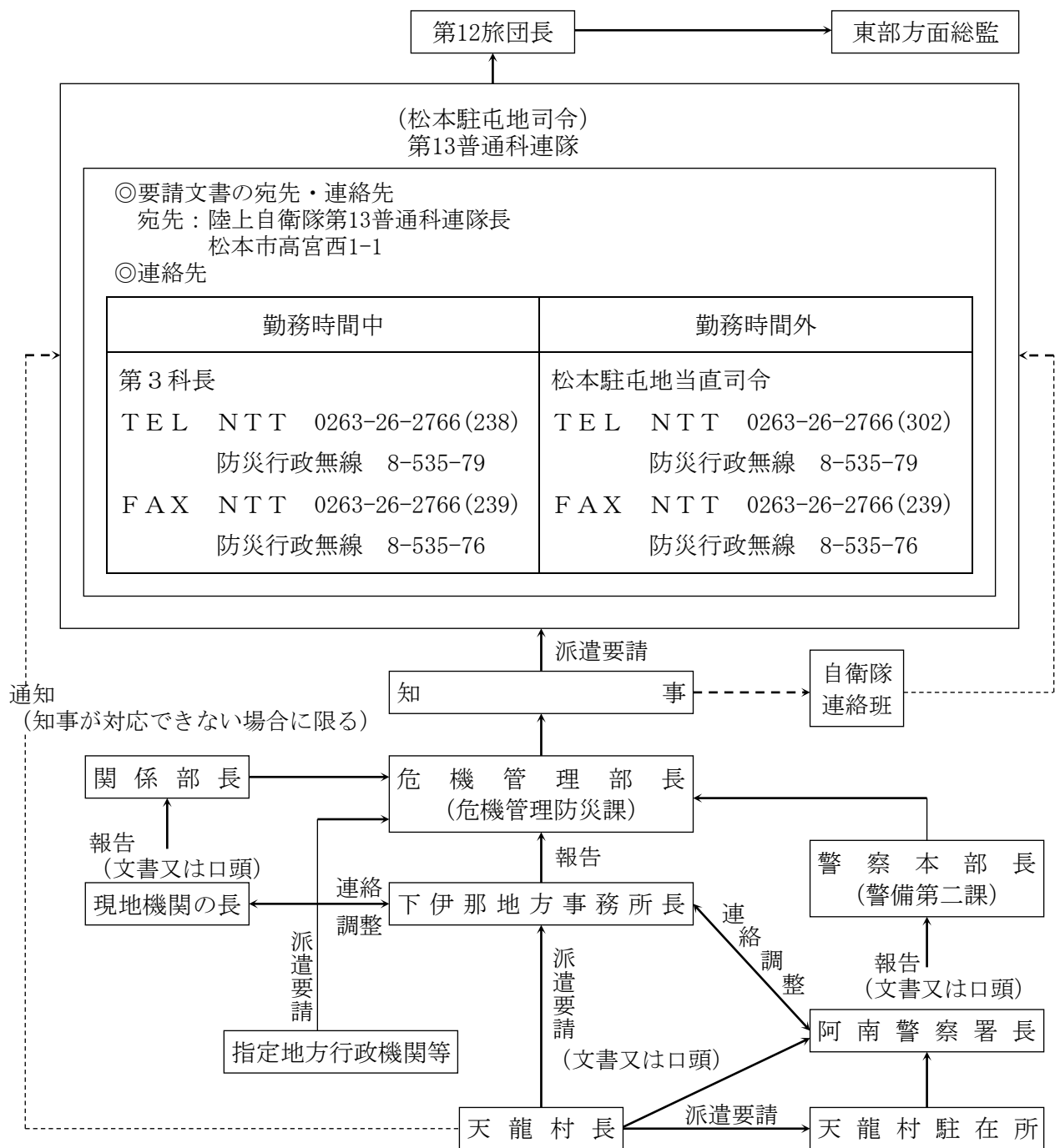
イ 派遣を希望する期間、人員

ウ 派遣を希望する区域、作業箇所及び内容

エ 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況及びその他参考となるべき事項

オ ヘリコプターの要請を必要とする場合にあっては、本村の臨時ヘリポート（資料 6－1 参照）

派遣要請の手続系統（通知・連絡先）



2 派遣部隊の活動

派遣部隊の円滑な活動を確保するため、県では自衛隊の長と密接な連絡調整が行われるよう次により区分している。

区 分	統括連絡調整者	現地連絡調整者
災害対策本部が設置されていない場合	危機管理部長	地方事務所長等
災害対策本部が設置されている場合	災害対策本部長	地 方 部 長
現地本部が設置されている場合	災害対策本部長	現 地 本 部 長

- (1) 村が部隊の活動等について部隊その他関係機関に行う要請は、すべて現地連絡調整者を通じて行う。
- (2) 村長は、連絡交渉の窓口の一本化を図り、現地連絡調整者に報告する。
- (3) 村は、部隊の宿舎、部隊の活動に要する資機材等について現地連絡調整者から要請があったときは、やむを得ない事情がある場合を除き、これに協力する。

3 派遣部隊の撤収要請

村長は、部隊の活動の必要がなくなつたと認めたときは、現地連絡調整者に報告する。

4 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、自衛隊の負担すべきものを除き、原則として村が負担するものとし、その内容は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 派遣部隊が、救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊の装備に係るものを除く。）
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴等の費用
- (4) 派遣部隊の救援活動の実施に際して生じた（自衛隊の装備に係るものを除く。）損害の補償
- (5) その他救援活動の実施に要した経費で、負担区分に疑義のある場合は、県に調整を依頼して決定する。

第7節 救助・救急・医療活動

大規模災害時における救急活動については、多数の負傷者を迅速に処置することが求められるため、村は、速やかな医療救護班の派遣、円滑で効率的な救護活動の実施、医薬品・医療用資機材の供給体制の確保、他の地方公共団体との相互支援体制の確立等について、関係機関が連携を密にし、一貫性のある的確な対応を行う。

また、道路交通確保が困難となることが予想されるため、救護所や後方医療機関等への搬送方法について、広域的な対応を行う。

1 救助・救急活動

(1) 活動体制

ア 被害状況の早期把握及び応援要請

村及び飯田広域消防本部は、警察署及び医療機関等と連携し、的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じて他の地方公共団体等への応援を要請する等、住民の安全確保を図る（応援要請については、本章第4節「広域相互応援活動」及び第6節「自衛隊の災害派遣」による。）。

イ 効率的出動・搬送体制の確保

飯田広域消防本部は、警察署及び道路管理者との連携並びに出動隊の報告等により、道路状況の早急な把握に努め、現場への出動及び医療機関等への搬送に当たり、効率的な活動を行う。

ウ 効率的救助活動体制の構築

飯田広域消防本部は、救助活動に当たり、警察本部等と活動区域及び人員配置の調整等密接な連携を図り、現場の状況に応じた迅速かつ効率的な救助を行う。

エ 的確な傷病者の搬送

(ア) 村及び飯田広域消防本部は、救急活動に当たり、警察署、医療救護班等との密接な連携により、医療機関、救護所に傷病者を搬送する。

その際、高規格救急車（救急救命士搭乗隊）を傷病者の状態に応じて有効に運用する。

(イ) ヘリコプターによる搬送・救助の必要のあるときは、本章第5節「ヘリコプターの運用計画」に基づき要請する。

(2) 住民及び自主防災組織の救助・救急活動

要配慮者支援計画等に基づき、自発的に被災者の救助・救護活動を行うとともに、消防機関、医療救護班等に協力するものとする。

特に、道路交通網が寸断された場合、消防機関等の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助のうえから重要となるので、積極的に行うよう努めるものとする。

2 医療救護活動

災害のために医療機関の機能が停止し、又は著しく混乱し、被災地の住民が医療救護を受け

られなくなった場合、応急的に実施する医療活動は、次により行う。

(1) 対象者

ア 医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療救護を受けられなくなった者

イ 助産を必要とする状態（災害日前後 7 日以内に分娩した者を含む。）にあるにもかかわらず、災害のため助産救護を受けられなくなった者

(2) 医療救護班の派遣要請

ア 飯田医師会と締結した「災害時の医療救護についての協定書」により飯田医師会に出動を要請し、救急医療に対応する。

イ 村自らの体制では対応が困難な場合は、日本赤十字社の医療救護班の派遣を県に要請する。

ウ 医療救護班の業務内容は、おおむね次のとおりである。

(7) 傷病者の程度の判定（トリアージ ※災害発生時などに多数の傷病者が発生した際、緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うために、治療優先順位を決定すること）

(4) 傷病者の搬送の要否、搬送順位及び搬送先の決定

(7) 傷病者に対する救急処置

(エ) 遺体の確認及び検案

(カ) 救護活動の記録

(カ) その他医療救護活動に関する必要な措置

村内医療機関

施 設 名	所 在 地	電 話 番 号
天龍村診療所	天龍村平岡 924-1	32-2041

(3) 後方医療体制

ア 近隣の医療機関における収容可能人員、診療機能の稼働状況について把握し、後方医療機関の確保を行い、警察署に誘導を要請する等、傷病者の搬送体制を確立する。

また、災害の規模により必要がある場合には、隣接市町村、県に対し、傷病者の受入れについて要請する。

イ 必要に応じて、重症傷病者の災害拠点病院への搬送体制を確保するとともに、災害拠点病院への緊急輸送について県に要請する。

(4) 救護所の設置

村は、災害の状況により、必要に応じて公共施設又は被災地周辺の医療施設等に救護所を設置する。

救護所設置予定場所

施 設 名	所 在 地	電 話 番 号
天龍小学校（保健室）	天龍村平岡 475-1	32-2022
なんでも館	天龍村平岡 1234-1	32-3206
天龍村社会就労センター	天龍村平岡 961-4	32-2223
老人福祉センター	天龍村平岡 876-2	32-2001
高齢者生活福祉センター森之郷	天龍村平岡 773-2	32-3548

(5) 医療品等の確保

村は、必要物資の常時備蓄を図る。なお、物資が不足する場合には、県及び他の市町村に対して調達・あっせんを要請する。

第8節 消防・水防活動

大規模災害発生時においては、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動並びに水防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また大規模地震等発生時においては、建築物の倒壊等の直接的な被害とともに、二次的に発生し、多くの人的、物的被害を及ぼす同時多発火災に対する初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動並びに当該地震により、堤防その他の施設が損壊し、浸水等の被害が発生し又は発生するおそれがある場合における水防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

さらに、自らの消防力又は水防力のみでは、十分な応急措置が実施できない、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

1 消防活動

(1) 消防組織

火災の拡大を防止する消防活動は、飯田広域消防本部、阿南消防署及び天龍村消防団が密接な協力体制のもとに実施する。

ア 天龍村消防団

消防団は、「天龍村消防団の設置に関する条例（昭和43年条例第13号）」に基づく非常備組織であり、消防組織法（昭和22年法律第226号）による「天龍村消防計画」に定めるところに従って活動しているが、災害対策本部が設置されたときはその体制下に入る。

消防団の出動区分（山林火災は別に定める）

分団別	整 備 台 数			担 当 区
	ポンプ自動車	積載車（普）	積載車（軽）	
本 部	—	—	—	村全域
第1分団	1台	1台	2台	為栗、折立、清水、西原、東原、余野、中央、北、本町、岡本、長野町、長野、南上、南中、南下、栄町、松島、長沼、長島宇連
第2分団	—	—	6台	鶯巣、十久保、下山、中井侍、途中上平、鶯巣宇連、福島、倉の平、坂部、中組、戸口、大久那、合戸、向方、峠山、大河内、梨畑、見遠
飯田広域消防本部（阿南消防署）				村内全域

イ 天龍村消防協力員

(7) 地域住民を火災や災害から守るため、天龍村消防団員と協力して防災に当たる消防協力員を設置する（「天龍村消防協力員設置要綱」（平成23年 天龍村告示第73号））。

(4) 消防協力員の任務は、火災や災害等有事における、天龍村消防団員の業務に準じ、消防団長等の指揮のもとに行動する。

(5) 消防協力員の活動の範囲は、天龍村内とする。

(2) 出火防止及び初期消火

住民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底について広報を行うとともに、飯田広域消防本部と連携のもと、消防団の効率的な部隊運用を図る。

(3) 情報収集

火災発生状況、人的被害状況、県警察・道路管理者と連携した道路状況等の災害情報収集を速やかに実施し、消火活動及び住民に必要な情報の提供を行う。

(4) 応援要請等

ア 村長は、飯田広域消防本部と連携して、速やかな被害状況の把握を行い、当該状況から、自らの消防力では対処できないとき、又は対処できないと予測されるときは、「長野県消防相互応援協定書」（資料 9－3）に基づき、他の消防機関等に対し応援を求める。

イ 村長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、本章第5節「ヘリコプターの運用計画」により要請する。

ウ 村長は、自衛隊の派遣を求めようとするときは、本章第6節「自衛隊の災害派遣」により派遣要請を求める。

(5) 救助・救急活動

大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ、広範囲にわたることが予想されることから、住民等の協力及び県警察、医療関係等関係機関の連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行う。

なお、本項については、本章第7節「救助・救急・医療活動」に定める。

(6) 住民、事業所及び自主防災組織が実施する対策

ア 出火防止、初期消火活動等

災害発生時には、直ちにコンロ、ストーブ、その他火災発生の原因となる火気使用器具の使用を中止し、火災の発生を防止するとともに、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動を行い、消防機関への通報・協力に努める。

なお、避難の際には、ブレーカーを遮断し、避難後における電気器具からの出火防止を図る。

イ 救助・救急活動

自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関に協力する。

特に、交通網が寸断された場合、消防機関等の現場到着前の初期における救急・救助活

動は、人命救助のうえから重要となるので、積極的に行うよう努める。

2 水防活動

(1) 水防本部の設置

- ア 村長は、村域において水害が発生し、又は発生が予想される場合は、水防本部を設置する。
- イ 水防本部の組織体制については、本章第3節「非常参集職員の活動」に定める災害対策本部体制に準ずる。なお、水防本部設置後に災害対策本部が設置された場合には、水防本部は廃止し、災害対策本部の体制により活動する。

水防組織の概要

水防管理団体	水 防 組 織		所 管 区 域
	名 称	人 員	
天 龍 村	消 防 団	(非常勤) 75 人	天龍村一円

(2) 水防活動

ア 雨量・水位の観測

村長は、気象状況により相当の降雨量があると認めたときは、雨量及び村域内の各河川等の増水状況について、村職員及び消防団員に調査させ、関係機関に通報する。

イ 巡視及び警戒

- (7) 村長は、災害が発生し、又は発生が予想されるときは、村職員及び消防団員に水防区域の巡視及び警戒を指示する。
- (4) 村職員及び消防団員は、異常を発見したときは、直ちに村長に報告する。

ウ 水防活動の実施

村長は、損壊箇所及び危険箇所に対して、できる限りはん濫等による被害が拡大しないように、その応急措置として、現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、迅速かつ適切な水防活動を実施する。

エ 水防資機材の確保

- (7) 水防活動中、資機材に不足を生じた場合は、関係業者等から調達する。
- (4) 自らの力では十分な資機材が調達できないときは、県に要請して、その所管する資機材を借用する。

(3) 避難及び救助

ア 避難の勧告（指示）

河川等の洪水、崖崩れ等により著しく危険が切迫したとき、村長は、本章第12節「避難収容及び情報提供活動」に基づき、必要と認める区域の居住者等に対し、避難のための立退きの勧告（指示）を行う。

イ 避難誘導

避難の必要が生じた場合は、本章第12節「避難収容及び情報提供活動」に基づき、混乱

した避難住民を落ち着かせ、安全に避難させる。

(4) 応援要請

ア 建設業者等への応援要請

洪水、崖崩れ等に対処するために必要な場合は、建設業者等へ出動を要請する。

イ 水防管理団体相互の協力及び応援

(7) 水防上必要があるときは、水防法第 23 条の規定により他の水防管理者、市町村長等に
応援を求める。

(4) 他の水防管理者から応援を求められたときは、自らの水防に支障がない限りこの求め
に応じるものとし、速やかに応援体制をとる。その際、応援職員等は、応援要請をした
水防管理者の指揮下で活動するものとする。

ウ 警察官に対する出動要請

水防上必要があるときは、水防法第 22 条により警察署長に対し、警察官の出動を求め
る。

エ ヘリコプターの運航要請

村長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、本章第 5 節「ヘリコプターの運用
計画」により要請する。

オ 自衛隊の派遣要請

水防上必要があるときは、本章第 6 節「自衛隊の災害派遣」により要請する。

(5) 水防信号

水防信号は、水防法施行細則（昭和 26 年 5 月 17 日規則第 42 号）の規定に基づき、次により行
う。

信号の種類	説 明
第 1 信号	警戒水位に達したことを知らせるもの
第 2 信号	水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
第 3 信号	水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
第 4 信号	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

信 号	警 鐘 信 号	サ イ レ ン 信 号
第 1 信号	○休止○休止○休止	5 秒 15 秒 5 秒 15 秒 5 秒 15 秒 ○－休止－○－休止－○－休止
第 2 信号	○－○－○ ○－○－○	5 秒 6 秒 5 秒 6 秒 5 秒 6 秒 ○－休止－○－休止－○－休止

第9節 要配慮者に対する応急活動

災害が発生した際、要配慮者とりわけ避難行動要支援者は、自力での避難等が困難であり、被災する可能性が高いことから、村、県及び医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者とりわけ避難行動要支援者の態様に十分配慮した応急活動を行う。

1 避難収容活動

村は、県及び関係機関と相互に連携し、迅速かつ適切に要配慮者の応急対策を講ずる。

(1) 避難準備情報・避難勧告・避難指示をはじめとする災害情報の周知

要配慮者の態様に応じ、防災行政無線をはじめとして、CATV、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を的確に行う。

(2) 避難行動要支援者の避難支援及び安否確認

村は、避難行動要支援者の避難支援等に携わる関係者と連携し、避難行動要支援者に関する避難支援計画等に基づき、関係者にあらかじめ提供した名簿に掲載した避難行動要支援者の避難支援を行う。

なお、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるように努めるとともに、避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、必要に応じて避難支援等を行う。

(3) 避難所での生活環境整備

災害時に通常の避難所では生活が困難な要配慮者を応急的に受け入れるため、施設・設備や人員体制の整った福祉避難所、あるいは通常の避難所の一部を仕切った福祉避難室を必要に応じて設置する。

また、要配慮者の態様に応じ、次の支援を行う。

ア 避難所における整備

段差解消やスロープ・身体障害者用トイレの設置等を必要に応じて行う。

イ 避難所における物資の確保及び提供

車椅子等の補装具、医薬品、介護用品、介護機器、ポータブルトイレをはじめとする日常生活用品等について迅速に確保し、必要性の高い要配慮者から優先的に支給・貸与等を行う。

ウ 避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供

福祉避難所（室）及び要配慮者が生活する避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じて迅速に行う。

エ 情報提供体制の確立

避難所等で避難生活を送る要配慮者に対して、被災状況や生活に必要な各種情報を提供するため、文字放送テレビ、インターネットの端末、ファックス、ホワイトボード等を状況に応じて設置するとともに、手話・外国語通訳者等を配置する。

2 在宅者対策

村は、災害発生後、避難所に避難しないで自宅等で過ごす要配慮者に対し、民生児童委員、地域住民、自主防災組織等の協力により、要配慮者の態様に応じ、次の支援を行う。

(1) 在宅者の訪問の実施

在宅の要配慮者に対し、民生児童委員協議会、地域住民、自主防災組織等の協力のもと、定期的な訪問体制を確立する。

(2) 物資の確保及び提供

必要に応じて日常生活に必要な物資等を提供する。

(3) 相談体制の整備

在宅の要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、要配慮者の態様に応じた助言と支援を行う。

(4) 情報提供体制の確立

災害状況や生活に必要な各種情報を要配慮者の態様に応じた手段により提供する。

3 応急仮設住宅等の確保

村は、要配慮者向けの応急仮設住宅について、県と連携して必要数設置するとともに、必要性の高い要配慮者から優先的に入居を進める。

4 広域相互応援体制等の確立

広域にわたる大規模災害が発生した場合や医療機関・社会福祉施設等が被災し、避難所や他の施設へ一次的・応急的に避難が必要な場合などにおいては、要配慮者の移送、収容等が集中的に必要なことが考えられる。このため、村は、要配慮者の救助・避難支援、避難所生活等に関し、村の区域を越えて応援が必要となった場合は、必要となる人員、資機材及び避難所等を確認のうえ、県、他市町村及び関係機関に応援要請を行う。

なお、他市町村等から応援要請があった場合には、可能な限り協力するよう努める。

第 10 節 緊急輸送活動

村は、大規模災害発生時の救助活動、救急搬送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん、ヘリコプターの活用を含む総合的な輸送確保を行う。

また、緊急輸送活動に当たっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、①人命の安全、②被害の拡大防止、③災害応急対策の円滑な実施に配慮して推進するものとし、原則として、次の優先順位をもって実施する。

第 1 段階の活動	第 2 段階の活動	第 3 段階の活動
・ 人命救助 ・ 消防等災害拡大防止 ・ ライフライン復旧 ・ 交通規制	・ (第 1 段階の続行) ・ 食料、水等の輸送 ・ 被災者の救出・搬送 ・ 応急復旧	・ (第 1 ・ 2 段階の続行) ・ 災害復旧 ・ 生活必需物資輸送

1 緊急交通路確保のための交通規制

村の管理する道路において、災害が発生し、交通規制の必要が生じたときは、所定の道路標識及び標示板を設置し、交通の安全を図るとともに、禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を阿南警察署長に通知する。

(1) 実施区分

区 分		事 項
道 路 管 理 者	国県道：知 事 村 道：村 長	1 道路の破損、全壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合
警 察	公 安 委 員 会 警 察 官	1 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資を緊急輸送する必要があると認めたとき。 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認めたとき。 3 道路の損壊、災害の発生その他の事情により、道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合

(2) 規制標識

ア 規制標識は道路法第 45 条（道路標識の設置）及び災害対策基本法施行規則第 5 条（通行の禁止又は制限についての標示の様式等）による。

イ 標識には禁止・制限の対象、区間、期間、理由並びにその他う回路等を明示する。

2 緊急交通路確保のための応急復旧

- (1) 応急復旧に当たっては、下伊那南部建設事務所等の関係機関と連絡協議し、できる限り早期の緊急交通路確保を行う。
- (2) 緊急交通路から先の輸送拠点までの接続道路や、各避難所までの連絡道路等を確保するため、応急復旧工事を推進する。
- (3) 緊急交通路が使用不能となった場合は、村道、農道等指定道路に代わるべき道路について確保する。この場合、必要に応じて、県等の関係機関に対して応援を要請する。

3 輸送手段の確保

(1) 輸送車両の確保

ア 効率的な輸送体制を確保するために、村有車両の活用を最大限図るとともに、運転手を確保する。

また、不足を来す場合が生じたときは、長野県トラック協会飯伊支部及び民間輸送事業所等の協力を得て調達する。

イ 災害時における緊急輸送活動に必要な燃料の調達・供給は、燃料供給業者に依頼し、給油場所を指定し供給する。

村内燃料取扱業者一覧

名 称	所 在 地	電 話 番 号
綿治硝子店	天龍村平岡 917-1	32-2018

(2) 応援要請

ア 車両が不足する場合又は災害の状況によりヘリコプターによる輸送が必要な場合は、直ちに県に対して応援を要請する。また、必要に応じて村内の輸送業者等に要請して、車両及び人員を確保する。

イ 要請に際しては、輸送物資等の内容、数量、出発地、到着地等について、できる限り詳細に連絡する。

(3) 緊急通行車両の確認手続

ア 新規届出車両

災害発生時に緊急通行車両として、認定を受ける必要が生じた場合は、県（地方事務所）、県公安委員会（警察署）に申出書を提出し、証明書、標章の交付を受ける。

イ 事前届出車両

「緊急通行車両事前届出要領」に基づき、県公安委員会に事前に申請し届出済証が交付されている車両については、届出済証を県又は警察（警察本部交通規制課、警察署、検問所等）に提示し、証明書、標章の交付を受ける。

4 輸送拠点の確保（資料 6－1 参照）

- (1) 村は、輸送拠点として、臨時ヘリポート及び物資輸送拠点を開設し、その管理に当たる。

その際、県との連絡調整を密に行う。

また、各避難所での必要物資を的確に把握し、物資輸送拠点から避難所への円滑な輸送活動を実施する。

- (2) 輸送拠点においての業務は多くの人員を必要とすることから、ボランティア等を活用し次の業務を行う。

ア 他地域からの救援物資（食料・飲料水・生活日用品等）の集積、分類

イ 緊急物資の集積、分類

ウ 配送先別の仕分け

エ 車両、ヘリコプター等への積み替え、発送

天龍村地域防災計画
緊急輸送路図

平成十五年二月作成



番号	種別	路線名
1	村道	折立線
2	村道	長野原線
3	村道	長野長島線
4	村道	天竜川左岸線
5	村道	天竜川線
6	村道	大久那線
7	村道	戸口線
8	村道	明ヶ島線
9	村道	合戸線
10	村道	向方線
11	村道	峠山線
12	村道	大河内線
13	林道	虫川新野峠線
14	林道	大久那線

1:50,000

JUSTEC 株式会社ジャステック
長野県長野市森町五軒22-1 TEL 0262-24-1194

第 11 節 障害物の処理活動

災害発生後は、直ちに復旧作業、救援活動を開始することから、これら活動を阻害する道路上の放置車両、被災車両及び倒壊物件等による交通障害を直ちに除去し、作業車両、救援車両の通行路を優先して確保しなければならない。

障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、先遣隊等を派遣して障害情報を早期に収集し、障害物除去に対処することが必要である。

1 障害物除去処理

障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、復旧作業車両、救援車両の通行路を優先して確保するため、緊急輸送路上の放置車両、被災車両及び倒壊物件等の交通障害物を直ちに除去する。

(1) 実施体制

ア 道路施設上障害物

道路法による道路における障害物の除去は、それぞれの管理者が実施する。

イ 住家の障害物

(7) 原則として、その所有者又は管理者が実施する。

(4) 災害救助法が適用されたときは、知事が実施するが、知事から委任されたとき又は知事による救助のいとまがないときは、県知事の補助機関として、村長が実施する。

(7) 障害物の除去対象

当面の日常生活に支障を来たし、かつ、自らの資力をもってしては除去できない障害物

(2) 除去の方法

ア 現地に技術者を派遣し、消防団及び住民の協力を得て実施する。

イ 障害物の除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

(3) 応援協力体制

ア 村に所在する各機関等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講ずる。

イ 除去作業に際して、重機、人員等の必要が生じた場合は、村内外建設業者等に応援を要請する。

ウ 村限りでの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請する。

2 除去障害物の集積、処分方法

障害物の集積、処分は、その障害物の所有者又は管理者が行うものであるが、一時的に多量に出る障害物が二次災害の原因となるなどの事後支障を生じさせないため、障害物の権利関係を事前又は災害発生後直ちに確認したうえで、集積場所を確保し、速やかな物件の集積、処分を行う。

(1) 集積場所の確保

村は、災害の状況により障害物等が多量に発生し、集積場所の設置が必要と認められるときには、用地管理者等と協議のうえ、おおむね次の場所を確保し、保管又は処分する。

ア 保管するものについては、その保管する障害物に対する適切な場所

イ 処分するものについては、実施者の管理する遊休地及び空地その他処分に適切な場所

ウ 障害物が二次災害の原因にならないような場所

エ 避難場所として指定された場所以外の場所

(2) 障害物の集積、処分の方法

ア 自らの組織、労力、機械器具を用い、又は建設業者等の協力を得て、速やかに行う。

イ 障害物の集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

(3) 応援協力体制

ア 村に所在する各機関等から集積、処分について応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講ずる。

イ 集積・処分作業に際し重機、人員等の必要が生じた場合は、村内外建設業者等に応援を要請する。

ウ 村限りでの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請するものとする。

第 12 節 避難収容及び情報提供活動

大規模災害発生時には、浸水、建築物の破損・倒壊、火災、崖崩れ等が予想され、地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるため、避難に係る的確な避難収容対策を実施する。

その際、村は、高齢者、障害者等の要配慮者についても十分考慮する。

1 避難準備情報、避難勧告及び避難指示

災害時に、地域住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域住民に対して避難のための勧告又は指示を行う。

また、要配慮者等、避難行動に時間のかかる者に対しては、より早めのタイミングで避難を呼びかける必要がある。このため、村は、避難勧告の前段階として、避難準備情報を発表する。

(1) 避難準備情報、避難勧告及び避難指示の実施機関、根拠等

ア 避難準備情報の伝達及び避難勧告・指示（以下「避難勧告等」という。）を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難勧告等を行った場合は、速やかにその内容を住民に周知する。

その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。

実 施 事 項	機 関 等	根 拠	対 象 災 害
避 難 準 備 情 報	村 長		災 害 全 般
避 難 の 勧 告	村 長	災害対策基本法第 60 条	災 害 全 般
避 難 の 指 示	村 長	災害対策基本法第 60 条	災 害 全 般
	水 防 管 理 者	水防法第 29 条	洪 水
	知事又はその命を受けた職員	水防法第 29 条・地すべり等防止法第 25 条	洪水及び地すべり
	警 察 官	災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条	災 害 全 般
	自 衛 官	自衛隊法第 94 条	災 害 全 般
	知 事 又 は 村 長	原子力災害対策特別措置法第 26 条	原 子 力 災 害
避難所の開設、収容	村 長		

イ 知事は、災害の発生により村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における村長の事務を、村長に代わって行う。

(2) 避難準備情報、避難勧告、避難指示の意味

ア 「避難準備情報」

人的被害の発生する可能性が高まった状況で、一般住民に対しては避難の準備を呼びかけ、避難行動に時間を要する者には避難行動の開始を呼びかける行為をいう。

イ 「避難勧告」

その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立退きを勧め又は促す行為をいう。

ウ 「避難指示」

被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立ち退かせるためのものをいう。

(3) 避難準備情報、避難勧告、避難指示及び報告、通知等

ア 村長及び消防機関の長の行う措置

(7) 避難準備情報

村長は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の要配慮者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難勧告及び避難指示のほか、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備（要配慮者避難）情報（以下、「避難準備情報」という。）を伝達する。

(4) 避難勧告、避難指示

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向又は指定緊急避難場所を示し、早期に避難勧告、避難指示を行う。

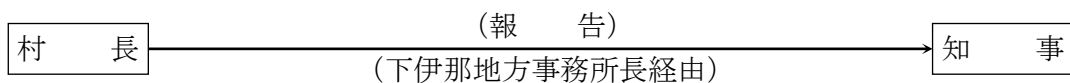
なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内の二階以上の場所への退避等の安全確保措置をとるよう、地域の居住者等に対し指示するものとする。

a 長野地方気象台から大雨、暴風、暴風雪、大雨に関する特別警報が発表され、避難を要すると判断される地域

b 長野地方気象台から豪雨、台風等に関する気象警報が発表され、避難を要すると判断される地域

c 長野県・長野地方気象台から共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断される地域（土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所、長野県河川砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度が災害発生危険基準線を超えている地域）

- d 長野県・長野地方気象台から共同で洪水予報（はん濫警戒情報、はん濫危険情報、はん濫発生情報）が発表され、避難を要すると判断される地域
 - e 関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断された地域
 - f 河川がはん濫注意水位・避難判断水位を突破し、洪水のおそれがある地域
 - g 上流の地域が水害を受けた河川で、危険がある下流の地域
 - h 地すべりにより著しい危険が切迫している地域
 - i 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり、人的災害が予測される地域
 - j 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域
 - k 避難路の断たれる危険のある地域
 - l 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域
 - m 酸素欠乏若しくは有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域
- (7) 報告（災害対策基本法第 60 条）



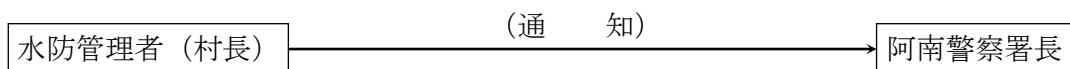
※避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、知事に報告する。

イ 水防管理者の行う措置

(7) 指示

水防管理者は、洪水のはん濫により危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立退きを指示する。

(4) 通知（水防法第 29 条）



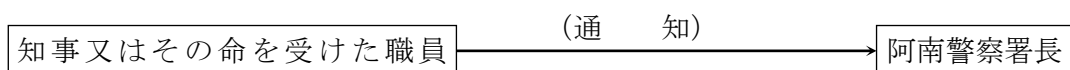
ウ 知事又はその命を受けた職員の行う措置

(7) 洪水のための指示

水防管理者の指示に同じ。

(4) 地すべりのための指示（地すべり等防止法第 25 条）

地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立退きを指示する。



エ 警察官の行う措置

(7) 指示

二次災害等の危険場所等を把握するため、警察署において調査班を編成し、住宅地域

を中心に区域を定めて調査を実施する。

把握した二次災害危険場所等については、村災害対策本部等に伝達し、避難勧告等の発令を促す。

さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。

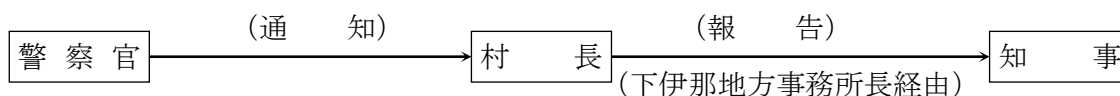
- a 住民の生命、身体を安全を最優先とした避難・誘導に努めること。
- b 村関係者と緊密な連絡体制を保持すること。
- c 村長による避難の指示ができないと認めるとき、又は村長から要求のあったときは、警察官は災害対策基本法第 61 条により、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示する。

この避難指示に従わない者に対する直接強制は認められない。

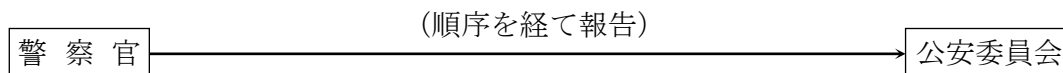
- d 被害発生危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第 4 条に基づいて関係者に警告を発し、又は避難させる強制手段を講ずる。
- e 避難のための勧告、指示を行うに当たっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、指定緊急避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。
- f 被災地域、災害危険箇所等の現場の状況を把握したうえ、安全な避難経路を選定し、避難誘導を行う。
- g 避難誘導に当たっては、高齢者及び障害者等要配慮者については可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、その措置に十分配慮する。
- h 警察署に一次的に受け入れた避難住民については、避難所の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。
- i 被留置者の避難等の措置につき、迅速に判断し、これを的確に実施する。

(イ) 報告、通知

- a 前記(7) c による場合（災害対策基本法第 61 条）



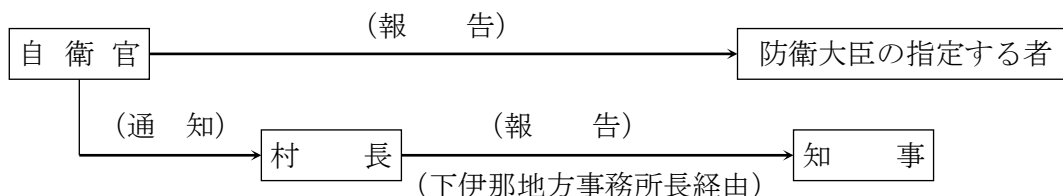
- b 前記(7) d による場合（警察官職務執行法第 4 条）



オ 自衛官の行う措置

- (7) 自衛隊法第 83 条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場に行っていない場合に限り、「警察官職務執行法第 4 条による措置」による避難等の措置をとる。

(イ) 報告（自衛隊法第 94 条）



(4) 避難指示、避難勧告の時期

前記(3)ア(イ) a～k に該当する地域が発生すると予想され、住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。

(5) 避難指示、避難勧告の内容

避難指示、避難勧告を行うに際して、次の事項を明確にする。また、避難準備情報の伝達についても同様とする。

ア 発令者（例：「こちらは広報天龍（天龍村災害対策本部）です」）

イ 避難を要する理由（例：「～避難すべき理由※～のため」）

（※避難すべき理由：天竜川で危険水位に達した、天竜川の堤防決壊の恐れがある。または決壊した。土砂災害の危険性が非常に高まった、土砂の移動現象が確認された など）

ウ 避難勧告・指示対象地域（例：「〇〇時〇〇分〇〇地区に対し避難勧告を発令しました」）

エ 指定緊急避難場所（例：「ただちに〇〇〇へ避難してください」）

オ 避難経路（例：「〇〇付近は冠水により通行できないので十分に注意してください」）

カ 注意事項（例：「外出が危険な場合は住居の二階など高い場所へ避難してください」）

(6) 住民への周知

ア 避難指示、避難勧告を行った者は、速やかにその内容を防災行政無線、CATV、広報車等のあらゆる広報手段を通じ、又は、直接、住民に対し周知する。避難の必要がなくなった場合も同様とする。

特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。

イ 村長は、災害による危険地域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるため、警鐘、サイレン等により周知する。

ウ 避難のため立ち退くべき地域が広範囲であるとき、ラジオ、テレビ放送による周知がより効果的であるとき、村長は県に連絡し、ラジオ、テレビによる放送を要請する。

県は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき放送機関に対して放送を要請する。要請を受けた放送機関は危険地域の住民に周知徹底するため、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。

(7) 避難行動要支援者の状況把握及び避難支援

村は、避難勧告等を発表したときには、直ちに民生・児童委員、区長、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。また、必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行う。

(8) 村有施設における避難活動

災害発生時においては、火災、ガス管の破損等により、施設利用者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、施設利用者の避難に係る的確な応急対策を行う。その際、障害者等要配慮者に十分配慮する。

ア 施設の管理者は、災害時において施設利用者に危険があると予測される場合又は施設利用者の生命及び身体を災害から保護するために必要な場合は、避難誘導を行う。

イ 避難勧告等が発せられた場合は、速やかにその内容について、館内放送、伝令等あらゆる広報手段を通じて周知を行う。

天龍村災害避難情報等の判断基準

現象の種類	判断基準【土砂災害】
避難準備情報	- 大雨警報が発表され、近隣で湧水・地下水の濁りや流量の変化等前兆現象（別表参照）が確認されたとき - 雨量の予測が村内の観測所で過去の災害雨量に匹敵すると判断された後の適時 - 土砂災害警戒情報が発令されたとき
避難勧告	- 周辺地域で前兆現象（別表参照）や斜面の崩壊・はらみ、道路施設等へのクラック等の発生が確認されたとき - 雨量状況における村内メッシュ「雨量状況曲線」が「土砂災害発生危険基準線」を超えることが予想されたとき
避難指示	- 近隣で土砂災害が発生したとき - 近隣で前兆現象（別表参照）が確認されたとき - 気象台から特別警報が発令され、雨量状況における村内メッシュ「雨量状況曲線」が既に「土砂災害発生危険基準線」を超えているとき

※別表 前兆現象別の避難情報の種類

予測される土砂災害	避難準備情報	避難勧告	避難指示
土石流	流水の異常な濁り	溪流内で転石の音 流木発生	土臭いにおい 地鳴り 流水の急激な濁り 溪流水位激減※
崖くずれ	湧水量の増加 表面流発生	小石がぱらぱら落下 新たな湧水発生 湧水の濁り	湧水の停止 湧水の噴き出し 亀裂の発生 斜面のふくらみ 小石がぼろぼろ落下 地鳴り

地すべり	井戸水の濁り 湧水の枯渇 湧水量の増加	池や沼の水かさの急変 亀裂や段差の発生、拡大 落石や小崩落 斜面のふくらみ 構造物のふくらみ、 クラック 根の切れる音 樹木の傾き	地鳴り、山鳴り 地面の震動
※ 「渓流水位激減」とは…降雨が継続しているにもかかわらず、水位が減少している現象。 このような場合は、渓流の上流域で山腹が崩壊し、天然ダムが形成された可能性が 大きいので切迫性が極めて高い。			

現象の種類	判断基準【水害 天竜川】
避難準備情報	・河川管理者（天竜川上流河川事務所）と気象台が共同ではん濫注意情報（洪水注意報）を発表し、2時間後にはん濫危険水位に到達すると予想されたとき ・基準とする水位観測地点（天竜峡）の水位がはん濫注意水位の11.0mに到達したとき
避難勧告	・河川管理者（天竜川上流河川事務所）と気象台が共同ではん濫注意情報（洪水注意報）を発表し、1時間後にはん濫危険水位に到達すると予想されたとき ・水位観測地点（天竜峡）の水位が避難判断水位の15.6mに到達したとき
避難指示	・はん濫危険情報が発表されたとき ・水位観測地点（天竜峡）の水位がはん濫危険水位の16.2mに到達したとき

現象の種類	判断基準【水害 遠山川】
避難準備情報	・河川管理者（飯田建設事務所）と気象台が共同ではん濫注意情報（洪水注意報）を発表し、2時間後にはん濫危険水位に到達すると予想されたとき ・基準とする水位観測地点（平岡）の水位がはん濫注意水位の3.7mに到達したとき
避難勧告	・河川管理者（飯田建設事務所）と気象台が共同ではん濫注意情報（洪水注意報）を発表し、1時間後にはん濫危険水位に到達すると予想されたとき ・水位観測地点（平岡）の水位が避難判断水位の4.9mに到達したとき
避難指示	・はん濫危険情報が発表されたとき ・水位観測地点（平岡）の水位がはん濫危険水位の5.5mに到達したとき

現象の種類	判断基準【水害 早木戸川等その他の河川】
避難準備情報	・大雨警報発表後も引き続き降雨が続き、中小河川の著しい増水が確認されたとき
避難勧告	・大雨警報発表後も同じ状態で降雨が続き、中小河川ではん濫の恐れがあるとき

避難指示	・気象庁より特別警報が発表されたとき ・危険な水位を観測したとき ・堤防決壊につながるような大量の漏水や亀裂等を発見したとき ・堤防の決壊、越流が発生したとき
------	--

※発令の区域は、土砂災害警戒区域図の警戒区域及び重要水防区域を基準として、実状に応じて決定する。

※情報の入手先は、インターネット（長野県砂防情報ステーション、長野地方気象台、長野県河川水位情報、国土交通省川の防災情報）、その他テレビ、データ放送及び関係諸機関への電話連絡等による。

※その他留意事項

災害避難情報等の判断基準の運用にあたっては、次の事項に留意する。

- ・早期の巡視等により、正確な現状把握を努めること。
- ・暴風を伴う天候状態や夜間等、避難に時間を要することが見込まれる状況にあつては、数値等の基準の他にも対象地域の実情等も総合的に判断し、避難情報の発令の可否を決定する。
- ・想定を超える規模の災害等への対応を臨機応変に執るため、関係機関との情報交換を緊密に行い、広域的な情報把握に努めること。
- ・国や県における災害時の各種判断基準の更新や災害に関する新たな定め等の状況に応じて柔軟な対応に努めること。

2 警戒区域の設定

(1) 実施者

- ア 村長、村職員（災害対策基本法第 63 条）
- イ 消防団長、消防団員、消防職員（水防法第 21 条）
- ウ 消防職員、消防団員（消防法第 28 条）
- エ 警察官（前記の法に定める各実施者が、現場にいない場合又は依頼された場合）
- オ 自衛隊法第 83 条第 2 項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（災害対策基本法第 63 条第 3 項 村長又はその職権を行う者がその場にいない場合に限る。）

(2) 警戒区域設定の内容

警戒区域の設定とは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入りを制限、禁止、又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、次の 3 点である。

- ア 避難の指示が对人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入制限、禁止、及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものである。
- イ 警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。
- ウ 避難の指示についてはその罰則規定がないのに対し、警戒区域の設定は、災害対策基本

法第 116 条による罰則規定がある。

(3) 警戒区域設定の周知等

ア 警戒区域の設定を行った者は、関係機関及び住民に対してその内容を周知する。

イ 前記(1)オの自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちに、その旨を村長に通知する。

3 避難の誘導・移送

(1) 避難の方法

災害時における避難に当たっては、在宅の要配慮者への情報の伝達、避難誘導等について近隣住民の果たす役割が大きいことから、村は地域の自主防災組織及び区等と連携し、避難の際は、警察官、消防団員等の誘導のもと、これらの単位集団で行動するよう徹底する。

(2) 避難の誘導

避難勧告等をしたときの誘導は、次のとおりとする。

ア 各地区ごとの避難誘導については、当該地区の区長を誘導責任者とし、警察官及び当該地区の消防団員を誘導員とする。

イ 危険区域及び指定緊急避難場所に村職員及び誘導員を配置し、適切な避難誘導を行う。

(3) 避難の順位等

ア 住民間の避難の順位は、傷病者、高齢者、幼児、障害者、その他歩行困難な者、特に避難行動要支援者の避難を優先する。

イ 地区ごとの避難の順位は、災害発生の時期を客観的に判断し、先に災害が発生すると認められる地区内居住者の避難を優先する。

(4) 誘導時の留意事項

ア 誘導員は、指定緊急避難場所、経路及び方向を的確に指示する。

イ 誘導経路は、できる限り危険な橋、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。

ウ 危険地点には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。

エ 浸水地にあっては、ロープ等を利用し、安全を期する。

オ 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。

カ 高齢者、障害者、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力で立ち退くことが困難な者については、村が車両、舟艇及びヘリコプターの要請等により移送する。

また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行う。

キ 避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿を使用し、あらかじめ定めた避難支援等に携わる関係者の協力を得て行う。

ク 災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、村において処置できないときは、村は佐久地方事務所を経由して県へ応援を要請する。要請を受けた県は、自衛隊の出動を求める等適切な処置を行う。

村は、状況によっては、直接、他の市町村、警察署等と連絡して実施する。

ケ 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器などの照明具を最大限活用する。

コ 誘導員の退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

(5) 移送の方法

ア 小規模の移送

避難者が自力で立ち退くことが不可能な場合は、車両等により移送する。

イ 大規模の移送

災害地が広範囲で、大規模な移送を必要とし、村において対応できないときは、県に応援を要請する。

(6) 避難時の留意事項

避難誘導員は、避難に当たり、次の事項を住民に周知徹底する。

ア 戸締り、火気の始末、ブレーカーの遮断を完全にする。

イ 携帯品は、必要最小限のものにする。

(貴重品、食料、水、タオル、チリ紙、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ等)

ウ 服装は、なるべく軽装とし、帽子、雨具、防寒衣等を携行する。

4 避難所の開設

(1) 避難所の開設（資料５－２・５－３参照）

ア 災害のために現に被害を受け又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため、被災地に近く、かつ安全な避難所を選定し、開設する。避難所の開設に当たっては、給水施設、トイレ等の状況を点検し、避難者の生活に支障を来さないようにする。

イ 要配慮者に配慮し、必要に応じて福祉避難所とする。また、災害の状況により避難所が使用不能となったとき又は収容定数を超えたときは、民間宿泊施設等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

ウ 避難所を開設したときは、村長はその旨を公表し、避難所に収容すべき者を誘導し保護する。

(2) 避難所の開設の原則

ア 勤務時間内（村職員主導による避難所の開設）

(7) 施設の安全確認と二次災害の防止

地震等災害発生後、施設管理者は、当該施設の安全確認と二次災害の防止に努める。

(4) 災害情報の収集

本部は、住民の避難状況や村内の被災状況、避難所の被災状況等の情報を職員の参集途上情報等から把握し、村職員の派遣の必要性や対応策を検討する。

(5) 村職員の派遣

避難者の来所が確実な場合、本部は、発災後、担当職員を当該避難所に派遣する。また、避難所の開設状況に応じて本部へ応援職員の派遣を求める。

(エ) 避難所開設の受理

担当職員は、避難所開設の準備を行う。

(オ) 避難者収容スペースの確保

施設管理者は、施設の中で、避難者収容スペースとして活用できる空間が使用可能か否かを判断し、その結果を村職員又は自主防災組織のリーダーに報告する。

(カ) 避難者の受入れと誘導

担当職員は、施設管理者と協議決定した避難者収容スペースへ避難者を誘導し、収容する。

(キ) 本部へ避難所開設の報告

本部の担当職員は、避難者を誘導・収容した段階で、避難者数の概数、水、食料等の物資要請の有無、周辺状況等に関して本部に報告する。

イ 勤務時間外（自主防災組織主導による避難所の開設）

(ア) 避難情報の収集

(イ) 避難所の自主開設

自主防災組織のリーダーは当該避難所に、村職員、施設管理者が配備につけない場合、自主的に避難所を開設することができる。

(ロ) 避難者の一時待機措置

自主防災組織のリーダーは、当該避難施設の安全確認が終わるまで、避難者を一旦グラウンド等の安全な場所に避難させる。

(ハ) 施設の安全確認と二次災害の防止

自主防災組織のリーダーは、当該避難施設の安全確認を目視の範囲で行い、可能な限り二次災害の防止に努める。

(ニ) 避難者の受入れと誘導

自主防災組織のリーダーは、施設管理者と協議決定した避難者収容スペースへ避難者を誘導し、収容する。

(ホ) 本部への報告

自主防災組織のリーダーは、避難者を誘導・収容した段階で、避難者数の概数、水、食料等の物資要請の有無、周辺状況等に関して本部に報告する。

ウ 避難者を収容できない場合の対応

(ア) 他避難所への振り分け

担当職員は、避難空間へ避難者を収容しきれない状況が発生、あるいは予測される場合、本部へ他の避難所への振り分けを依頼する。要請を受けた本部は、他の避難所での避難状況を踏まえ、振り分け先を指示する。

(イ) 他避難所への移動

担当職員は、施設管理者、自主防災組織のリーダー等の協力を得て振り分け先の避難所へ避難者の誘導、移動を行う。

(3) 避難住民の収容

避難住民の収容については、村職員及び自主防災組織が協力し、以下の各活動を行うものとする。

ア 収容手順

(7) 施設内への誘導

担当職員及び自主防災組織のリーダーは、収容施設の安全確認後、混乱が起こらないように避難者を速やかに建物内に誘導する。

(4) 避難者への告知

収容の際、口頭又は掲示板への張り出しにより、以下の事項を避難者へ告知し、協力を依頼する。

a 占有を禁止する部屋について

b 近隣の住民同士はなるべく近くになること

(7) 避難者名簿（避難所収容台帳）の作成

a 避難者の収容の際に、避難者名簿を作成する。名簿の作成を行うとともに、避難の状況、病人、負傷者の有無、高齢者、障害者の状況を把握する。

b この名簿は、食料、物資配給の基礎データとするため、本部へ逐次報告する。

イ 収容の際の注意点

災害が発生した場合、住民が避難所へ先を争うように避難することが考えられる。また、顔見知りでない人間と共同生活を送るという点からも、以下の事項に注意して住民の収容を行う。

(7) 要配慮者への配慮

要配慮者を優先的に収容する。複数階の避難所の場合には、トイレに近い場所や1階のフロアにするなど、移動の負担がかからない位置に収容する。

(4) 近隣住民同士の収容

平常時において、近隣で生活していた住民同士は、なるべく固まった場所に避難するよう村職員、自主防災組織リーダーから声をかける。顔見知り同士が近くにいることで、その後の避難所運営委員会の形成がスムーズに行われるようにする。

(7) 使用禁止スペースの指定

特に、学校に避難者を収容する場合には、応急救護スペース、運営本部設置スペースの確保のため、医務室、職員室、校長室等の特別教室へ避難しないように注意する。

(4) 地域外の住民の収容（帰宅困難者への対応）

通勤・通学者及び旅行者等の本村居住者以外の避難者（帰宅困難者）は、避難収容者リスト作成の際に、本村居住者とは別途に避難者名簿を作成し、本部へ報告する。

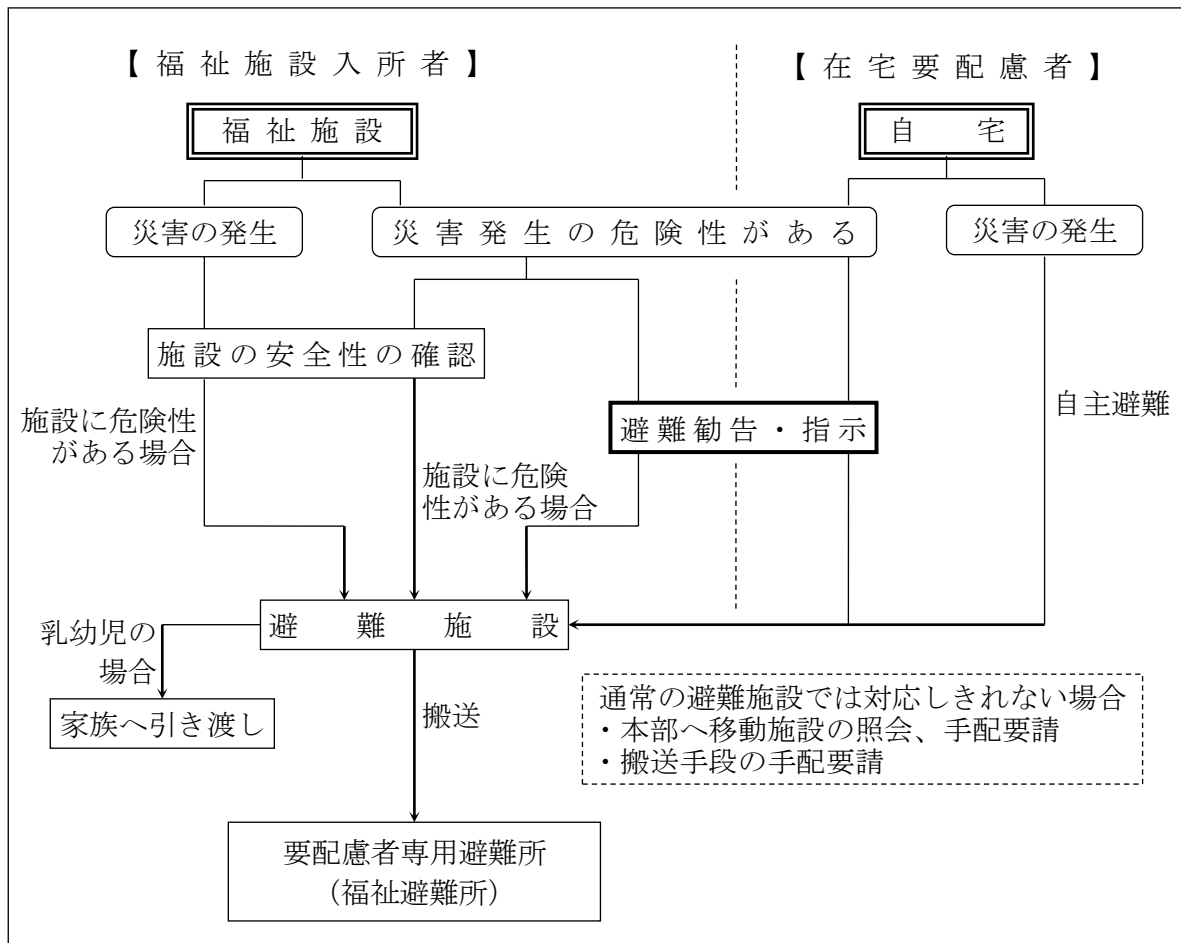
(5) 要配慮者の収容

ア 福祉施設入所者

(7) 各福祉施設管理者は、次ページに示すフロー図に基づき対応をとるものとする。

- (イ) 災害が発生又は発生するおそれがある場合、各施設管理者は建物の安全性を確認する。
 - (ロ) 施設が被害を受けた場合又は被害を受ける危険性がある場合、施設管理者は、施設職員及び近隣の住民と協力し、付近の避難施設へ入所者を移動させる。
 - (ハ) 施設への収容においては、村職員、自主防災組織と協力し、優先的に施設へ収容させる。
 - (ニ) 移動させた避難施設において、対応が困難な者に関しては、福祉施設職員が在宅の要援護者も含め、社協対策班に対して、代替収容施設（要配慮者専用避難所）の照会、調査救助班に対して搬送の手配をそれぞれ要請する。
 - (ホ) 保育所に関しては、建物に危険性がない場合、家族への引き渡しを早急に行う。また、建物に危険性があり、避難施設へ避難した場合、避難施設において家族への引き渡しを行う。引き渡した後は、家族と行動を共にさせる。
- イ 在宅要配慮者
- (ア) 在宅の要配慮者（寝たきりの高齢者、身障者等）の収容については、社協対策班及び自主防災組織等は、在宅要配慮者リスト等を活用し、各戸を回り安否の確認及び避難誘導を行う。
 - (イ) 避難に関しては、家族、近隣住民と協力し、避難施設へ移動させる。
 - (ロ) 移動させた避難施設内において、対応が困難な者に関しては、本部に対して、代替収容施設（福祉避難所）の照会、手配をそれぞれ要請する。

要配慮者収容のフロー図



5 避難所の運営

(1) 運営の基本方針

ア 避難所の運営は、当該地域の自主防災組織が中心となって自主的に運営し、村職員や学校・施設管理者、ボランティア等はその支援に当たる。

イ 自主防災組織が未結成の地域についても、地域の状況に応じて自主運営の推進を図る。

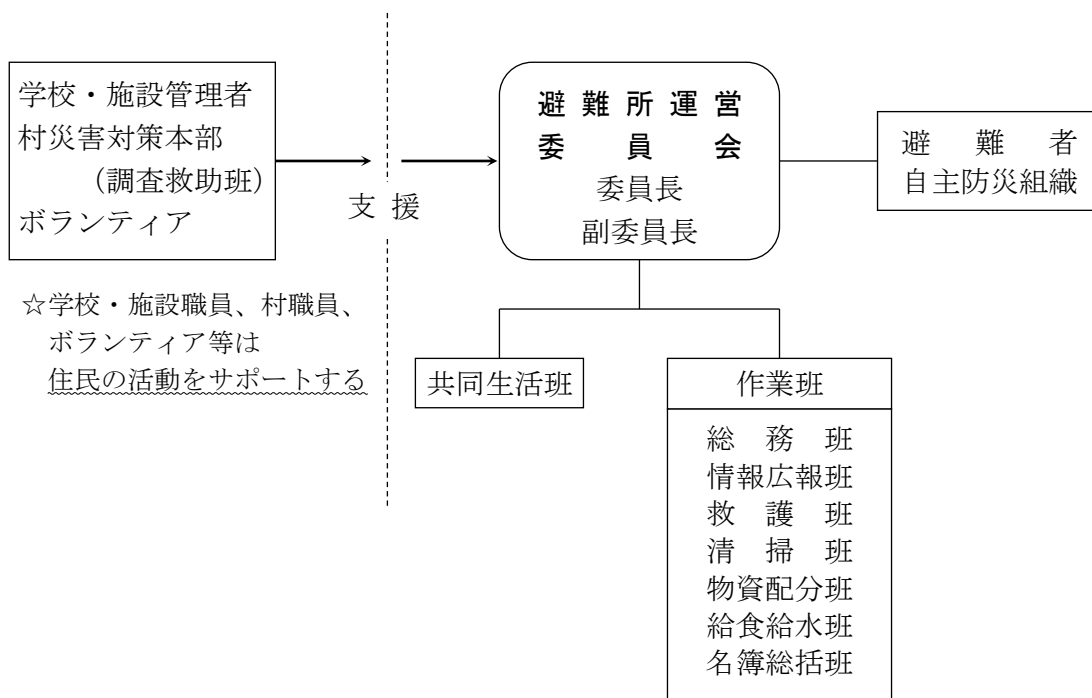
ウ 住民による自主運営が不可能な場合は、村職員が主体となり施設管理者、地域住民、ボランティア等の支援を得て、避難所の運営を行う。

(2) 避難所運営委員会の組織づくり

地震等の災害により避難した人々が、一定期間秩序ある生活をする避難所を管理運営するために、各避難所において、地域の防災訓練を通じて災害時の対応に熟知している自主防災組織等が中心となり、避難してきた住民による避難所内の自治組織「避難所運営委員会」を組織する。避難してきた住民は、自治組織の一員として避難所の運営に当たるものとする。

避難所の運営の主体は、避難者が組織する避難所運営委員会とし、村職員、学校・施設管理者及びボランティアは、できる限りその支援に当たるものとする。

《避難所運営委員会の組織（例）》



(3) 避難所運営委員会の役割と共同生活班・作業班の活動内容

ア 避難所運営委員会は、各避難所ごとに委員長、副委員長をもとに共同生活班及び作業班で組織する。

イ 避難所運営委員会は、避難所での状況を把握し、避難所での課題、問題に対処又は情報収集伝達、各班の役割等を再認識するため、毎日時間を定めて1回以上、作業各班、共同生活班の各班長、避難誘導班の村職員、学校・施設管理者、ボランティア等の関係者によるミーティングを行う。

共同生活班	
共同生活班	共同生活班は、すでにある人間関係に配慮し、できる限り避難所内のブロックごと又は教室ごとに班を編成し、その代表者（班長）を選出する。 ① 給食・生活物資等の受け取り、分配を行う。 ② 避難所内でのトラブルを予防する。 ③ 共同生活を送るための決められたルール of 徹底を図る。
作業班各班	
総務班（総務対策）	① 備蓄倉庫内の資機材の取扱い及び管理を行う。 ② 災害発生時間、被害状況、避難者の状況に見合った避難所のレイアウトを施設管理者と相談し、設定する。 ③ 避難所生活を避難所住民の協力を得ながら秩序あるものとして維持するため、必要があれば、保安要員を確保し、避難所内のパトロールを行う。

	④ ボランティアとの連絡調整を行う。 ⑤ 避難所日誌を作成する。 ⑥ 避難所運営委員会の庶務及び事務局を担当する。
情報広報班（情報広報対策）	① デマやパニックを防止するため、情報管理の一元化をする。 ② 避難誘導班の村職員並びに学校職員及び施設管理者との連絡調整を行い、避難所生活に必要な生活関連情報、生活支援情報等を収集し伝達する。また、避難所での要望等も伝達する。 ③ 避難所内に設置する掲示板（各種情報を掲示するもの）を管理し、各種情報を伝達する。
救護班（要配慮者の保護）	① 障害者、お年寄り、傷病者の方々を援護する。 ② 名簿総括班と連携し、傷病者を把握する。 ③ 負傷者の応急手当、医療機関への誘導、搬送を手配する。 ④ 医療拠点となった避難所では、医師と連携し、傷病者の救護を行う。
清掃班（環境衛生対策）	① 仮設トイレを設置する。 ② 避難所からのごみの出し方（分別）のルールを入所者へ徹底させる。 ③ ごみ収集及び焼却施設が稼働するまでの間は、施設内において、ごみを処理（保管）する。 ④ 避難所の清掃を行う。 ⑤ 本部へ必要な防疫用薬剤等を要請し、衛生害虫の駆除を行う。
物資分配班（食料・生活用品等の調達・配布）	① 備蓄食料や救援物資、生活必需品等を本部から受入れ、配布する。 ② 名簿総括班と連携し、避難者数を把握し、必要となる物資の数量を把握する。 ③ 高齢者、障害者への対応を優先し、公平な分配を行う。 ④ 配布時に、混乱が起こらないよう対策を講ずる。
給食・給水班（給食・給水対策）	① 炊き出し用の資器材がある場合には、村職員、日赤奉仕団等と連携し、炊き出しを行う。 ② 給水時に混乱が起こらないよう対策を講ずる。 ③ 名簿総括班、物資配分班と連携し、炊き出しに必要な材料、燃料等を村職員を通じて本部に要請し、確保する。
名簿総括班（避難者名簿の管理）	避難者を収容する際に作成するこの名簿は、食料、物資配給の基礎データとする。 ① 名簿の一元管理を行い、入所者、出所者を把握する。 ② 一般的な避難者の名簿だけでなく、要配慮者、帰宅困難者等の避難者名簿を別途作成・管理し、村本部へ報告する。 ③ 作業各班に情報を提供し、各班の活動がスムーズに行えるよう連携を密にする。

(4) 避難所の運営手順

避難所運営委員会が組織された後は、以下の手順によって避難所の運営を行う。

ア 避難者の把握

情報広報班は、避難者名簿より避難者の実態を把握し、村本部へ報告する。

イ 備蓄物資の確認と配分方針の決定

物資分配班は、避難所の備蓄物資を確認しその配分方針を決定し、避難者へ通知する。

ウ 不足物資の要求

総務班は、不足する物資を村本部に対し要請する。

エ 物資等の受理・保管・配布

物資分配班は、要請した物資が搬送された場合、物資台帳を作成のうえ、保管・分配を行う。

オ 避難者への情報の提供と情報管理

情報広報班は、入手した情報を避難者へ施設内放送や掲示板等を利用して提供する。

カ 要配慮者へのケア

救護班は、作成される避難者名簿から高齢者・身体障害者等の要配慮者を把握し、要配慮者専用避難所への移動等を検討する。移動が必要と認められる場合には、本部へ施設の照会の依頼をし、移動先が決定した場合には、要配慮者の搬送を行う。

キ ボランティア支援の要請

総務班は、避難所の状況を考慮しながら、村本部に対し必要なボランティアの要請を行う。

ク 避難所運営ルール作成と周知

避難所運営委員会は避難者と共に避難所運営ルールを作成し、避難者に周知・協力を求める。

(5) 避難所の運営の留意点

ア 避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努める。

イ 避難の長期化等、必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮する。

ウ 避難所における生活環境に注意をはらい、常に良好なものとするよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努める。さらに、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

エ 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニ

ズに配慮した避難所の運営に努める。

(6) 給食、給水その他の物資の支給

ア 避難者に対する給食、給水その他の物資の支給は、本章第14節～第16節により実施するが、支給物資の調達を円滑に実施するため、避難人員等を速やかに把握する。

イ 畳等がない施設については、ゴザ、むしろ等を調達し、配置する。

(7) 要配慮者への対応

避難所への収容及び避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図る。

ア スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車いすや障害者用携帯便器等の供給等、高齢者、障害者等に配慮した設備、機器等の整備を行う。

イ 介護用品、育児用品等要配慮者の態様に応じた生活必需品の調達確保に努める。

ウ 災害発生後、できる限り速やかにすべての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努める。

(ア) 介護職員等の派遣

(イ) 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施

(ウ) 社会福祉施設等への移送等

エ 要配慮者の心身双方の健康状態に特段の配慮を行い、保健師等による巡回健康相談、メンタルヘルスケア（精神保健相談）等を実施する。

オ 文字放送テレビ、FAX等の設置、手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保する。

(8) 県職員の派遣要請

避難所の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、村において人員が不足し、困難を来した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼する。

(9) 学校等における対策

村教育委員会及び学校長等は、次の対策を適切に講ずる。

ア 学校等が地域の避難所となった場合、学校長等は、できるだけ速やかに学校等を開放する。そのため、夜間や休業日の災害発生に備え、開錠の方法や、教職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。

また、学校等としての教育機能維持の観点から、あらかじめ避難所として使用させる場所についての優先順位等を定めておく。

イ 学校長等は、避難所の運営について、必要に応じ、村に協力する。

なお、村の災害対策担当者が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確にしておき、避難者の収容、保護に努める。

ウ 幼児及び児童生徒が在校時に災害が発生し、地域の避難所となった場合、学校長等は、幼児及び児童生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報・指令の伝達に万全を期するとともに、避難者と幼児及び児童生徒の避難所を明確に区分する。

6 広域的な避難を要する場合の活動

- (1) 村は、被害が甚大で村域を越えた広域の避難・収容が必要と判断される場合には、県に支援を要請する。
- (2) 村は、被災者が村外に避難する必要が生じた場合は、避難先の市町村に対し、避難所の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請する。
- (3) 前号の場合にあつては、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させる。
- (4) 村が避難者を受け入れる場合は、避難所を開設するとともに、必要な災害救助を実施する。
- (5) 村は、村外に避難する被災者が、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努める。

7 住宅の確保

住居の被災により避難所生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう、県及び村は相互に連携し、公営住宅のあっせん等により速やかに住宅の提供又は住宅情報の提供を行う。

なお、災害救助法が適用された場合は県が、適用されない場合は必要に応じて村が住宅の提供を行う。

(1) 公営住宅の活用等

ア 利用可能な公営住宅等を把握し、被災者に提供する。

イ 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。

ウ 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する。

(2) 応急仮設住宅の建設

災害救助法が適用された場合、県に対して、災害救助法第 23 条第 1 項第 1 号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請する。

ア 応急仮設住宅等の要望戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で被災者が住居に必要な戸数とする。

イ 応急仮設住宅の建設のため、村公有地又は私有地を提供する。

ウ 被災者の状況調査を行い、入居者の決定の協力を行う。

エ 知事の委任を受けて、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行う。

(3) 応急仮設住宅の運営管理

応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安全・安心の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するため、心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。

8 住宅の応急修理

村は、被災した住家について、居住のために必要な最小限度の部分を、応急的に補修する。

(1) 修理の方法

被災住宅の応急修理については、応急仮設住宅の建設の方法に準じて、救助の実施機関である村長が、現物給付をもって実施する。

(2) 修理の対象者

ア 対象者の範囲

被災住宅の応急修理の対象となる者は、次のいずれの事項にも該当する者とする。

(ア) 災害によって住家が半壊又は半焼し、その居住者がそのままでは当面の日常生活を営むことができない者であること。

(イ) 自らの資力をもっては、応急修理をすることができない者であること。

イ 対象者の選定

村が、被災者の資力や生活条件等を十分に調査して選定する。

9 被災者等への的確な情報提供

(1) 村は、県と連携して、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

(2) 村は、県と連携して、被災者の置かれている生活環境及び居住環境等が多様であることを考慮し、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

(3) 村は、県と連携し、要配慮者、住宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

(4) 村は、県と連携し、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察、消防及び関係機関とも協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

第 13 節 孤立地域対策活動

災害時における孤立の内容は、大別して、情報通信の孤立と交通手段の孤立である。情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知を阻害して人命救助活動を不可能にし、交通手段の孤立は救援活動に支障を来すとともに、孤立地域住民の生活に甚大な影響を及ぼす。

村は、孤立地域への災害応急対策の実施に当たっては、常にこれを念頭に置き、以下の優先順位をもってこれに当たる。

- (1) 通信手段の確保等による被害実態の早期確認と、ヘリコプターの活用等による救急救助活動の迅速な実施
- (2) 陸上輸送、ヘリコプターの確保等による緊急物資等の輸送
- (3) 道路の応急復旧による生活の確保

1 孤立実態の把握対策

- (1) 孤立予想地区に対し、N T T回線等を活用して、孤立状況の確認を行う。
- (2) 孤立状況及び被害の概要について情報収集を行うとともに、県に対して直ちに速報する。

2 救助・救出対策

- (1) ヘリコプターによる救急搬送が予想される場合は、概要を直ちに県に速報する。
- (2) ヘリコプターの要請に際しては、救助場所付近にヘリポートを確保するとともに、被救助者の容態、人数、気象状況等に関し、できる限り多くの情報を収集して報告する。
- (3) 負傷者等が多い場合は、医師等の現地派遣について検討する。
- (4) 孤立地域内の要配慮者や観光客等の実態を把握し、道路の復旧見込み、食料の状況、避難場所の有無等について検討し、必要に応じて県又は他市町村の応援を得て、救出活動を実施する。

3 通信手段の確保

職員の派遣、防災行政無線及びアマチュア無線の活用等、各機関と協力して、あらゆる方法により、応急的な情報伝達手段の確保に努める。

4 食料品等の生活必需物資の搬送

- (1) 陸上輸送手段の確保
 - ア 孤立地域への食料品をはじめとした生活必需物資の輸送のため、う回路や不通箇所での中継による輸送等、陸上輸送手段の確保を行う。
 - イ 孤立地域に対する最低限の物流ルートを確保するため、最低限度の輸送用道路の応急復旧を実施する。
- (2) ヘリコプターの要請

村長は、陸上輸送手段確保が困難と認めたときは、県に対してヘリコプターによる空輸を要請する。

5 道路の応急復旧活動

孤立地域に通ずる道路の被害状況を早急に把握し、徒歩、二輪、四輪車の順に、一刻も早い交通確保に努める。

第 14 節 食料品等の調達供給活動

災害発生時には、被災地の状況をいち早く把握し、国の応急用米穀等が供給されるまでの間、村や県の備蓄食料等を被災者に対し供給する。

また、食料品等の供給活動に際しては、災害時の応援協定に基づいて食料品等の調達供給活動を行うとともに、日本赤十字防災ボランティア、その他民間ボランティア等の協力も得られるようにする。

1 食料品等の調達

(1) 自力での調達

村の備蓄物資によるほか、村内の関係業者の協力を得て、調達する。

(2) 応援要請

村のみの対応では必要量を満たせない場合には、次の方法により、支援を要請する。その際、必要な種類及び数量を明示して行う。

ア 「長野県市町村災害時相互応援協定書」（資料 9－1）に基づく長野県内市町村に対する要請

イ 下伊那地方事務所長経由での県に対する要請

2 食料品等の供給

(1) 食料供給の対象者

ア 避難所に収容された者

イ 家屋が全半壊（焼）・流失、又は床上床下浸水等により通常の炊事ができない者

ウ 災害地の応急対策作業に従事する者

エ その他炊き出しによる食品の供給が必要と認められる者

(2) 応急用米穀の供給の目安

供給の対象	精米必要量
1 被災者に対して炊き出しによる給食を行う必要がある場合	1 食当たり 精米 200 g
2 災害地における救助作業及び緊急復旧作業等に従事する者に対して給食を行う必要がある場合	1 食当たり 精米 300 g

(3) 食料供給の予定場所

ア 避難所に収容された者に対しては、原則として避難所とする。

イ 炊き出しを行う場合にあっては、被災者の利便性及び輸送等の条件を考慮して決定する。

(4) 物資の集積場所

調達食料・救援食料は、あらかじめ定められた場所に集積し、需給状況に応じて避難所や

炊き出し実施場所等に配分する。

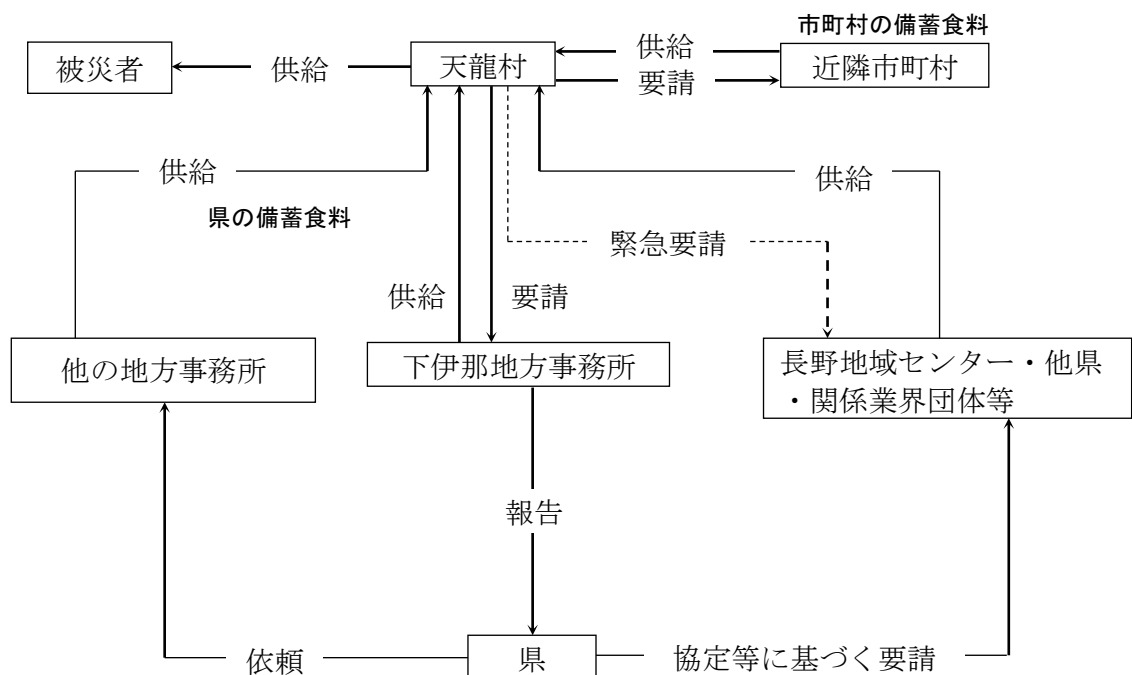
(5) 炊き出し協力団体

炊き出しの実施に当たっては、区、自主防災組織、日本赤十字奉仕団及び社会福祉協議会等の協力を得て行う。

主な食料品等の調達先

名 称	電話番号	名 称	電話番号
J Aみなみ信州農協 南信濃支所天龍事業所	32-2016	東京堂	32-2004
(有) 秦	32-2134	金田屋物産	32-2221
満島食料販売店	32-2047	西開土商店	32-3281
尾張屋商店	32-2035	西喜屋商店	32-3299
吉澤食料品店	32-2110	村沢商店	32-2294

食料の調達供給に関する図表



第 15 節 飲料水の調達供給活動

村は、災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して現に飲料に適する水を得ることができない者に対する飲料水の供給体制の確立を図る。

飲料水の供給は、断水世帯、避難所、診療所等を中心に、村において、給水タンク等により行う。また、被災の規模により村での給水活動が困難となる場合には、「長野県市町村災害時相互応援協定書」（資料 9－1）及び長野県水道協議会の「水道施設災害相互応援要綱」により他市町村から応援給水を受ける。

1 給水源の確保

災害により水道施設等に被害を受けたときは、直ちに要給水地及び給水対象人員等を調査し、次の措置をとる。

(1) 水道施設による給水源の確保

応急給水の水源は、被害を受けず確保された配水池の貯留水、湧水により停電時も給水できる水とする。

ア 水道施設の被害状況を把握し、速やかに復旧に努める。

イ 応急復旧工事は、指定水道業者等に要請し、被災後速やかに復旧する。

ウ 災害の規模によっては、他市町村に応援を要請する。

(2) その他による給水源の確保

水源がさらに不足する場合は、井戸水、自然水、プール、防火水槽などの水をろ過、消毒して供給する。

ア ろ水滅菌が必要な水源を有するときは、県等に、ろ水機による給水を要請する。

イ 汚水が流入した井戸等については、水替え及び消毒の措置をとるよう指導する。

ウ 生水を避け、必ず煮沸した水を飲用するよう広報する。

2 応急給水用資機材の確保

給水タンク、移動式浄水装置等については、給水人口に応じて必要量を確保することとし、災害の規模により、県、他市町村、自衛隊などへの応援要請により確保する。

3 応急給水方法

(1) 拠点給水

応急給水は、指定避難所、診療所、福祉施設、学校、村役場などの拠点給水とし、必要に応じ要所に水槽を設置する。

(2) 応援要請

ア 村において、飲料水の供給輸送が困難なときは、隣接市町村又は県に要請して実施する。

また、非常用ボトルウォーターの供給について、不足を生じた場合には県に要請する。

イ 村内において感染症発生等のおそれがあるときは、県に要請し、浄水装置による給水を実施する。

(3) 要配慮者への配慮

高齢者等要配慮者に対しては、水の運搬の支援等について、十分に配慮するとともに、区等を通じた住民相互の協力や災害ボランティア活動との連携を図る。

(4) 給水場所等の広報

地区ごとの給水場所、給水時間、給水された水の衛生確保等については、CATV、広報車、防災行政無線等により、周知する。

表 1 応急給水の目標量

内容 時系列	期 間	水 量 (ℓ / 日)	水 量 の 用 途 内 訳
第 1 次給水 (混乱期)	災害発生から 3 日間	3	生命維持のため最小限必要量
第 2 次給水 (復旧期)	4 日から 7 日まで	3 ～ 20	調理、洗面等最低生活に必要な水量
	7 日から 1 カ月まで	20 ～ 100	最低の浴用、洗たくに必要な水量
第 3 次給水 (復興期)	1 カ月から完全復旧まで	100 ～ 被災前水量	通常給水とほぼ同量

表 2 給水拠点施設

名 称	所 在 地	電 話 番 号
天龍小学校	天龍村平岡 475	32-2022
天龍中学校	天龍村平岡 1174	32-2140

第 16 節 生活必需品の調達供給活動

住居の浸水や焼失等により、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生した場合、一部では避難生活の長期化が予想される。特に冬季においては、防寒具や布団等の早急な供給が必要である。このため、村は、迅速に生活必需品を調達し、被災者に供給する。

なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど、被災地の実情を考慮する。

1 生活必需品の調達

(1) 自力での調達

村の備蓄物資によるほか、村内外の関係業者の協力を得て、調達する。

(2) 応援要請

村のみの対応では必要量を満たせない場合には、次の方法により、支援を要請する。その際、必要な種類及び数量を明示して行う。

ア 「長野県市町村災害時相互応援協定書」（資料 9－1）に基づく長野県内市町村に対する要請

イ 下伊那地方事務所長経由での県に対する要請

2 生活必需品の供給

(1) 給付の基準

ア 災害の規模、被害の状況等が災害救助法の基準に準ずるとき。

(ア) 住家が滅失したもの

(イ) 住家が半壊、半焼する等著しく損傷したもの

(ウ) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

イ その他村長が必要と認めるとき。

(2) 給付品目等

次の品目を目安とするが、それぞれの被害状況に応じ、現に必要とするものを支給する。

ア 寝具（就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等）

イ 外衣（作業着、洋服、子供服等）

ウ 肌着（シャツ、パンツ等）

エ 身の回り品（タオル、靴下、サンダル、傘、生理用品、紙おむつ等）

オ 炊事道具（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等）

カ 食器（はし、茶わん、皿、ほ乳瓶等）

キ 日用品（石けん、ティッシュペーパー、歯ブラシ、歯みがき粉、トイレットペーパー等）

ク 光熱材料（マッチ、ガスボンベ、ストーブ、灯油等）

(3) 物資の保管、仕分け及び配給

ア 調達物資・救援物資は、あらかじめ定められた場所に集積し、ボランティア等の協力を得て仕分けする。

イ 村は、被災者のニーズを把握し、それぞれの避難所等に配給する。その際、特に高齢者、障害者、乳幼児、妊婦等の要配慮者に対して優先的に行う等、十分に配慮する。

生活必需品の集積場所

施 設 名 称	所 在 地
天龍村役場	天龍村平岡 878

第17節 保健衛生、感染症予防活動

村は、被災後、復旧までの間における被災者の健康の確保を目的として、保健師による被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症の発生予防措置・まん延防止措置、栄養士による食品衛生指導、食生活の状況等の把握及び栄養改善対策等の活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。

1 保健衛生活動

(1) 健康調査、健康相談

村は、飯田保健福祉事務所の協力を得て、定期的に避難所等を巡回し、被災者の健康状態を調査するとともに、特に高齢者など要配慮者に配慮しながら、必要に応じ、保健指導及び健康相談を実施する。

(2) メンタルヘルスケア（精神保健相談）

避難所等においては、大規模災害の直接体験や生活環境の変化に伴い、被災者及び救護活動に従事している者が、精神的不調を来す場合があり得ることから、村は、精神科医等の協力を得て、メンタルヘルスケアを実施する。

また、大規模災害後においては、被災者等が生活再建への不安等による精神的不調を引き起こすことが想定されるので、メンタルヘルスケアを長期的に実施する。

(3) 栄養調査、栄養相談

村は、県と協力し、定期的に避難所、炊き出し現場、集団給食施設等を巡回し、被災者の栄養状態を調査するとともに、必要に応じ、栄養指導及び栄養相談を実施する。

2 感染症予防活動

村は、県の指示に基づき、速やかに感染症予防活動を実施する。

(1) 消 毒

ア 浸水家屋、下水路、その他不潔場所の消毒

イ 避難所のトイレ、その他不潔場所の消毒

ウ 感染症患者発生家屋の消毒

エ 災害状況により、ねずみ、害虫の駆除

(2) 検病及び健康診断

検病及び健康診断は、避難所、浸水地域その他衛生環境の良好でない地域を優先して、県の協力を得て行う。

(3) 臨時予防接種

被災地の感染症発生を予防するため、種類、対象、期間等を定めて、県の指示により臨時予防接種を実施する。

(4) 患者等に対する措置

被災地において、感染症患者等が発生したときは、「感染症の予防及び感染症の患者に対す

る医療に関する法律」に基づいた対応をとる。

(5) 連絡通知等

感染症の発生又は発生するおそれがある事実を知った場合及び感染症予防対策を実施する場合は、飯田保健福祉事務所に連絡し、必要な対策及び指示等を受ける。

(6) 感染症予防用資材、薬剤の調達

村内の関係業者から調達するが、調達不可能の場合は、県に調達あつせんの要請を行う。

(7) 避難所の防疫措置

ア 避難所を開設したときは、県の指導を得て感染症予防活動を実施し、避難者の健康管理を図る。

イ 避難所の施設管理者は、衛生に関する自治組織の編成を指導して、その協力を得て感染症予防活動を行う。

(8) 各家庭における感染症予防対策

災害の状況により、感染症の発生のおそれのある地域に対し、次について周知徹底を図る。

ア 各家庭における感染症予防対策及び注意事項の周知

イ 感染症予防上必要な薬剤の給付又はあつせん

第 18 節 行方不明者の搜索及び遺体処置等の活動

災害時において、行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者（以下「行方不明者」という。）の搜索は、村が県警察本部、消防機関等の協力のもとに実施する。

また、多数の死者が生じた場合は、棺等の調達など広域的な応援により、その遺体の搜索、検視、火葬等の処理を遅滞なく進める。

1 行方不明者の搜索

- (1) 行方不明者の搜索は、警察、消防団を中心とし、地域住民の協力を得て搜索活動を行うとともに、搜索に必要な機械器具等を借り上げて実施する。
- (2) 行方不明者を発見し、応急救護を必要とする場合は、速やかに医療機関に収容する。
- (3) 村は、県に対して、搜索の対象人員及び搜索地域等、搜索状況を報告するとともに、必要により自衛隊の派遣要請について知事に依頼する。

2 遺体の収容処理

(1) 遺体の収容

ア 村は、遺体を搬送し、一定の場所に安置する。遺体の安置所は、寺院、神社又は学校等被災現場付近の公共建築物等の適当な場所とする。ただし、適当な建物がない場合は、天幕等の設備を設ける。

遺体の収容場所

名 称	所 在 地	電 話 番 号
天龍村民体育館	天龍村平岡 1105	—
自慶院	天龍村平岡 883	32-2416
長松寺	天龍村神原 4018-1	—

イ 遺体の保存についての棺、ドライアイス等の確保については、「長野県市町村災害時相互応援協定書」（資料 9－1）等に基づき、県又は他市町村に調達・供給を要請し、その調整を図る。

(2) 遺体の検案・処置等

ア 村は、警察及び医療機関等の協力を得て、遺体の検案（医師による死因その他の医学的検査）を行うとともに、検視及び検案を終了した遺体について、洗浄、縫合及び消毒等の処置を行う。

イ 村は、県及び警察と連携し、遺体安置所の設置状況及び遺体収容状況等に関し、報道機関等を通じて住民に対する広報に努める。

ウ 収容した遺体及び遺留品等の整理について必要な事項を定める。

(3) 身元不明遺体の処理

ア 身元不明の遺体については、村が警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。

イ 遺体の身元が判明しない場合は、行旅死亡人として取り扱う。

ウ 外国籍住民等の遺体を引き受けた場合は、遅滞なく遺族や関係機関と連絡をとり、遺体の措置について協議する。

3 遺体の埋火葬

(1) 災害による犠牲者の遺族等は、死亡に係る所定の手続きを経て、速やかに遺体の埋火葬を行う。また、遺体の埋火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、村が埋火葬を行う。

(2) 災害救助法が適用された場合の遺体の埋火葬は、応急的処理程度のものを行い、棺及び骨つば等の現物を実際に埋火葬する者に支給する。

(3) 火葬場が不足し、管内での火葬ができないと判断される場合は、「長野県市町村災害時相互応援協定書」(資料 9-1)により、応援を要請する。

火 葬 場 名	住 所	電 話 番 号
下伊那南部総合事務組合阿南斎場	阿南町東條 372	22-3040

* 申込場所：組合組織内役場

(阿南町、下條村、泰阜村、売木村、天龍村)

第 19 節 廃棄物の処理活動

災害発生後のごみ、し尿の適正な処理は、環境の保全、衛生の確保、早期の復旧・復興活動を行ううえで重要となる。

村は、ごみ、し尿の処理活動を実施するとともに、自らの処理能力を超える場合においては、必要に応じて、広域応援要請による処理を図る。

1 し尿処理

(1) 処理体制の確立

ア し尿処理施設（下水道及び合併浄化槽等）の被害状況の把握を行う。

イ し尿及び浄化槽汚泥、下水道管路汚水その他の汚水の収集運搬を生活環境の保全上必要があるものと判断した場合は、必要なし尿運搬車両を確保し、し尿を収集するとともに、収集したし尿は、村自ら又は他市町村等の応援を得て、処理施設において処理する。

ウ し尿の収集、運搬、処分に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に定める基準に可能な限り準拠し、実施する。

エ 村長は、し尿の処理業務が不可能又は困難な場合には、近隣市町村に対して応援を要請する。

表 1 し尿終末処理場

施設名称	所在地	電話番号
下伊那南部総合事務組合 泰阜クリーンセンター	泰阜村田本 6136	25-2106

(2) 仮設トイレ等の設置

ア 被災地に仮設トイレを必要とする場合は、関係業者に設置を要請する。なお、仮設トイレを設置する場合は、立地条件を考慮し、流出等による地下水への汚染のない場所を選定して設置する。また、閉鎖に当たっては、完全に消毒することとする。

イ 速やかにし尿処理施設の応急復旧に努めるとともに、し尿については、計画収集が可能になるまでの間、住民に対して仮設トイレ等で処理するよう広報する。

表 2 仮設トイレ保有業者

仮設トイレ	レンタルリース会社 5 社 常時保有台数 183 台 (備考 全国組織の業者もあり、南信で 880 台の対応可能)
-------	--

2 ごみ処理

(1) 仮置場の設置

ア 短期間でのごみの焼却処分、最終処分が困難なときは、地域ごとにごみの仮置場を確保する。

イ 仮置場の管理に当たっては、衛生上の配慮をする。

(2) 収集・処分

ア 消毒用又は防臭用の薬剤及びごみ袋を住民に配布する。また、特に腐敗しやすいごみについては、他と分離して優先的に処理する。

イ 清掃車を確保して処理場に運び、処理する。交通障害等により、清掃車の昼間の通行が困難な場合には、夜間収集も検討する。

ウ 避難所を開設したときは、臨時の収集体制を組み、収集・処理に当たる。避難所には多数の人がいるため、衛生の確保を考慮し、優先的に収集・処理を行う。

エ 可能な限り、リサイクルに努める。

(3) 住民への広報

村によるごみの収集及び処分が可能になるまでの間、住民に対し、次の対応をとるよう広報を行う。

ア 村が定める仮置場及び収集日時にしたがってごみを搬出する。

イ 仮置場のごみの整理、流出の防止等の管理を行う。

(4) 近隣市町村への応援要請

村長は、ごみの処理業務が不可能又は困難な場合には、近隣市町村に対して応援を要請する。

表 3 ごみ処理最終処分場の概要

区 分	業 者 名	所 在 地
可燃物	桐林クリーンセンター	飯田市桐林 2254-47
不燃物	ジャーナル商事	飯田市高羽町 3-1-11

表 4 清掃業者

業 者 名	所 在 地	電話番号
下伊那南部総合事務組合	阿南町東條 58-1	22-4054

3 経費の報告

被災地の災害廃棄物の清掃に要した経費及び廃棄物処理施設の原状復旧に要した経費について国庫補助を受けようとする場合は、災害発生後、原則として 10 日以内に下伊那地方事務所環境課へ報告する。

第 20 節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動

災害発生後は、被災地の社会的混乱や被災者の心理的動揺等が予想され、警察における災害に便乗した悪質事犯の取締り等社会秩序の維持が重要な課題となる。また、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の安定供給のための措置が必要となる。

1 社会秩序の維持

災害発生時には、災害に便乗した、被災者を対象とした悪質商法、詐欺事件、社会的な混乱下での産業廃棄物等の不法処理事犯、窃盗事件等が横行する可能性がある。したがって、村は、社会秩序を維持するため、関係機関による広報啓発活動の推進、防犯協会等の自主防犯組織及び警備業協会等と連携してのパトロール、生活の安全に関する情報提供等を実施する。

2 物価の安定、物資の安定供給

村は、次により物価の安定、物資の安定供給を図り、被害者の経済的生活の安定に寄与する。

- (1) 買占め、売惜しみ及び便乗値上げを防ぐため、生活必需物資等の価格需給動向について調査、監視を行う。
- (2) 適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請する。
- (3) 情報の不足、混乱により損なわれた消費者利益を回復するため、生活必需物資の価格、供給状況等について必要な情報を提供する。
- (4) 買占め、売惜しみ、便乗値上げ、災害に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置する。
- (5) 管内又は広域圏で流通業者との連携を図る。

第 21 節 危険物施設等応急活動

大規模災害発生時において、危険物施設等に損傷が生じた場合、危険物等の流出、爆発、火災等により、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、当該施設にあっては、施設の点検を速やかに実施するとともに、施設損傷時には応急措置を速やかに実施し、危害の防止を図る。

また、関係機関と相互に協力し、迅速かつ的確な応急措置を行い、当該施設による災害防止及び被害の軽減を図る。

1 危険物施設応急対策

村は、飯田広域消防本部の協力を得て、危険物施設の被害状況に関する情報収集に努め、火災、爆発、流出及びそのおそれがあるときは、直ちに飯田広域消防本部に通報する。

(1) 情報収集

危険物施設の被害状況に関する情報収集を行い、火災、爆発、流出及びそのおそれ等を把握する。

(2) 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

災害防止等のため緊急の必要があると認めるときは、危険物施設の関係者等に対し、製造所等の一時使用停止又は使用制限を命ずる。

(3) 危険区域の設定等

危険物の流出、火災等により周辺住民に被害が及ぶと予想される場合は、危険区域を設定し、当該区域内の住民の避難、誘導等の措置をとるとともに当該区域内への人及び車両の立入りを禁止する。

(4) 資機材の手配

化学消火薬剤、油吸着材等の応急資機材の手配をする。

(5) 関係機関への通報

災害の情報を把握したときは、県消防課（下伊那地方事務所経由）へ通報するとともに、必要に応じ、警察等関係機関へ通報する。

(6) 危険物施設の関係者等に対する指導

危険物施設の関係者、危険物保安監督者、危険物取扱者等に対し、当該施設の実体に応じた応急対策を実施するよう次に掲げる事項について指導する。

ア 危険物施設の緊急使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送の中止及び車両の転倒防止等をする。

イ 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに施設周辺の状況把握に努める。

ウ 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破損等による油の流出、異常反応、浸水等による危険物の拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も併せて講ずる。

エ 危険物施設における災害発生時の応急措置等

(7) 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。

(イ) 消防機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防機関に通報する。

(ロ) 相互応援の要請

必要に応じ、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請する。

(エ) 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報の実施等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。

2 高圧ガス施設応急対策

村は、施設にガスの流出や、火災等の災害が発生した場合は、県、飯田広域消防本部等関係機関と協力して、施設周辺の住民の避難や消火活動等、応急対策を実施する。

- (1) 高圧ガス貯蔵施設等においてガスの流出、火災等が発生したときは、施設の管理者、従業員とともに、被害の拡大防止のための活動を迅速かつ的確に行う。
- (2) 警察、施設の管理者等と協力して、危険区域住民の避難誘導を実施するとともに、危険区域への立入りを禁止する。

3 液化石油ガス施設応急対策

村は、災害時における液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動及び応急供給活動について、県を通じて(一社)長野県LPガス協会に要請する。

また、県及び飯田広域消防本部と協力して、関係機関、住民等に対し避難誘導等必要な応急措置について指導徹底する。

4 毒物、劇物保管貯蔵施設応急対策

(1) 村の対策

ア 毒物劇物保管貯蔵施設等が災害により被害を受け、毒物劇物が飛散、流出等により、保健衛生上危害が発生し、又はそのおそれがある場合は、施設の責任者は、直ちに的確な情報を飯田保健福祉事務所、警察又は消防機関に通報するとともに、保健衛生上の危害を防

止するために必要な措置をとる。

イ 村は、周辺住民に対して緊急避難の広報活動を行う。

ウ 飲料水汚染のおそれのある場合は、村は、下流の水道取水地区担当機関及び井戸水使用者、水利権者等への通報を行う。

(2) 飯田広域消防本部の対策

ア 毒物劇物による汚染区域の拡大防止措置、危険区域の設定及び立入禁止、避難誘導等の措置を行う。

イ 中和剤、吸収剤等の使用により、毒劇物の危害除去を行う。

第22節 ライフライン施設応急活動

ライフラインの復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、村は、災害発生時において被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮して応急復旧に努める。なお、必要に応じ、広域的な応援体制をとるよう努める。

1 上水道施設の復旧活動

(1) 応急措置

- ア 被害状況の把握と復旧計画の策定を行う。
- イ 復旧体制の確立を行う。
- ウ 被災の状況により近隣市町村等へ応援要請を行う。
- エ 住民への広報活動を行う。
- オ 指定給水装置工事事業者等との調整を行う。施工業者は、村が発注する工事に対し、積極的に応じるものとする。

(2) 広報活動

村は、住民の混乱を防止するため、次の事項につき、積極的な広報活動を実施する。

- ア 水道施設の被害状況及び復旧見込み
- イ 給水拠点の場所及び応急給水見込み
- ウ 水質についての注意事項

2 下水道施設の復旧活動

(1) 情報の収集連絡、被害規模の把握

ア 基本方針

村は、管理する下水道施設について、その被害状況を早期にしかも的確に把握する必要がある。

このため下水道施設台帳を活用し、被害箇所及び被害状況の的確な把握に努める。

村は、下水道施設台帳（管渠施設、処理場施設）を活用し、被害箇所及び被害状況を把握する。

(2) 応急対策の実施体制

村は、災害対策要領等に沿って、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等、必要な体制をとらなければならない。また、被害が甚大である場合には、あらかじめ締結してある広域応援協定に基づき、他の地方公共団体等に応援を求める等の措置を講ずる必要もある。

ア 災害対策要領等に沿って速やかに職員を非常招集し、対策本部の設置等必要な体制をとる。

イ 被害が甚大である場合には、他の地方公共団体に応援を求める等の措置を講ずる。

(3) 応急対策の実施

下水道は、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、災害時においても、ライフラインとしての機能の応急的な確保に努める必要がある。村は、備蓄してある応急資材等の活用を図るほか、必要に応じて関係機関等の協力を得て、下水道の機能回復のために必要な緊急措置を講ずる。

ア 管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンド等による止水、可搬式ポンプによる緊急送水、仮水路、仮管渠等の設置を行い、排水機能の回復に努める。

イ 工事施工中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう指揮監督し、必要な措置をとらせる。

3 電力施設の復旧活動

停電による社会不安の除去、感電事故防止、送電再開時の火災予防等に関し、中部電力(株)と連携を密にして、広報活動を中心とした二次災害防止活動に努めるものとする。

中部電力(株)からの要請に基づき、広報車、防災行政無線等可能な広報手段により、住民に対する広報活動を行う。

(1) 停電による社会不安除去に関する事項

ア 停電の区域

イ 復旧の見通し

(2) 感電等の事故防止に関する事項

ア 垂れ下がった電線に触れないこと。

イ 断線した高圧線鉄塔等に近寄らないこと。

(3) 送電再開時の火災予防に関する事項

ア 電熱器具等の開放確認

イ ガスの漏洩確認

4 ガス施設の復旧活動

(一社)長野県L Pガス協会飯伊支部は、「災害時におけるL Pガスに係る協力に関する協定書」(資料9-7参照)に基づき、村及び会員であるL Pガス販売業者と連絡・協力し、次の応急復旧活動を行う。

(1) L Pガス消費設備の被災状況等の把握

(2) L Pガス消費設備の緊急点検作業の実施

(3) 二次災害防止の実施

ア 消費者への安全指導の徹底

(7) 容器バルブ閉止の周知徹底

(4) 避難所等におけるL Pガス安全使用の周知徹底

イ 被災地域の危険性の高い場所における消費先L Pガス容器の回収

(4) 被災者に対するL Pガス供給

- (5) L P ガスの確保
- (6) 応援受入れ体制の確保
- (7) 天龍村災害対策本部との連携

第 23 節 通信・放送施設応急活動

災害時における通信・放送は、正確な情報の収集伝達手段として非常に重要な役割を果たし、あらゆる災害応急活動を迅速に行ううえで必要不可欠なものである。

関連機関は、通信の復旧に全力を挙げ、不通の間は補完的な通信手段の確保に努める。

1 防災行政無線及びCATV等通信施設の応急活動

- (1) 村は、関係業者と協力して、通信施設の緊急点検・巡視を行い、当該施設の被災状況等を把握する。
- (2) 通信施設が被災した場合には、復旧活動を行い、通信の確保に努める。
- (3) 停電が発生した場合は、予備電源を確保して応急の対応を図り、通信施設への復電まで長期間かかることが予想される場合には、燃料の調達、供給を図る。
- (4) 村が保有する通信手段が使用不能又は困難となった場合には、非常通信によるものとし、近隣の使用可能な通信手段を持つ機関に通信を依頼する。

2 電信電話施設の応急活動

- (1) 村は、東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)及びソフトバンクモバイル(株)と連携し、各社が実施する電信電話施設の復旧活動に協力する。また、災害の状況により、避難所等に無料特設公衆電話が設置された場合や、災害用伝言ダイヤル「171」及び携帯電話の災害用伝言板等のシステム提供が実施された場合には、住民に対する広報活動によりその利用方法等について周知する。
- (2) 東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)及びソフトバンクモバイル(株)は、災害発生時に被災地の緊急・重要通話を確保するため、早期復旧、臨時回線の作成、特設公衆電話の設置等により、被災者関係の情報提供に努める。

3 放送施設の応急活動

災害が発生した場合には、放送の継続のために各放送機関で定めてある非常災害対策規定に基づき、放送施設の復旧活動など必要な措置をとる。

第 24 節 災害広報活動

村は、誤った情報等による社会的混乱を防止し、住民の不安の解消を図るとともに、被災地や隣接地域の住民の適切な判断と行動を支援し、その安全を確保するために、正確かつわかりやすい情報の速やかな提供及び住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。

なお、活動に際しては、高齢者、障害者、外国籍住民等要配慮者に対して十分配慮するよう努める。

1 住民等への的確な情報の伝達

(1) 広報資料の収集

広報資料の収集は、本章第 2 節「災害情報の収集・連絡活動」により、本部がとりまとめた情報資料とするが、必要に応じ被災現地へ取材員を派遣するなど直接広報資料の収集を行う。

(2) 広報活動

ア 災害発生前

災害の規模、動向、今後の予想を検討し、これに対処するため、被害防止に必要な事項をわかりやすくまとめ、CATV、防災行政無線、広報車、防災メール配信、村ホームページ等により実施する。

イ 災害発生後

県、関係機関と緊密な連絡をとり、相互に協力しながら、広報資料の収集に努めるとともに、住民に対し、CATV、防災行政無線、広報車、防災メール配信、村ホームページ、掲示板等を活用し、災害の規模に応じ次の情報を提供する。

- (ア) 災害の状況に関する情報・応急対策に関する情報
- (イ) 二次災害の防止に関する情報
- (ロ) 避難場所・経路・方法等に関する情報
- (ハ) 医療機関等の生活関連情報
- (ニ) ライフラインや交通施設・公共施設等の復旧情報
- (ホ) 犯罪防止に関する情報
- (ヘ) 交通規制等の状況に関する情報
- (ニ) それぞれの機関が講じている施策に関する情報
- (ケ) 安否情報
- (コ) その他必要と認められる情報

2 相談窓口の設置

- (1) 村は、被災者からの相談・問い合わせ等に対応するため、災害発生後速やかに総合相談窓口を開設する。

- (2) 窓口ではすぐに対応できないような内容の相談があった場合、窓口担当者は、その相談を関係する部署に引き継ぐ。この際、被災者への対応が「たらい回し」にならないよう十分に配慮する。
- (3) 村は、総合相談窓口を設置した場合には、前項の広報活動により、住民へ周知する。

3 報道機関への放送要請

県では、災害対策基本法第 57 条の規定に基づき、テレビ・ラジオの主要な放送局と「災害時における放送要請に関する協定」を締結している。村長は、報道機関を通じて広報活動を行う必要があると認めるときは、下伊那地方事務所を経由して、県に対し、報道機関への放送要請を依頼する。

- (1) 放送事業者（日本放送協会（NHK）・信越放送（株）（SBC）・（株）長野放送（NBS）・（株）テレビ信州（TSB）・長野朝日放送（株）（abn）・長野エフエム放送（株）（FM長野））は、災害などの緊急事態に際してすすんで情報を提供し、住民の適切な判断と災害の予防ないし拡大防止のために必要な放送を実施するものとする。
- (2) 報道機関は災害報道に当たっては、可能な限り、高齢者、障害者、外国籍住民等の要配慮者に対する配慮をした報道を行うよう努めるものとする。

第 25 節 土砂災害等応急活動

風水害により土砂災害等が発生した場合、再度の災害及び規模の拡大に備え、村は、的確な避難、応急工事等がスムーズにできるよう現場での早急かつ適切な判断を行う。

1 地すべり等応急対策

村は、関係機関、地域住民等との連絡、派遣職員からの報告等により、地すべりの規模、活動状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに、被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。

- (1) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難勧告等の措置を講ずる。
- (2) 地すべり被害拡大を防止するための排土・雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行うとともに、必要と認められるときは、県、関係機関へ応急工事の実施を要請する。

2 崖崩れ等応急対策

村は、関係機関、地域住民等との連絡、派遣職員からの報告等により、崖崩れ等の発生状況、斜面防護施設の被災状況等について把握し、必要に応じ次の措置を実施する。

- (1) 状況の緊急度等に応じ、早急な監視体制の整備を県、関係機関に要請するとともに、警戒避難に関する情報を住民へ提供し、必要に応じて避難勧告等の措置を講ずる。
- (2) 崖崩れ等の被害拡大を防止するための応急措置及び監視を行うとともに、必要と認められるときは、県、関係機関へ応急工事の実施を要請する。

3 土石流対策

村は、関係機関、地域住民等との連絡、派遣職員からの報告等により、被災状況、不安定土砂の状況等を把握し、必要に応じ次の措置を実施する。

- (1) 状況の緊急度等に応じ、県に対し土石流発生状況の調査、不安定土砂の除去等応急工事の実施を要請する。
- (2) 二次災害に備え、県からの警戒避難情報により、住民への避難勧告等の措置を講じ、地域住民等の安全を確保する。

4 大規模土砂災害対策

村は、大規模な土砂災害が急迫している状況において、土砂災害防止法第 28 条及び 29 条に基づき国・県が実施する緊急調査に協力する。また、関係機関からの警戒・避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難勧告、避難指示等の措置を講ずる。

5 警戒避難体制の確立

- (1) 避難の指示・伝達

村は、災害の拡大により危険が切迫し、地域住民を避難所へ避難させる必要が生じた場合

は、住民に対し、注意を喚起するとともに、避難勧告等の発令・伝達を行う。特に、具体的に危険が予想される危険区域の住民等に対しては、個別伝達等により、最優先で伝達する。

(2) 警戒区域の設定

村は、土砂災害の危険が解消されない場合は、当該危険区域を警戒区域として設定し、関係住民の出入りを制限するとともに、避難措置を実施する。

(3) 避難誘導

村は、本章第 12 節「避難収容及び情報提供活動」により、危険区域の住民の避難誘導を行う。

第 26 節 建築物災害応急活動

強風又は出水や地震等により被害が生じた場合、建築物の所有者等は、建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。

1 公共建築物

- (1) 緊急地震速報を受信した場合は、来庁者に対し、慌てずに、身の安全を確保するよう誘導するとともに、職員も周囲の状況に応じて、身の安全を確保する等必要な措置を講ずる。
- (2) 村は、庁舎、社会福祉施設、診療所、村立小・中学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。
- (3) 村は、被害状況により、応急危険度判定士の派遣要請を行う。

2 一般建築物

- (1) 村は、被害状況を把握し、被災建築物応急危険度判定を行い、危険防止のための必要な措置を講ずる。
- (2) 災害の規模が大きく、村において人員が不足する場合は、応急危険度判定士の派遣要請を行うほか、県若しくは近隣市町村に対して支援を求める。
- (3) 必要に応じ、住宅事業者の団体と連携して、応急対策により居住継続が可能な被災住宅の応急修繕を推進する。
- (4) 建築物の所有者等は、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、被害状況を把握し、危険箇所への立入禁止等必要な措置を講ずる。

3 文化財及び景観重要建造物

(1) 文化財

村教育委員会は、村内に災害が発生した場合、所有者又は管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導し、国・県指定文化財に被害が発生した場合は、その被害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について調査し、県教育委員会に報告する。

(2) 景観重要建造物

ア 景観重要建造物の所有者又は管理者は、当該施設に被害が発生した場合、その被害の概況等について村に報告する。

イ 村は、アの報告を受けたときは、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。

村内の指定文化財

(無形文化財は除く)

指定区分	種 別	名 称	指定年月日	所在地
村	天然記念物	観音様の大榼	平成 24 年 10 月 10 日	南中地区
		お万様の藤	平成 24 年 10 月 10 日	大河内地区
	史跡	お万様の墓	平成 24 年 10 月 10 日	大河内地区
		折立長老の墓及び碑	平成 24 年 10 月 10 日	折立地区
		満島城址	平成 24 年 10 月 10 日	東原地区
		満島番所跡	平成 24 年 10 月 10 日	南中・長野地区

第 27 節 道路及び橋梁応急活動

村は、風水害及び地震により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、必要に応じ、う回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに、速やかな路上障害物の除去及び応急復旧工事を行う。道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報提供を行う。

また、被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づき応援要請を行い処理する。

1 被害状況の把握等

(1) 警戒巡回の実施

村は、災害により警戒の必要が生じ、又は災害の発生が予想されるときは、車両等の派遣により警戒巡回を実施する。

(2) 関係機関等からの情報収集

村は、道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、下伊那南部建設事務所、阿南警察署等の関係機関及び住民等から情報を収集し、図面等による情報整理を行う。

(3) 県への報告

村は、村内の道路及び橋梁等について被害が認められた場合は、速やかに県に報告を行う。

2 交通の確保

(1) 村は、被害状況について速やかに県に報告し、警察署等関係機関と連携を図りながら、う回道路の選定、交通規制等を行い、交通の確保に努める。

(2) 村は、路上障害物の除去等により、最優先に緊急輸送道路の確保を行う。

(3) 村は、道路利用者に対しては、的確に災害の状況、交通規制、う回道路等の情報提供を行う。

緊急輸送道路

番号	種別	路 線 名	番号	種別	路 線 名
1	村道	折 立 線	8	村道	明 ケ 島 線
2	村道	長 野 原 線	9	村道	合 戸 線
3	村道	長 野 長 島 線	10	村道	向 方 線
4	村道	天竜川左岸線	11	村道	峠 山 線
5	村道	天 竜 川 線	12	村道	大 河 内 線
6	村道	大 久 那 線	13	林道	虫川新野峠線
7	村道	戸 口 線	14	林道	大 久 那 線

3 応急復旧

(1) 村は、飯田建設事務所及び下伊那南部建設事務所等の関係機関と協議し、緊急輸送道路の

機能確保のための応急復旧を最優先に実施する。

- (2) 村は、各避難所までの連絡道路や、孤立地域への輸送道路等の確保を図るため、関係機関と協力し、速やかに応急復旧工事を行う。また、応急復旧作業にあつては施工業者等から復旧状況を定期的に収集する。
- (3) 村のみでは応急活動及び復旧活動が困難な場合、各関係機関と締結した相互応援の協定に基づき応援要請を行い、応急復旧及び交通の確保を行う。

村内の土木建設業者は下表のとおりである。村は年度の初めに路線ごとの割り振りを決めるなど、具体的な対策を立てておくものとする。

土木建設業者一覧

業 者 名	住 所
吉川建設(株)	長野県下伊那郡天龍村平岡 1590
(株)南建設	長野県下伊那郡天龍村平岡 1503
(株)金田組	長野県下伊那郡天龍村平岡 1359
(有)上野建設	長野県下伊那郡天龍村平岡 1241-1
(有)福土組	長野県下伊那郡天龍村平岡 1380-1
(有)やまに重機	長野県下伊那郡天龍村神原 4114-22
鎌倉興業(有)	長野県下伊那郡天龍村平岡 2597

第 28 節 河川施設等応急活動

村は、風水害による被害を軽減するため、水防活動が円滑に行われるように配慮するとともに、護岸等の河川管理施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、施設の応急復旧を実施する。

1 水防活動の実施

村は、被害の拡大を防止するため、水防上必要な監視、警戒、通報及び水防上必要な資機材の調達等の水防活動を実施する。

2 応急対策の実施

- (1) 村は、河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。
- (2) 村は、飯田建設事務所及び下伊那南部建設事務所等と密接に連絡をとり、適切な応急復旧を実施する。

3 応援要請

重機による水防活動が必要な場合は、建設業者等に応援を要請する。

また、水防上必要な資機材の調達に不足が生じた場合、技術的な援助が必要な場合は、県に協力を要請する。

4 復旧計画の策定

村は、被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させる。

第 29 節 雪対策活動

降雪による災害及び地域活動の停滞等を防止するため、多量の降雪により被害が発生した場合又は発生すると考えられる場合に必要な事項について定める。

1 除雪作業及び除雪指定路線

- (1) 人家の連続した地域の道路に関しては、住民の協力を得て、自主的に除雪作業を行うことを原則とする。
- (2) 上記以外の道路のうち、以下に該当する路線を除雪指定路線とし、道路管理者及び委託業者等が作業を行う。
 - ア 交通量の多い通勤通学道路
 - イ バス路線
 - ウ 交通量の多い急坂、スリップ及び凍結の危険性がある道路
 - エ 主要施設（医療・福祉施設、学校、駅等）へのアクセス道路等、特に除雪の必要性がある道路

2 除雪体制及び基準

道路管理者は、委託業者との契約を締結する毎に「除雪連絡会議（仮称）」を開催し、除雪作業等に関する事項の確認を行う。

除雪体制は、降雪量、交通量、危険度、除雪能力、地域の実情等を考慮し、段階的に出動路線を指定して行う。また、除雪作業中にある場合は、道路管理者は委託業者等から復旧状況を定期的に収集する。

(1) 第 1 次除雪

降雪状況、気象予警報等により雪が降り続くことが予想される場合には、村の指示、各区長・自主防災組織からの要請又は受託業者の判断で除雪指定路線の除雪作業を開始する。

(2) 第 2 次除雪

降雪状況、吹き溜まり、轍掘れなどにより交通に支障を及ぼすおそれのある場合には村又は各区長・自主防災組織からの指示で該当箇所の除雪作業及び路面補修作業を行う。

(3) 除雪指定路線以外の路線

除雪指定路線以外の路線に関しては、安全確保上支障がある路線は村の指示又は関係業者の判断で除雪を行う。

(4) 除雪基準

- ア 気象情報等により降り続くことが予想される場合で概ね積雪 10 cm に達した場合
- イ 公官署から要請があった場合
- ウ 各区長、自主防災組織等から要請があった場合

(5) 緊急時排雪場所

緊急時（豪雪時）の排雪場所は次のとおりである。

名 称	所在地	備 考
村道十方峡下線	天龍村平岡 289-4	
天龍村営グラウンド	天龍村平岡 318-1	
笠井島土捨場	天龍村神原 687	
向山土捨場	天龍村神原 5248	

3 凍結路対策

(1) 塩化カルシウム等（凍結防止剤）散布

ア 凍結危険箇所については、箇所が属する区長、自主防災組織等に依頼をし、適宜散布する。

イ 危険箇所以外の凍結箇所に関しては、区長、自主防災組織等に委任する。塩化カルシウム等は必要に応じて支給するが、散布代は支払わないものとする。

ウ 滑り止め砂等の設置箇所へ配布し、ドライバー等の利用者が自由に使えるようにする。

(2) パトロールの実施

必要に応じてパトロール等を実施し、凍結防止に対応する。

4 孤立集落対策

想定を超える規模の積雪や雪崩等により孤立が予想される集落については、通信手段の多重化に努め、状況に応じてヘリコプターによる救助を検討する。

また、住民に対して平常時から孤立に備えた適切な備蓄について周知を図る。

5 わかりやすい情報提供

各道路・交通管理者それぞれの情報を、住民にわかりやすく提供するため、緊急時（豪雪時）には情報収集を一元化し、防災行政無線、CATV 等を活用して情報提供を行う。

第 30 節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また、二次災害が発生する場合もある。

また地震発生時に、被害を最小限に抑えるためには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止するための活動が重要である。

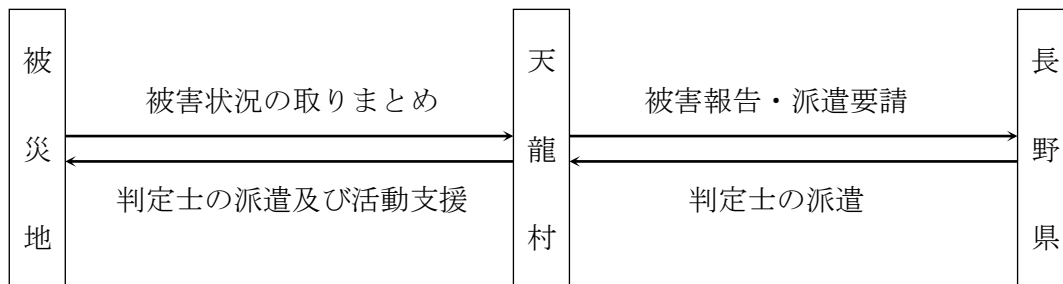
村は、被害を最小限に抑えるため、必要な応急活動を行う。

1 構造物に係る二次災害防止対策

- (1) 村域内の道路及び橋梁の被害について、村は、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら、交通規制、応急復旧を行う。具体的な対策については、本章第 27 節「道路及び橋梁応急活動」を参照のこと。
- (2) 村は、余震等による道路・橋梁等の構造物の倒壊等の二次災害を防止するため、施設の応急点検を行うとともに、県等関係機関と連携を図り、交通規制やう回道路の選定等を行う。
- (3) 村は、二次災害を防止し、かつ他の応急対策がスムーズに実施できるよう、道路・橋梁の応急復旧活動を速やかに実施する。

2 建築物に係る二次災害防止対策

- (1) 村は、建築物に係る二次災害を防止するため、施設の応急点検を実施するとともに、次の事項を整備のうえ、下伊那地方事務所建築課を通じて応急危険度判定士の派遣要請を行う。
 - ア 応急危険度判定を要する建築物又は地区の選定
 - イ 被災地域への派遣手段の確保及び案内
 - ウ 応急危険度判定士との連絡手段の確保
- (2) 村は、必要に応じ倒壊等の危険のある建築物について、立入禁止等の措置をとる。



3 危険物施設等に係る二次災害防止対策

村は、飯田広域消防本部及び関係機関と連携して、次により二次災害の防止を図る。

(1) 危険物関係

ア 避難誘導措置等

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人及び車両の立入りを制限する。

イ 危険物施設の緊急使用停止命令等

村長は、危険物災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、当該区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命ずる。

ウ 災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生し又は発生するおそれがある場合、適切な応急措置を実施するとともに、緊急時の連絡体制を確立する。

エ 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、危険物施設の実態に応じた応急対策を実施するよう指導する。

(2) 毒物劇物関係

ア 周辺住民に対する避難誘導、広報等の活動を行う。

イ 飲料水汚染のおそれがある場合は、水道事業者と連携をとり、水道使用者井戸水使用者に対する通報を行う。

(3) その他

火薬類、高圧ガス、液化石油ガス等の二次災害の防止活動については、飯田広域消防本部と協力して、関係機関等に対して指導を徹底する。

4 河川施設の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害の防止

具体的な対策については、本章第 28 節「河川施設等応急活動」を参照のこと。

5 風倒木対策

豪雨災害時には、溪流に押し出された倒木が、流路をふさぎ、土石流の原因となったり、下流で橋梁等の構造物と絡んで水害を助長する原因となる場合もあるため、倒木についても対策を講ずる必要がある。

6 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策

村は、県建設部が行う緊急点検結果の情報に基づき、避難勧告等の必要な措置をとる。

第 31 節 農林産物災害応急活動

村は、被害状況の早期・的確な把握に努め、農林産物被害の拡大防止を図るとともに、農作物・森林の病害虫の発生・まん延防止のための防除、二次災害防止のための倒木等の除去を行う。

また、被災した農林産物の生産、流通、加工施設等について、速やかな復旧に努める。

1 農業用施設応急対策

村は、かんがい用排水路、農道等の施設が被害を受けた場合、速やかに応急復旧を実施する。また、施設の損傷により危険が生じたときは、関係機関の協力を得て適切な処置をとるとともに、被害の影響が及ぶ付近の住民に対して広報し、農作物の被害及び人的災害の防止を図る。

2 農作物応急対策

(1) 被害状況の把握及び報告

村は、下伊那農業改良普及センター、農協、農業共済組合等関係機関と連携をとり、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を下伊那地方事務所に報告する。

(2) 災害技術・対策の指導

村は、農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に関する技術・対策について、農協等関係機関と連携を図り、速やかに農業者に周知徹底する。

3 林産物応急対策

(1) 村は、飯伊森林組合等関係機関と協力して、被災状況を調査し、その結果を県に速やかに報告するとともに、応急復旧のため、技術指導など必要な措置をとる。

(2) 村は、災害により倒木、折損木等の被害を大量に受けたときは、森林病害虫の発生防除のため折損木等の早期除去を指導し、状況に応じて薬剤散布の徹底に努める。

第32節 文教活動

保育所、小学校、中学校（以下この節において「学校等」という。）は多くの幼児、児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）を収容する施設であり、災害発生時には児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。

このため村は、避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与等の措置を行う。

1 警戒対策

東海地震予知情報（警戒宣言）が発表されたときは、学校長は、村教育委員会と協議し、必要に応じて休校等を決定し、次の措置をとる。

(1) 授業開始後の措置

帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底させるとともに、低学年児童については教師が地区別に付き添うなどの措置をとる。

(2) 登校前の措置

休校措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨をCATV、防災行政無線、その他確実な方法で児童生徒等に徹底させる。

2 児童生徒等に対する避難誘導

保育所長、学校長（以下この節において「学校長等」という。）は、災害発生に際して、児童生徒等の人命の保護を第一義とした避難誘導活動に努める。

(1) 風水害時

学校長等は、風水害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、児童生徒等の安全を確保するために、以下の事項に留意し適切な避難誘導措置をとる。

ア 児童生徒等が登園及び登校する前の措置

台風や大雨に関する情報の収集に努め、風水害が発生又は発生するおそれのある場合は、休業の措置をとるものとし、児童生徒等及び保護者に周知するとともに村教育委員会にその旨連絡する。

イ 児童生徒等が在校中の措置

(ア) 情報収集に努め、道路閉鎖や交通機関の運行に支障を生じる前に、安全な方法で退園及び下校又は保護者への引き渡しを行う。

(イ) 村長等から避難の勧告又は指示があった場合及び学校長等の判断により、児童生徒等を速やかに指定された避難場所（資料5-1・5-2参照）へ誘導する。

(ウ) 全校の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、負傷した児童生徒等に適切な処置を行うとともに所在不明の児童生徒等がいる場合は、搜索・救出に当たる。

また、避難状況を村教育委員会に報告するとともに保護者、村及び関係機関に連絡する。

ウ 児童生徒等の帰宅、引き渡し、保護

- (7) 児童生徒等を帰宅させる場合は、道路の状況、交通機関の運行状況、崩落、河川のはん濫などの状況を十分把握したうえで、児童生徒等の安全に配慮し、退園及び下校の方法を決定する。
- (4) 災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団退園及び下校をするか、保護者に直接引き渡す等の措置をとる。
- (5) 災害の状況及び児童生徒等の状況等により帰宅させることが困難な場合は、学校等又は避難所において保護する。

(2) 地震発生時

学校長等は、地震発生時、建物、器物などの倒壊、破損、落下による危険を回避し、児童生徒等の心理的動揺を防いで安全を確保するために、あらかじめ定めた計画及び次の事項に留意し、適切な避難誘導措置をとる。

ア 校庭等への避難誘導

- (7) 被害状況を把握し、適切な緊急避難の指示を与え、児童生徒等を整然と速やかに、校庭などあらかじめ指定した安全な場所へ誘導する。
- (4) 全校の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、所在不明の児童生徒等がいる場合は、搜索・救出に当たる。

イ 避難所への避難誘導

- (7) 学校等が危険になった場合は、村長の指定する避難所（資料 5－1・5－2 参照）に児童生徒等を誘導する。
- (4) 保護者にはあらかじめ避難所を周知しておくとともに、学校等に連絡員を残すか、避難先を掲示しておく。
- (5) 避難所に到着次第、速やかに児童生徒等の避難状況を把握し、所在不明の児童生徒等がいる場合は搜索・救出に当たるとともに、避難状況を村教育委員会及び関係機関に報告又は連絡する。

ウ 児童生徒等の帰宅、引渡し、保護

- (7) 児童生徒等を帰宅させる場合、道路の状況、交通機関の運行状況、火災や崩落などの状況を十分把握したうえで、児童生徒等の安全を配慮し、下校の方法を決定する。
- (4) 災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団で下校するか、保護者に直接引き渡すなどの措置をとる。
- (5) 災害の状況及び児童生徒等の状況により、帰宅させることが困難な場合は、学校等又は避難所において保護する。

3 応急教育計画

学校においては、災害時の教育活動に万全を期するため、教職員及び学校施設・設備を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

(1) 村教育委員会の対策

村教育委員会は、県教育委員会の指導及び支援を得て、災害時における教育活動に万全を期するため、次の事項に留意して、災害発生時の対応、応急教育に関する対策を講ずる。

ア 学校施設・設備の確保

- (7) 学校施設・設備に係る被害の状況を調査し、授業実施の具体策を立てて応急措置を実施する。
- (4) 学校施設・設備の被害の程度が大きく、残存施設・設備で授業実施困難な場合及び避難所として施設を提供したため長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近隣の県立・市町村立学校等の施設、その他公共施設の利用を図るための総合調整を行う。

イ 教職員の確保

災害により教職員に不足を来し、教育活動の継続に支障が生じている学校がある場合、教職員を確保し、教育活動が行える態勢を整える。

ウ 学校給食の確保

- (7) 学校給食用物資の補給に支障を来しているときは、(財)長野県学校給食会等と連絡をとり、必要な措置を講ずる。
- (4) 災害の状況に応じ、学校給食用施設・設備の提供など、被災者対策に可能な限り協力する。

(2) 学校長の対策

学校長は、災害が発生した場合、あらかじめ定めた防災計画及び次の事項に留意して、応急教育の円滑な実施を図る。

ア 被害状況の把握

児童生徒、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、村教育委員会及び関係機関へ報告又は連絡する。

イ 教職員の確保

災害の推移を把握するとともに、教職員を掌握し、できるだけ早期に平常の教育に復するよう努め、教職員に不足を生じた場合は、村教育委員会と連絡をとり、その確保に努める。

ウ 教育活動

- (7) 災害の状況に応じ、村教育委員会と連絡のうえ、臨時休校等適切な措置を講ずる。この場合、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。
- (4) 被災した児童生徒を学校に収容することが可能な場合は、収容して応急の教育を行う。
- (7) 避難所等に避難している児童生徒については、地域ごとに教職員の分担を定め、実情の把握に努め、指導を行う。
- (エ) 授業の再開時には、村及びその他関係機関と緊密な連絡のもとに、登下校の安全確保

に努めるとともに、健康・安全指導及び生徒指導に留意する。

エ 児童生徒の健康管理

- (7) 必要に応じ、建物内外の清掃、飲料水の浄化、感染症の予防措置等保健衛生に関する措置を講ずる。
- (4) 授業再開時には、必要に応じ、教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。

オ 教育施設・設備の確保

- (7) 学校施設の点検、安全確認を行い、危険箇所への立入禁止等の措置を行う。
- (4) 施設・設備に災害を受けた場合は、授業継続に利用できる残存教育施設・設備について調査し、校舎内外の整備復旧に努める。

4 教科書の供与等

村及び県は、被災した児童生徒等の学習を支援するために教科書の供与及び給食費の減免等の措置を実施する。

(1) 教科書の供与

- ア 所管する学校における教科書の必要数量を把握し、調達及び配分を行う。
- イ 村における調達が困難なときは、教育事務所を経由して県教育委員会に調達のあっせんを依頼する。

(2) 就学援助

村教育委員会は、被災した児童生徒等のうち、就学困難な状態の者に対して、就学援助の方法を定め、その実施に努める。

第 33 節 飼養動物の保護対策

災害時においては、人命救助が最優先であるが、被災した動物についても捕獲・収容・救護及び避難所での飼育等の保護措置を実施する。

また、飼い主がペットと同行避難することを想定し、適正な飼育環境を確保する。

1 村が実施する対策

- (1) 関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な措置を講ずる。
- (2) 特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携のもと必要な措置を講ずる。
- (3) ペットとの同行避難について適切な体制整備に努める。

2 飼い主が実施する対策

- (1) 飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。
- (2) 避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等のまん延防止の観点から、避難所のルールに従い、適正な飼育を行う。

第34節 ボランティアの受入れ体制

災害時においては、大量かつ広範なボランティア・ニーズが発生し、それに迅速的確に対応することが求められる。村は、事前に登録されたボランティアの受入れはもとより、災害時に全国各地から集まる未登録のボランティアについても窓口を設置し、適切な受入れを行い、ボランティア活動が円滑に行われるよう努める。

1 被災地のニーズの把握と受入れ体制の確保

(1) 村の対策

ア 村は、社会福祉協議会と協議し、被災地におけるボランティア・ニーズの把握に努めるとともに、ボランティア情報の広報に努める。

イ 村は、災害対策本部において、ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターが主導して行うボランティアの受入れ、需給調整、相談指導等の活動に対し支援を行う。

ウ 村は、ボランティアの需給状況等について、随時、県に報告する。

(2) 社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部等ボランティア関係団体の対策

社会福祉協議会等ボランティア関係団体は、村及び県の支援のもとに、災害時ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受付業務を行うとともに、ボランティアの需給調整、活動、相談指導等を行う。

2 ボランティア活動拠点の提供支援

(1) 村の対策

村は、災害対策本部にボランティア担当窓口を設置するとともに、ボランティアが自由に使用できるスペース（活動拠点）を確保する。また、必要に応じ、物資等の提供を行い、ボランティア活動の支援を行う。

(2) 社会福祉協議会の対策

ア 県社会福祉協議会は、福祉救援ボランティア活動の連絡調整を行う拠点として福祉救援県本部を設置し、情報の収集・提供を行うとともに、福祉救援現地本部、福祉救援広域本部、行政等関係機関との連絡調整を行う。また、必要に応じ、福祉救援現地本部の行うボランティアの登録・受入れ、コーディネート、派遣の支援を行うとともに、活動に必要な機材・物資の調達等の支援を行う。

イ 村社会福祉協議会は、福祉救援現地本部を設置し、ボランティア・ニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、具体的活動内容の指示、派遣先、人員等の調整、活動に必要な物資の提供等を行う。

(3) 日本赤十字社長野県支部の対策

村及び県の災害対策本部内に赤十字防災ボランティアの活動拠点を設置するとともに、ボランティア・ニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、コーディネート、派遣、必要な物資の調達等の支援を行う。

第 35 節 義援物資、義援金の受入れ体制

大規模な災害が発生した場合には、村及び県は、日本赤十字社長野県支部、社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関と連携を図りながら、国民、企業等から寄託された義援物資及び義援金を、迅速かつ確実に被災者に配分するため、受入れ、保管等の公正かつ円滑な実施に努める。

1 義援物資及び義援金の募集等

(1) 義援物資

ア 村は、県及び関係機関等の協力を得ながら、被災地が受入れを希望する義援物資を把握するとともに、被災地の需給状況を勘案し、募集する義援物資の種類や数量を周知する。

イ 村は、県及び関係機関等と連携して、住民、企業等が義援物資を提供する場合には、被災地において円滑な仕分けが可能となるよう、梱包に際して品名を明示するなど配慮した方法について周知する。

(2) 義援金

ア 県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関は、相互に連携を図りながら、募集方法、送り先、募集期間等を定めて義援金の募集を行うものとする。

イ 県が実施する義援金は、次の区分によるものとする。

(7) 委員会に寄託し配分する義援金

(4) 被災地へ直接送金する義援金（被災地が特定される場合）

2 義援物資及び義援金の引継ぎ及び配分

(1) 義援物資

村は、義援物資を配分するまでの間、損傷、紛失等のないよう適正に管理する。

(2) 義援金

県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関に寄託された義援金は委員会に引き継ぎを行い、委員会は、被災状況等を考慮のうえ、対象者、配分内容、配分方法等の基準を定め、被災市町村を通じて適正に配分するものとする。

第 36 節 災害救助法の適用

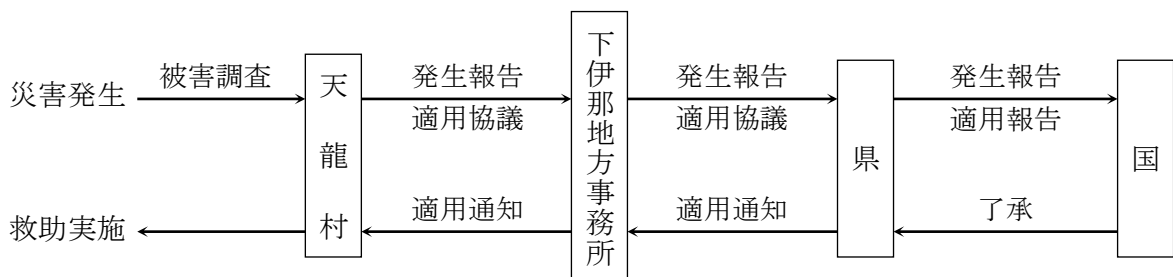
村の被害が一定の基準以上かつ応急的な復旧を必要とする場合、災害救助法を適用し、被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。

災害救助法による救助は、知事が行い、村長は知事を補助する。ただし、知事による救助にいとまがないときは村長が行う。

1 災害救助法の適用

- (1) 村長は、災害による被害情報を迅速に収集把握し、直ちに下伊那地方事務所長へ報告するとともに、災害救助法の適用について検討を行う。
- (2) 村長は、災害救助法による救助が必要と判断した場合、知事に対して法適用の要請を行う。
- (3) 村長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

法の適用事務



2 救助法適用の判定

次の基準に基づき、災害救助法の適用に該当する又は該当する見込みがあると認めた場合は、災害救助法に該当する災害とする。

災害救助法の適用基準

- (1) 法適用は市町村を単位とする。
- (2) 原則として同一の原因による災害によるものであること。
- (3) 被害が次のいずれかに該当するものであること。

ア 市町村における住家の被害が、次の表に掲げる人口に応じた滅失世帯数（全壊、全焼、流失等により住家の滅失した世帯数をいい、半壊、半焼にあつては、全壊、流失等の2分の1世帯、床上浸水にあつては3分の1世帯として換算する。以下同じ。）に達したとき。

市 町 村 の 人 口	住 宅 滅 失 世 帯 数
5,000 人未満	30 世帯以上
5,000 人以上～ 15,000 人未満	40 世帯以上
15,000 人以上～ 30,000 人未満	50 世帯以上
30,000 人以上～ 50,000 人未満	60 世帯以上
50,000 人以上～100,000 人未満	80 世帯以上
100,000 人以上～300,000 人未満	100 世帯以上
300,000 人以上～	150 世帯以上

(※本村にあっては人口 1,622 人（平成 24 年 3 月 31 日住民基本台帳）であることから、住宅滅失世帯数は 30 世帯以上である。)

イ 被害が相当広範囲にわたり、県内の滅失世帯数が 2,000 世帯以上あって、当該市町村の滅失世帯数が前表の滅失世帯数の 2 分の 1 に達したとき。

ウ 被害が広範な地域にわたり、県内の滅失世帯数が 9,000 世帯以上であって、市町村の被害状況が特に援助を要する状態であるとき。

エ 市町村の被害が次のいずれかに該当し、知事が特に救助の必要を認めたとき。

(ア) 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。

(イ) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたとき。

3 救助の実施

(1) 救助の役割分担

村長は、知事から救助について委任された場合は、職権に基づき救助を行う。

委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を知事に報告しなければならない。

(2) 救助の実施基準

救助の実施は、資料 7－1 の基準により行う。

第 37 節 観光地の災害応急対策

観光地へ通ずる道路が、豪雨、豪雪、地震など災害により寸断され、観光地が孤立状態になった場合の救出活動や観光客の安全の確保について、国、県、関係機関と連携し、対応していく。

1 観光地での観光客の安全確保

- (1) 村は、観光地での災害発生時の県、関係機関、関係団体との連絡体制を整備し、被害状況の把握、観光客の保護、救助について迅速に対応する。
- (2) 村は、観光地での災害発生時には、本章第 7 節「救助・救急・医療活動」に基づき、観光客への的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況を早急に把握する。
- (3) 飯田広域消防本部は、観光客の救助活動に当たり、県警察本部と活動区域及び人員配置の調整について密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行う。

2 外国人旅行者の安全確保

- (1) 村は、県と連携して、県において事前登録されている通訳ボランティアを避難所へ派遣し、外国人旅行者に対する情報提供や要望の把握を行う。
- (2) 村は、観光地の観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導を行う。